

## 第一百四十分会

## 参議院大蔵委員会会議録第六号

平成九年三月二十七日(木曜日)  
午前十時五分開会

## 委員の異動

三月二十四日 辞任 千葉 景子君  
三月二十五日 辞任 松前 達郎君  
三月二十七日 辞任 千葉 景子君

補欠選任  
松前 達郎君

政府委員  
国務大臣 大蔵大臣 三塚 博君

千葉 景子君  
藁科 満治君  
吉岡 吉典君  
山口 哲夫君

参考人  
国民金融公庫総裁 尾崎 譲君  
日本開発銀行総裁 保田 博君

日本輸出入銀行 総裁 保田 博君

## 本日の会議に付した案件

○中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送出付)、平成九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

○(大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は前回聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○河本英典君 自民党の河本でございます。

きょうは、中東開銀加盟措置法及び世銀、I.D.A.の加盟措置に関する法律の質疑をさせていただきます。

先般の大蔵委員会なり予算委員会なりで、財政が非常に厳しいということがたびたび言われておるわけでござりますけれども、その財政の厳しい中でこうして海外にお金を出すということの意義というのをここできつちりしなきやいけないといふことを最初に思うわけでござります。おつき合いということもござりますし、それから海外への援助ということもあるわけでござりますけれども、特に今度新しく出資するということで中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟ということで、これは新しく取り組むものでありますけれども、まずは我が国の財政事情の厳しい中、国際機関を支援していくことの意義を伺いたいと思いますし、国民にわかりやすい説明をするためにもお話をいろいろ聞きたいというふうに思うわけでございます。そこから、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(神原英資君) 國際開発金融機関への支援は、我が国にとっても次のよう大きな意義を有するというふうに思っております。

世銀を初めとする国際開発金融機関は、貧困削減、環境問題あるいは人口問題といった国際社会共通の課題について重要な役割を担っているわけでございます。我が国でも、戦後の復興のプロセスで例えれば新幹線について世銀の融資を受けたというようなことがござります。ですから、私どもとしても、日本が成長するにつれて国際社会での應分の役割を担つて国際社会全体の発展に尽くしていくということが非常に必要ではないかというふうに思つておる次第でございます。

また、例えれば世界銀行というのは七千人の専門家を抱えているわけでございまして、私どもいろ

いろいろ努力はしておりますけれども、世界のすべての地域について専門家をそれほど多数抱えておりませんので、世界銀行等の開発金融機関の専門家、あるいはそのエキスペーティスト、そういう者を有効に利用するということもまた非常に重要なことではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

また、我が国企業もこういう国際開発金融機関の融資と協調融資をしたり、いろんな形でそういうところに参加しておりますので、我が国の企業にとつてもかなりメリットが大きいということをございます。

的な運用、あるいはその組織の見直しというのに  
は積極的に取り組んでおるわけでござりますの  
で、今後とももちろん二国間援助とというのもそれ  
なりの役割があるわけでございますけれども、こ  
ういう開発金融機関を通じた国際社会への貢献と  
いうのも極めて重要なものだというふうに思って  
おる次第でございます。

○河本英典君 今お読みこなされた新幹線がどう  
初借りたとということを、私はそのころ高校生ぐら  
いだったんですけども、世界銀行の存在というう  
のを初めて知ったのは、新幹線でそういうお金が  
出たということを聞いておりまして、世界銀行と  
いう正式の名前かと思っておりましたらちゃんと  
長い名前があるわけでございまして、改めて振り返  
ってみてありがたかったんだなというふうに思つて  
思つてはいるわけであります。裏返しますと、これ  
からそういうことが、資金が必要な国にそろし  
たお金を循環させていくということは非常に大事  
な役割であると思うわけでございます。

今、少しお話をしました二国間で行われる援助で  
すか、二国間援助と比べてこうした国際機関を通  
じて行われる援助は、その効果の面でどのように  
違うのかなというふうに思うのでありますけれど  
も、少しお話を伺いたいと思います。

○政府委員(柳原英資君) 確かに、国際開発金融  
機関を通じた援助は二国間援助に比べまして日本

の名前とていうか日本の顔が直接見えない、そういうことはあるわけござりますけれども、例えれば、二国間援助にないようなメリットを持つていてる。例えば、世界銀行が構造調整融資というようなことをやつておりますけれども、その融資をするときにはその当該政府に特定の政策をとれと、あるいは民営化を進めると、規制の緩和を進めると、そういうようなりコメントーションをするわけですがござりますけれども、二国間ではなかなかこれがやりにくい、内政干渉というようなことになつてやりにくいというようなことがござりますけれども、国際開発金融機関の場合にはそういうことが比較的やりやすいということで、その政府に対してもかなり積極的にいろいろな政策提言をでかけるというようなメリットがございます。それから、先ほども申し上げましたけれども、これらの機関というのはそれぞれ大変なエクスペーティス、専門知識を有しておるわけでございまして、その専門知識、専門家を我々が活用することができます。それから、やはり多數の国にまたがる、地域的に広がりのある、そういう支援ができるというようなことで、例えばメコンデルタ地帯というようなところの開発をやろうというような計画がアジア開発銀行を中心にありますけれども、そういうことをやる場合には、やはり国際開発金融機関からの援助というのが非常に有効であるということをございます。

ただ、当然のことながら我が国の考え方、我が国の政策、そういうものを国際開発金融機関の運営に生かしていくかできないということはござりますから、それに對して我が国は今まで非常に大きな努力を払っておりますし、今後とも日本政府の考え方が国際機関の政策に反映されますように努力をしたいというふうに思つております。

○河本英典君 触媒機能という言葉が適當かどうか知りませんけれども、民間資金を導入してやるということは少しのお金で膨らますことができる

ということで、まさしく経済活動そのものであると思うわけであります。そうした大麦アクティブな資金援助になるというお話をございます。今、専門知識やネットワークを通じてそういうことが活用できると、国際機関の。先ほど七千人の人材というお話を出ましたけれども、そうした国際機関というのは、一度つくってしまいますと、今行政改革が日本で言われておりますように、肥大化してしまいまして組織維持のために逆にむだとか、例えばダム建設などで自然環境を破壊するような行為につながらる、環境破壊や住民を移転させて人権問題を起こすような場合も出てくるというようなことも聞いておるんですけども、一つの独立した国際機関でありますので、国のお金を有効に使ってもらうという意味では使っていただけているんでしょうけれども、別にまた問題を引き起こすという危惧もあると思うんですねけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(柳原英賀君) 環境問題には特に今世界銀行を始めとする開発金融機関が積極的に取り組んでおりまして、プロジェクトをやるに当たって、環境への影響ということでABCと三つぐらいのカテゴリーに分けまして、環境への影響が大きいと思われるような案件については環境アセスメントというのをして、それに基づいて融資をしているというようなことをやっております。環境あるいは貧困の問題、そういう社会問題に非常に積極的に世界銀行は取り組むようになつております。して、例えば環境関連のNGO等との対話もこのところ非常に積極的にやっているというような実情でございます。

ということで、まさしく経済活動そのものであるな資金援助になるというお話をございます。今、専門知識やネットワークを通じてそういったことが活用できると、国際機関の。先ほど七千人の人材というお話が出来ましたけれども、そうした国際機関というのは、一度つくってしまいますと、今行政改革が日本で言われておりますように、肥大化してしまいますと組織維持のために逆にむだとか、例えばダム建設などで自然環境を破壊するような行為につながる、環境破壊や住民を移転させて人権問題を起こすような場合も出てくるというようなことも聞いておるんですけれども、一つの独立した国際機関でありますので、国のお金を効率的に使ってもらおうという意味では使っていただけいるんですけども、別にまた問題を引き起こすという危惧もあると思うんですねけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(柳原英賀君) 環境問題には特に今世界銀行を初めとする開発金融機関が積極的に取り組んでおりまして、プロジェクトをやるに当たって、環境への影響ということでABCと三つぐらいのカテゴリーに分けまして、環境への影響が大きいと思われるような案件については環境アセスメントというのをして、それに基づいて融資をしているというふうなことをやっております。環境あるいは貧困の問題、そういう社会問題に非常に積極的に世界銀行は取り組むようになっておりまして、例えば環境開拓のNGO等との対話をこのところ非常に積極的にやっているというような実情でございます。

また、先ほど、一度組織ができてしまうとなかなか組織が減らないじゃないかというようなお話をございましたけれども、確かに全体としてはその傾向がござりますけれども、特に世界銀行等、今開発金融機関は大変積極的にコストの削減、効率化ということに取り組んでおりまして、先ほど私七千人と申しましたけれども、九四年には七千人いたわけでございますけれども、既に今は六百

人ほどそこから人員を削減しております。六千四百人強ということに現在なっておりまして、そういう意味で積極的に効率化に取り組んでいるということ。そういうことをしないと、これは日本のみならず各國政府とも非常に財政事情が苦しいということがございますので、そういう中で各國政府の支援を得るために、積極的な効率化あるいは組織の改革というのをやらざるを得ないし、それを極めて積極的に進めているというのが現状でございます。

○河本英典君 今、国際機関全般のお話をさせていただいているわけですから、今回、中東開銀は中東、北アフリカを対象にされるわけだけれども、世銀があり、第二世銀があり、それからアジア開発銀行があるとか、いろいろ地域開発銀行とのテリトリーといいますか、もちろん設立の当初は明確につくる意味というのははつきりされておるわけですから、オーバーラップといいますか、いろいろ役割が重複していくようなおそれもあって、むだなことにはならないかなというようなことも考えられるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(榎原英賀君) 國際開発金融機関には大体二通りのタイプがございまして、一つは全世界を対象とするような国際開発金融機関、これは例えば世界銀行あるいは世界銀行グループと呼ばれております、今度お願ひしておりますIDA、第二世銀とか、IFCとか、そういう組織がございます。一方で、特定の地域を対象としている国際開発金融機関というのがございまして、これは例えればアジア開発銀行あるいはアフリカ開発銀行、歐州開発銀行等があるわけでございます。今度の中東・アフリカ開銀もこの地域国際開発金融機関の一つでございます。

やはり、そういう特定の地域を対象とする国際開発金融機関は、世界銀行のように全世界を対象にするものに比べてその地域のノウハウ、その地域に継続的に支援をしていくという意味でそれなりの存在意義があるというふうに思つております。

す。中東・北アフリカ地域については、既にアフリカ開発銀行というものがあるわけでございますけれども、今おっしゃられましたような重複を避けるという意味で、まず中東という地域は今どの地域開発金融機関もカバーしていいということとでござりますけれども、北アフリカについては、確かにアフリカ開発銀行とオーバーラップするというようなことがあるわけでございます。そういうこともありまして、今回の中東開銀については、アフリカ開発銀行がやっておりますような調整融資というようなことは行わないで、主として民間部門を対象とした融資を行なう、民間インフラといふようなことがあるわけでございます。そういうことでもあります。中東開銀について、アフリカ開発銀行がやっていますような調整融資といふようなことは行わないで、主として民間部門を対象とした融資を行なう、民間インフラといふようなことを中心にした業務を行うということで、アフリカ開発銀行と業務の重複は生じないよう、設立に当たって十分議論をし、そういうものとして今後育てていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○河本英典君 先ほど冒頭申しましたように、大変厳しい財政状況の中、今回の出資限度といいますのが、中東開銀への出資限度が四百六十八億円、それから世銀の増資の出資限度額が三十三億協定ドル、それからIDAの出資限度一千三百四億円といふふうに聞いておるわけですが、これは大変大きな金額であります。

そこで、全額払わなければいかぬのだと、何か部分的に払えばいいという話と、いろいろあるそうでござりますけれども、IDAは貧しい国、言つておるならば危ないところへ貢すからたくさんお金準備せにやいかねど、世銀への出資は少なくてこの辺を少し詳しくお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(柳原英資君) 中東開銀につきましては約四百六十八億円、また世界銀行の増資につきましては三十三億協定ドル、これは円に直しますと約四千二百八十九億円でございます。

この出資の授權をお願いしているわけでござりますけれども、実際に私どもが払い込む財政負担は、おのおのの出資限度額に対して、中東開銀に

ついてはほぼその四分の一の百十七億円、世界銀行についてはほぼその四分の一の二百五十七億円でござります。これは、中東開銀にしても世界銀行にしても、実はマーケットで資金を調達する、債券を出してマーケットで資金を調達する。その際の信用というのは非常に重要なことでございますので、そういうことで、実は授權資本という形でいただいておくということがそういう機関の信用につながる、そういうことでございまして、実際に払い込まれたその四分の一あるいは六%ということで非常に少ない財政負担でございますけれども、そういう機関に国として信用を与えるということで、かなり大きな資本の授權をいただいているわけでございます。これをベースにして、それぞれの機関が民間から資金を調達していると、それで、民間から調達するときには、非常にいい格付、それぞの政府がそういう形で授權をしておりますのでいい格付をもつて低廉な資金を調達できる。こういうことになつておるわけでございます。

また、先生からもお話をございましたけれども、IDAにつきましては貧困途上国への無利子の融資でございます。利子がゼロで、しかも極めて長期間、三十年、三十五年、四十年というような長期間の融資でございまして、この場合には出資限度額全額を実際に負担するということになつております。ただ、これは我が國も欧米諸国も極めて厳しい財政事情といふようなことでござりますので、我々の資金だけではなくて、世銀が今まで持つておる資金を最大限に活用しようとすることを増資につきましては厳しく指摘したところでござります。そういうことで、今回の増資規模、実は融資全体の規模はほぼ同じものを維持しておるわけござりますけれども、世銀グループの自己資金を使つておられますけれども、IDA 11 と呼んでおります。IDA 10 に比べてIDA 11 は、私どもが出します資本の額は、IDA 10

のときは四千七百十五億円でござりますけれども、今回は二千三百四億円ということで、ほぼ半減しておるということでおざいまして、こういう努力を各国ともIDAあるいは世界銀行に求めておるところでございます。

○河本英典君 そういう意味では、手品と言つたら失礼ですけれども、本当に便利な方法だなとうふうに思うわけです。資金需要としては、やはりお金のないIDAからの要求が一番あると思うんですけども、実際の財政支出の少なくて済む世銀であるとか中東開銀の方へ逆にたくさん出せば負担が少なくていいなというような気もいたしますけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(柳原英資君) 確かに、民間市場等で資金を調達して融資を行つておる機関に出すということであれば、より効率的な資金の運用ができるわけでござりますけれども、ただ、先生も御承知のように、今特にサバサハラの最貧困あるいはアジアの一部の貧困国、そういうところに対してはやはり無利子の資金を提供しないと彼らの経済が立ち行かなくなる、こういうことがござりますので、最貧困をいかにして救つていくのかというものが世界的に非常に大きな課題になつております。

世界的に、やはり所得格差あるいは資産の格差が非常に拡大をしているというようなこと、実際に飢餓というようなことがアフリカで進行している、こういうことがござりますので、やはりIDAのような無利子融資というのも非常に重要なもので、我々としてもそれなりの貢献をしていかなければならぬというふうに思つております。

○河本英典君 日本国の金利が大変安いので、為替の問題さえなければ日本はそういう意味でたくさん出してあげたら非常に喜ばれるんじゃないかなというような気もいたしませんけれども、今お話をさせていただいたのは全般のお話でございまして、今度は十一回目の増資でございます、IDA 11 と呼んでおります。IDA 10 に比べてIDA 11 は、私どもが出します資本の額は、IDA 10

のときは三千七百十五億円でござりますけれども、今回もIDA 11 は二千三百四億円でござります。これは、中東開銀にしても世界銀行にしても、実はマーケットで資金を調達する、債券を出してマーケットで資金を調達する。その際の信用というものは非常に重要なことでございますので、そういうことで、実は授權資本という形でいただいておくということがそういう機関の信用につながる、そういうことでございまして、実際に払い込まれたその四分の一あるいは六%ということで非常に少ない財政負担でございますけれども、そういう機関に国として信用を与えるということで、かなり大きな資本の授權をいただいているわけでございます。これをベースにして、それぞれの機関が民間から資金を調達していると、それで、民間から調達するときには、非常にいい格付、それぞの政府がそういう形で授權をしておりますのでいい格付をもつて低廉な資金を調達できる。こういうことになつておるわけでございます。

また、先生からもお話をございましたけれども、IDAにつきましては貧困途上国への無利子の融資でござります。利子がゼロで、しかも極めて長期間、三十年、三十五年、四十年といふような長期間の融資でございまして、この場合には出資限度額全額を実際に負担するということになつております。ただ、これは我が國も欧米諸国も極めて厳しい財政事情といふようなことでござりますので、我々の資金だけではなくて、世銀が今まで持つておる資金を最大限に活用しようとすることを増資につきましては厳しく指摘したところでござります。そういうことで、今回の増資規模、実は融資全体の規模はほぼ同じものを維持しておるわけござりますけれども、世銀グループの自己資金を使つておられますけれども、IDA 11 と呼んでおります。IDA 10 に比べてIDA 11 は、私どもが出します資本の額は、IDA 10

のときは三千七百十五億円でござりますけれども、今回もIDA 11 は二千三百四億円でござります。これは、中東開銀にしても世界銀行にしても、実はマーケットで資金を調達する、債券を出してマーケットで資金を調達する。その際の信用というものは非常に重要なことでございますので、そういうことで、実は授權資本という形でいただいておくということがそういう機関の信用につながる、そういうことでございまして、実際に払い込まれたその四分の一あるいは六%ということで非常に少ない財政負担でございますけれども、そういう機関に国として信用を与えるということで、かなり大きな資本の授權をいただいているわけでございます。これをベースにして、それぞれの機関が民間から資金を調達していると、それで、民間から調達するときには、非常にいい格付、それぞの政府がそういう形で授權をしておりますのでいい格付をもつて低廉な資金を調達できる。こういうことになつておるわけでございます。

また、先生からもお話をございましたけれども、IDAにつきましては貧困途上国への無利子の融資でござります。利子がゼロで、しかも極めて長期間、三十年、三十五年、四十年といふような長期間の融資でございまして、この場合には出資限度額全額を実際に負担するということになつております。ただ、これは我が國も欧米諸国も極めて厳しい財政事情といふようなことでござりますので、我々の資金だけではなくて、世銀が今まで持つておる資金を最大限に活用しようとすることを増資につきましては厳しく指摘したところでござります。そういうことで、今回の増資規模、実は融資全体の規模はほぼ同じものを維持しておるわけござりますけれども、世銀グループの自己資金を使つておられますけれども、IDA 11 と呼んでおります。IDA 10 に比べてIDA 11 は、私どもが出します資本の額は、IDA 10

け取ったんですけど、植民地の関係があつてフランスであるとかヨーロッパ諸国、それから向こうの方の国々がもう少し出してもええやないかなという気もしたんですけど、我が国が非常に遠い中東・北アフリカの開銀に割と中心的な存在になるという意義というのは、どの辺にあるんでしょうか。

○政府委員(榎原英資君) 先生御承知のように、この地域は古い歴史があるわけでございまして、ヨーロッパ、特にアメリカ、ロシア等がいろんな形でこの地域に関与してきたところ、政治的にも非常に歴史上問題になつた地域でございます。

先生御指摘のよう、伝統的には我が国はこの地域に余り足がかりを持っていなかつたというところでござりますけれども、むしろ足がかりを持つていなかつただけに、こういう国際機関を通じて中東・北アフリカ支援にかかわるというのを我が国にとって大変プラスではないかというふうに考へておるわけでございます。

ヨーロッパにせよアメリカにせよ、歴史的な経緯もござりますから、そういう意味でこういう意味というのを持つておるわけでござりますけれども、それに比べて我々は若干そういうものについて歐米におくれておるところがあるということでござりますから、そういう意味でこういう国際機関を通じてこういう地域とかかわっていくということは大変我が国にとっては有意義なことではないかと。

特に、こういう国際開発金融機関は出資額に応じて発言権を持てるということでございまして、国連等は一国一票でござりますけれども、こういふ開発金融機関は出資額に応じた発言権、投票権を持つておるわけですから、この中東開銀の運営については我が国は九・五%の投票権を持つということになるわけになります。そういう意味で、今後この地域、我が国にとっても例え資源等で非常に重要な地域でございますので、積極的にかかわっていくためには今までの歴史的経緯等をかんがみますと、こういう国際機関

を通じてかかわっていくことは大変有効であろう、そのように考へておる次第でございまして、中東が安定することが世界平和への一大事なボイントではないのかという共通認識があります。

○河本英典君 経済的な意味で、そういうかかわりを持つていくということは非常に大事なことだと思います。また、一番政治的には遠いところだと思ふんですけれども、せっかくこうしてお金を出すんですから政治的な発言なり政治的なつながりというのを

強めていただきたいなというふうに思つわけですけれども、その辺を少し大蔵大臣からお聞かせいただきたいと思います。これは、外交的な問題も含めまして、大いにそ

の発言権を増すようなスタンスをとるということですが、別に金を出したから威張るということじゃないんですけれども、せっかく出しますので政治的なつながりというのをつくるということは大変大きな事じやないか、いいタイミングじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) 今、河本先生と国金局長の質疑応答の中で具体的な項目は御承知をいたしましたけれども、その辺を少し大蔵大臣からお聞かせいただきたいと思います。

議員から御指摘を受けております、財政極めて困難な折あえてここに税金を投入するということは大変我が国にとっては有意義なことではないかと。しかし、さはざりながら各國とも財政窮乏で、国際機関の出資金等については深刻な国際の問題がござります。そういう中で最小にして最大、しかしながら國の風格に合つた、経済力に合つたぎりぎりいっぱいのところを考えながらとり進めてまいりと。こういうことで、霸權を求める我が国が経済的手段、その根底に人道的また地域平和、安定ということで考えますと、我が国の立場といふものは大変大事でありますし、何の因縁もないシルクロードでつながつておつた中東でありますから、そういう点で戦後中東とのかかわり合いがエネルギーで出てまいりました。そういうことの中でも、請われてやるということですタートをしたことが今度は積極的な形の中で全力を尽くす、これも国会の皆様、議員各位の審議の御決定の中でそれをスタートさせていただく。

これがだけの議論が出ておるわけありますから、有効適切に大事な税金が目的どおりこのこと生が生かされていく、我が国の今後の展望に確かにベースがそこででき上がつていくということになります。ただ、クリントン大統領は、二月四日の一般教

続けた地域であります。そういう中で宗主国がそれあります中で利害の衝突のあるところでござりますが、中東が安定することが世界平和への一大事なボイントではないのかという共通認識があります。

それと、油ごい外交という言葉で象徴された一時期、油が欲しいからそつちに援助するのかねと、こういうストレートなこともございました。そういう中で、全くそれはなしとしない、友好關係を確立しておりますことがエネルギー源を確保する国益にかなうものでありますから、あからさまな形での外交また援助の体系をとりながら我が国が対応してきたことは事実であります。

今回の問題を特別だと申上げませんが、極めて入りやすい形の中で中東及びアフリカにアプローチしていく、それも発言権がキープされる組織の中でござりますから、精いっぱいの努力をしていくと。しかし、さはざりながら各國とも財政窮乏で、国際機関の出資金等については深刻な国際の議論がござります。そういう中で最もして

算の時期が違うからなのか知りませんけれども、そういうこととすればあるそうですが、そこも少し伺つておきたいと思います。

○政府委員(榎原英資君) アメリカは昨年の十一月に協定に既に署名をしております。協定の署名に当たっては、これは議会の承認を得ているということでござりますから、設立そのものというこ

とについては議会の承認を得て既に署名をしてるという状況でございます。

ただ、同國の出資に必要な予算は九八年度の予算案に計上されています。九八年度の予算案に国務省所管の二国間援助予算の一部として五千三百万ドルが計上されていますけれども、御承知のように、アメリカの会計年度は十

月一日から九月三十日でございますので、九八年度予算の恐らく最終的な審議はことしの八月あるいは九月に行われるということでござりますけれども、若干日本と比べて遅くなるということです。予算年度のずれということで私どもより六ヶ月程度出資についてはアメリカの議会の承認がおくれる、おくれるということではございませんけれども、若干日本と比べて遅くなるということでございます。

ところでございます。

○河本英典君 今、大蔵大臣からお話をいただきましたけれども、国際紛争の種というのは一つは貧困ということありますので、そこへお金を入れて還流させるとということ是非常にいいことだと思います。また、先ほども申しました環境問題にも

配慮していただきたい。これは地球環境が今大変なテーマになつておるわけでござりますし、そついた意味でも國の経済活動ということ以上に、國の外交それから國際政治の方で大きく運動して、そういうことをお願いしたいなということだと思います。

書演説で、米国が国際開発金融機関に積極的にかかわるということの重要性を強調しておりまして、議会に対してもクリントン政権は極めて積極的な働きかけを行っていくものというふうに考えられます。

○河本英典君 そうすると、日本も今外務委員会で並行してやつていただいているわけでございますけれども、うまく期日に間に合うようになりますにやらいかぬというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今までには大体中東開銀について伺いましたけれども、次にもう一つの方でございます第一世銀、IDAの法案について少し伺いたいと思います。これも基本的問題でござりますけれども、世銀の増資が我が国は、これは特別増資といふんですか、特別割り当てといふんですか、日本が今回の増資でまたシェアが上がるというふうに聞いておるわけですから、それを行う理由というのは、ずっとこれまでのシェアを資料で見せていただきながら、いろんな事情があつて各国のシェアが変わってきてるわけでございます。今回の特別増資につきまして、日本がこの特別増資を行う理由というのを、少し明確伺いたいと思います。

○政府委員(柳原英資君) 先ほど申し上げましたように、国際開発金融機関でのその投票権といふのは、出資のシェアに応じておるわけでござります。各國開発金融機関でトップのシェアを持つているのは米国でござりますけれども、私はほぼ第二位の出資国ということになつておりますけれども、今までの増資前の例えはシェアで申し上げますと米国が一七・三七%、日本が六・一五%ということで米国の三分の一というようなことになつたわけでございます。

米国と日本のGNP、経済力、そういうことを考えると我が国の発言権がもう少し増してもいいのではないか、GNPでいえばほぼその半分というようなことでござりますから、そういうことで我が国のその発言権を増すために従来とともに増

資ということに関して私どもは積極的に対応してきましたところでございます。

それからまた、先ほどもお話をございましたけれども、世界銀行の場合にはIDA等と違って全額を出資するということではなくて、その一部、六%を実際に現金として出すということで極めて効率的な資金の活用ができるということもございまして、我が国としては米国あるいはヨーロッパの国々がシェアを下げて私どものシェアをふやしてくれ、我々の発言権をふやしてくれ、こういうふうに要望していたところでございまして、今回、日本のシェアが六・一五%から八・一五%に増加することが決定されたわけでございます。

この増加につきましては、当然ほかの国のシェアが減るということでございまして、米国は一七・三七%から一七%へ、それから独仏英等もそれぞれ〇・一%程度のシェアの減といふものに応じておるわけでござりますので、私どもとしては日本の経済力に見合った発言権を確保するためには、こうした増資といふものは非常に重要なことではないかというふうに考えておる次第でござります。

○河本英典君 先ほどから何度もお話をありますように、一国一票じゃなしに、出資に応じて発言権があるというのはまさにそういう意味では出しがい、やりがいのあることだというふうに思うわけでございます。これは、先ほどから言つておられますように、単なる経済援助という切り口だけじゃなしに、やはりこれを本当に国際舞台で発言していくなければならないというふうに思つております。

その辺について大蔵大臣、一言お願ひいたします。

○國務大臣(三塚博君) 御指摘、私もかねがね痛感をいたしておりますところでございます。

せっかく國費留学または招待留学等がございま

す。

○國務大臣(三塚博君) 御指摘、私もかねがね痛

感をいたしておりますところでございます。

せっかく國費留学

それから、もう一つは、日本国内の給与が大変よくなつてまいりまして、国際機関の職員の給与というのは日本の民間に比べるともう大変低い。日本の役人と比べてもほんとんだといふくらいの感じになつておりますて、この給与の低さというのをやつぱりもう一つの原因になつております。私も二十数年前に IMF というところに職員で出向しましたけれども、そのときは給与は非常に高くて、私の月給が五倍ぐらいになつたのを記憶しておりますけれども、今やそれが全然逆になつてしまつたというようなことがござります。そういう理由はござりますけれども、我が国としても、せっかくの資金を有效地に活用するためにも日本人職員を特に幹部クラスでふやしたい、こういうふうに思つておりますて、現在も積極的な努力を続けております。ちなみに、最近、これは大蔵省の人ではございません、ずっとアメリカに住んでいた女性でござりますけれども、西水美恵子さんという日本人女性が初めて地域担当の副総裁に就任しております。今後とも、そういうアポイントメントが次々出てきますように、私どもとしても世界銀行初め国際機関に積極的に働きかけていきたい、そういうふうに思つております。

○河本英典君 ありがとうございました。

○益田洋介君 法案に関する質問に入る前に、きょうはお忙しいところ大蔵大臣に御出席いただいたて、余り答弁を求められていない様子なので、最初に大臣に二、三お伺いをさせていただきまます。

まず、三月二十四日、衆議院の税制特別委員会におかれまして、自由民主党のある委員の方から質問に、薄井政府委員とそれからその政府委員の答弁を補てんするというような形で大蔵大臣が答弁をされておりました。薄井政府委員の答弁の骨子はどういうことかと申しますと、少子・高齢化が進むと予測されるので、勤労世代の給与所得だけに重い税金をかけるのは無理がある、消費に応じて老人が負担することによって子供や孫が樂になるだろう、したがつて、中長期的には消費課

税は大切にしていかなければならぬ、こういつた趣旨の答弁をされた。

それを受けて大蔵大臣は、消費税の再引き上げの必要性を示唆する発言をされ、そして直間比率の見直しを進める、こうしたこと述べられて、このことを一部の報道機関が、大臣みずからが消費税率の再引き上げの必要性を示唆したものであるというふうに報じたために、翌二十五日、株価が五百円以上急落いたしまして、一万八千円台割れ寸前にまで下げたわけでございます。

日経の平均株価が一万八千円を割るということになりますと、もともと力の弱い、体力の弱い金融機関におきましては保有株の含みはすっ飛んでしまう。したがって、三月末の株価がこの水準を下回ることを恐れて、それを未然に防ぐために当局は、土地の流動化策を打ち出すとかあるいは金融債も元本を保証するというさまざまなもので、口先介入といふうに市場では言つてているそうですが、そういう形で相場を支えてきたわけでございますが、その結果として、日経の平均は先週末までに五日間で七百三十円近く上昇して、マーケットでは、一部には月末には一万九千円前後に推移するのではないかという予測があつたわけですが、一気にそうした安定的な株価が低落した。

こうした発言は闇議でよくお話し合つて、そして橋本内閣の重要なポストを占める大蔵大臣として公式のこうした特別委員会の場で発言をされたわけでござりますから、私は、そうした考え方方が政府の統一見解かと驚きましたが、翌日慌てて、株価の低迷を受けて、一〇〇五年までは増税を視野に入れないと、こういうふうに一転した発言をされているわけでございます。どちらが本音なのか。二十五日の記者会見での蔵相の発言は、単なる国民に対するリップサービスにすぎないのか。実際は、内閣としては将来的にまた、五%にまでアップして大問題になつたばかりでございますが、将来的な消費税の税率アップというのを考えていらっしゃるのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) お答ええますが、前後しておるところは後ほどおわかりいただけることでありまして、それは時間の、時間帯、発言したのは正確に発言しておるわけですがけれども、通信社がすぐに打つものですから、見出しが私の発言の真意と違う見出しがなつておりましたことが市場に影響を与えた、こう報ぜられておるわけでござります。

そういう時差の問題がありまして、翌日閣議後の定例記者会見におきまして、時事通信でありますけれども、私は通信社の名前をきちつと言いましたとして極めて遺憾と、発言の真意を明確に伝えておればそういうことにならぬのに、見出しがそういうことになつたことで市場に影響を与えたことは全く本意ではないし、残念至極だし、遺憾なこと、十二分に今後注意をされたいと、こう申し上げたところであります。

そこで、税制について、消費税についてのただいまの御質疑でございますが、既に何回も申し上げておりますとおり、財政構造改革そして今後の税制のあり方等については、それを視野に入れてどうするということではなく、ひたすら六つの改革、このことの前進のために全力を尽くすことによつて財政の健全化を図つてしまりたいと、こう申し上げてきておるわけございますので、この大前提が、当日もそのとおり申し上げつつ最終的な論議の中でそのことが行われております。自民党の議員ではございませんんで、民主党の議員さんの御質疑であつたわけございまして、論議を税制の基本的なあり方としてということで議論がありました。

よつて、高齢化社会、二〇一五年、国民負担が財政赤字分も入れますと大変な、五〇%を超えて七〇に近くなるなどという計算もこれあり、それはそれとしても、まず健全財政をやり抜いていくことが大事ですし、国民の負担は税にだけ頼るという従前の形ではなく、自助努力、保険料その他ということになるわけでありますが、そういうことも真剣に論議をしていくべきときであります。

土地の有効利用については以前から、実は土地政策の基本が発表されましてから、大蔵省、法務省、国土庁、建設省等々との連携、協議をやりまして、不良債権化しております担保である土地の有効利用証券化、これについて進めてきておりまして、ようやく輪郭が出来ましたのですから発表をいたしたところでございます。これも我が国が経済に極めて有効に働いていくことになればと思つております。

先ほど民主党と申し上げましたが、質疑者は新進党の中野清議員でございました。

○益田洋介君 次に、国連を中心として、今回の法案にも関連しますが、国際開発金融機関ではかなりさまざま面での行政改革を訴えて、その機運が高まってきてるわけでございますが、我が国の行政改革のかなめであります大蔵省の改革、これについて若干の質問をさせていただきたいと思います。

御案内とのおり、現在の大蔵省は徵税権、予算編成権、企画立案、検査・監督、破綻処理と、すべて金融・財政に関する問題を丸抱えにしているわけでございまして、その運営にやはり物理的に無理が生じてきたのがさまざま最近における大蔵省に絡んだ、あるいは大蔵省の体質が招聘したことと思われる不祥事あるいは不都合の元凶の一つである。そこで、大蔵省の改革の論議が積極的になってきたわけでござります。

今回の法案を見たところ、あるべき金融行政の姿を本来であれば徹底的に今の段階で議論すべきであると私は思いますが、実際は大蔵省の分割論のは是非が先行したという印象をどうしても免れないわけでございます。ですから、本来であれば預金者保護また利便性の高い金融サービスの提供のための改革という当初の本来の目途とした改革案からはかなり視点が抜けた法案になつていて、これは私の偽らざる印象でございます。

予算編成権を官邸に移したい、この議論も長期間なされていきますが、これはアメリカの事例を念

頭に置いてのことだと思いますが、大統領制をとつてあるアメリカの場合はこれは例外的でございます。日本の総理大臣をアメリカの大統領と同じような権限まで引き上げない限り、予算編成権を官邸に持つてくるということは私はできないというふうにも考えております。

そして、検査・監督権だけを分離させる。こういったことありますと、当然のことながら人員も相当数ふやさなきやいけない。約三百名ぐらいい、常時二百四十七名ぐらいを想定していいるふうに伝えられますが、これは公務員を削減していくこうという行革の趣旨とは相反するものではないか。また、支出増を財政危機の中はどうしてひねり出していくのか。こういう議論が実際になされたのかどうか、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(武藤敏郎君) 今、金融監督庁につい

ての、検査・監督を分離するということについてお話をございましたが、特にこの体制につきましては、これから基本的には充実していく方向にあるというふうに考えております。

ただ、公務員の定員というふうな具体的なお尋ねでございますけれども、全体で見ますれば、現在の行政改革の大きな流れの中で定員を抑制するあるいは削減するという方向にあると思いますが、その中で重点的な配置をしていくといふことは十分に考え得ることではなかろうかというふうに考えられるわけでございます。

今回、いろいろな御議論がございましたけれども、金融機関に対します検査と監督を大蔵省、大臣のもとから分離いたしまして総理府に監督庁といふ形で新設する。これは法案の上では来年の四月から七月の間に政令で定める日から実施するということになつておるわけでござりますけれども、そういう方向については、従来の金融行政に対するいろいろな御批判を踏まえて昨年末に与党三党におきましてお決めいただきました方向に沿つたものということでございまして、これに

前に行つた。その中で、今回は過渡的な措置であります。根本改革は今後の課題にするのでこれでいるわけでございますので、抜本的な改革はこの法案に対する説明を自民党的な総務会で法案提出の直前に承していただきたい、そういうトーンで出発しているわけですが、そういうことで、抜本的な改革はございませんので、その法の提出の時点から既に考えていない、そのように私は理解するわけでございます。

そしてまた、例えば免許取り消しによる破綻処

理についても、法案では、信用秩序に重大な影響を与えるおそれがあるときは大蔵省との事前協議を義務づける。どういう場合を信用秩序に重大な影響を与えると解釈するかということについては、何ら言及がなされていない。私は、これは財政資金の投入を余儀なくされる場合ではないかと推定しているわけでございます。そうしますと、ほとんどの案件にこれは大蔵省がかかる可能性が出てくる。全く機能が分離していない。

さらに申しますれば、破綻処理に当たつては、

今は金融監督庁に加えて大蔵省、日銀、預金保

険機構の四者がかかわってくる。こういうことで

は金融破綻のときに即刻の判断をするともでき

なくなるし、意見の相違が生じた場合には四者の

間で收拾がつかなくなるような結果になるんじゃ

ないか。もつと複雑な機構、機能が実現されてしまふのではないか。そういう私は懸念を持つわけ

でございます。

この金融監督庁の設置法案というのが、何でこ

ういうふうな骨抜きのよつた形にされてしまった

のかということを考えてみると、昨年の十二月

に与党三党は法案づくりを総理府に設置しました

設立準備室にむだねた。しかし、配属されてきた

二十五人の官僚のうち、十五人は大蔵省の役人で

あります。これでは大蔵省の思いのとおりに法案

が骨抜きにされるのは当然のことです。そして、

与党の途中のチェックも報告もなしままに先月末

に準備室が提出した法案の概要を与党三党は了承

してしまった。そういうのが実態であります。これは、やはり政治が怠慢であったと言わざるを得ないと私は考えるわけでございます。

それから大蔵省としては、この十五人の設立準備室のメンバーは、やはり金融行政の頭脳に当たる企画立案部門を本丸として死守しようとしていること、論議の焦点を検査だけの分離かあた。ですから、本来であれば検査機能の分離かあるいは検査・監督の一体分離かという論議にすりかえてしまった。これが実態であると私は考えます。

このように、役所に法案づくりを任せれば骨抜きにされるのはわかり切つたことで、私は、こうした重要な法案についてもやはり議員立法すべきであるというふうに考えます。まさに政治の怠慢、最終的には企画立案を含めて財政と金融の完全分離という、そつした方向まで持っていくなければならぬんではないかと考えます。

○国務大臣(三塚博君) 益田議員の段々の御見解をお聞きしておりますが、大分誤解があらわれる見解をお伺いしたい。

本件は、住専の大論議の中におきまして、今後の金融システムはどうあるべきかと。国民の強い批判もこれあり、政治としてこれに取り組ませていただいたところでございます。御案内のとおり、総選挙前でありますけれども、与党三党が真剣に代表者会議を、連日と言つていいほど非公式のやつを入れまして協議が行われてきたところでございます。そして、検査・監督を中心とした役

所、独立機関、三条機関などの八条機関などのか、こういう論議、そこで人員の配置はどうするか、定員削減の厳しい行革の観点の中で本件のス

タッフはどうあるべきかということから国内の金融システムのあり方、そして日本は経済国家リーダー国になつておるわけでありまして、国際金融に占める我が国の金融のあり方、本件を二党の幹事長そして政策責任者、書記長、いわゆる政策責任者六者会談、その前にそれぞれの党の政策担当

者、プロジェクトチームをつくりながら本件に対して論議をしてきたところであり、総選挙後、さらにその決められた公約の基点を踏まえてかんかんがくがくの論議を進めまして最終的な答申が政府に出されると、総理、総裁に出されて、政府としてこれにどう取り組むかということで段々の報道のとおり、忠実に三党の決定事項に基づいて完了分離をすると、こういうことでございました。

そのときに、企画立案の機能は大蔵省に残す、金融局として銀行、証券を一局に統合する、こういうことに基本的に決まりまして、そういう中で総理大臣、主管大臣という位置づけの中で、総理府においてただいま真剣な法案作成の努力をされまして本件の提案と、こういうことに相なつたところであります。

基本だけ申し上げさせていただきました。よろしければ、それを担当した総務審議官から補足説明をさせます。

○政府委員(武藤敏郎君) 一つ、信用秩序の維持というのはどういうことなのか。ほんどのときには大蔵大臣がかかるのではないかといふような御趣旨のお尋ねがございましたけれども、信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあるかどうかということの判断は、金融監督庁を所管する主任の大臣であります内閣総理大臣自身が御判断されることになります。したがいまして、そういう判断がない限り、大蔵省が関与することは起らぬわけでございます。

その関与する考え方方は、破綻処理が必要になつた場合に、現行のスキームのままでその処分をいたしますと取引者等に重大な影響を及ぼすという

そういうおそれがある場合、協議される事項も現行スキームで予定していいないよう善後策を講ずる。それは、財政資金の投入というような直接的な言及がございまして、協議の中においてもとられていく措置でございますけれども、具体的な例として挙げれ

ば、そういう場合にも「これは新たな善後策を講ずる」ということで、企画立案を担当する大蔵大臣と協議をするということになるというふうに考えております。

それから、日銀、預金保険機構等々挙げられて、四者で即刻の判断ができるのかというお話をございましたが、そもそも日本銀行は円滑な資金の供給という観点から関係してくるものであり、預金保険機構につきましてはセーフティーネットとしての保険金の支払いということから関与されるわけでございまして、これらはそれぞれ異なる機能を発揮するわけでございますので、現在でも、これは三者ということになるわけでございまが、緊密な連携が必要なわけでございます。確かに、検査・監督が分離されたことによりま

して四者ということにはなりますけれども、それは検査・監督を分離するまた一方での必要性ということから出てきたわけでございまして、四者の適切なる連携が行われればそういう御懸念はないのではないかというふうに考えております。  
○益田洋介君 昨年末から、十一月からですが、大蔵大臣が非常に関心をお持ちの日本版ビッグバン、二〇〇一年の完了を目指しての大変意欲的な取り組みであると承知いたしておりますが、もともとこのビッグバンの論争が、金融市場の門戸の開放というのが必要になってきた直接的な引き金というものは、住専の問題ですか、大和銀行ニューヨーク支店の不祥事といった事件を招いた不透明な今までの金融、財政の手法であったといふふうに私は考へてゐるわけでございます。  
そこで、このビッグバンが完了するまでの二〇〇一年にきちつとしたやはり機構をつくり、体制を整えていく必要があるのではないか。今回の金融監督庁の設置についての法案ではそこまではとてもいかないと、私は先ほど来主張しているわけ

例えば、新しい機構と大蔵省の間の人事交流の問題でございますが、これについては法案では、長官が持つ人事権はその独立性を厳正に確保する

と述べていてるにとどまって、交流を認めるのかどうかということには全く論及していないわけでござります。したがつて、当面の間は交流を認めざるを得ないという雰囲気が、考えが私は底流にはあるようすに推測するわけでござります。このことはやはり、大蔵省から監督府に出向した場合に、片道切符であつて戻ることができないというのであればだれも行き手がないのではないかと、そつたというふうに認識をしております。

ですから、監督府の主要ポストがほとんど大蔵省からの出向者で占められる。しかも、それが監督府と大蔵省の間で定期的に交流が図られるということになれば、これは完全に、新しい機関といふよりは事実上の附属機関だと、大蔵省の附属機関にすぎなくなる、人情面ですね、そういうおそれがあるのではないかと思つております。

さらに、破綻処理などの危機管理についても、こういうふうに法案には書かれている。現行スケーム、枠組みを超える場合、新機関は大蔵大臣と協議をする。そういうわけで、これはまさに折衷案と言わざるを得ない。与党三党の中できまさぎまな議論がなされたと大蔵大臣はおっしゃつていましたが、結局、落ちつくところは折衷案になってしまった。本当にビッグバンができるのかどうか、大蔵大臣は熱心でいらっしゃる、私はこの点からも非常に不安でございます。

それから、さらにまた農林系金融機関、ノンバンクといった農林水産省や通産省が所管をしていところの金融機関については、監督府は分離して検査するのじゃなく、従来どおり共同で検査・監督するという共同管理の体制をとるべきだといふ形になつております。これは、やはり農林水産族議員と言われる人たちの圧力があつたために法案がねじ曲げられてこういう形になつた。

しかし、私たちはいまだに忘れるとはできませんけれども、あの忌まわしい住専事件、住専問題で、大蔵省は住専への銀行からの融資に総量規制というのを行つたわけですが、これが農林系の

金融機関には及ばなかった、規制がなかつた。だから、その結果として農林系の住専向けの融資が膨大に肥大して、そして、最終的に私たち新進党は反対しましたが、多額の国民の血税を投入せざるを得なくなつた。

その原因は、結局は縦割りの官庁間の言つてみれば繩張り争いのようなことが協定書というようなものを生んだ結果であり、最終的にツケは国民党に回された。まだ記憶に真新しいところでございまます。今後も、監督庁ができたとしても、農林族議員たちが新機関に圧力をかけなければ公正な検査とか監督は全く望むべくもない、不可能になつてしまふ、そういう懸念を私はいたします。さらに申すならば、今後の金融マーケットではデリバティブ、これは金融派生商品と呼んでおりますが、そうした金融ハイテク商品が主流を占めていく。そうなれば、財政担当の主計局を主流とする大蔵省が金融行政まで担当していくには相当これは無理がある、限界があるという懸念も一部にはござります。

それから、先ほども申し上げましたが、今回の改革では、金融の企画立案を担当する金融局という形にしてそのまま大蔵省に残すことになつてしまふ。ですから、大蔵大臣が重ねて強調されていきます一〇〇一年までの中央省局との省庁間の再編では、財政と金融行政の完全分離を私は目指していかなきやいけないと考えますが、大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(武藤敏郎君) 幾つかのお尋ねがございましたが、まず人事についてのお尋ねにつきましては、現在この金融検査・監督というものを大蔵省が所管しておりますので、金融監督庁に分離され、その監督庁が発足するに当たりまして大蔵省から職員が行くといいますか、向こうから見れば大蔵省から来るというのも自然なことかというふうに考えます。

問題は、その後の職員の人事についてのお尋ねかとも思ひますけれども、それは長官がすべての人事権を持つてゐるわけでございまして、長官が

お決めになることだといったふうに現時点では申し上げるのが一番適切かと思います。一般的に人事交流がどうかということになれば、省庁間の人事交流というものが総割り行政の弊害のは止のため必要だといったような御意見もあるわけですが、大蔵省の職員の定期的な交流の場になるというようなことはあり得ないといいますか、望ましくないかというふうに考える次第でござります。

それから、農林省所管あるいは通産省所管の金融機関についてのお尋ねがございましたが、この点については大蔵省からお答えする立場にございません。ただ、一言申し上げれば、この与党の合意の中で、農協系統金融、労働金融、ノンバンクなどを含めて一元化を図るけれども、農政、労政、通産行政の観點から、引き続き農林省、水産省、労働省、通産省と共管とするということが三党で明確に書かれておりますので、それに従つて法案化されたものというふうに理解しております。

それから最後に、金融局が大蔵省に残るということになりますけれども、これは、これも三党の中で企画立案を担当するものとして仮称金融局が大蔵省に残る、大蔵省には金融局を置くということを与党においてお決めいただきました。それに基づいて今後検討を詰めていくことになると思いますけれども、ただ、今委員御指摘の省庁再編の中で、金融の企画立案というのも分離して、いわゆる完全な財政と金融の分離というような方向についてのお話がございました。私どもは、財政と金融が完全に分離してしまうというのはいかがなものかというふうに考えております。

まず、具体的にG-7等の国際会議の場におきましても、主要国はすべて大蔵大臣、財務長官等々大蔵大臣に相当する立場の方が来られて、財政問題、税制問題、金融問題あるいは国際金融の問題

お決めになることだというふうに現時点では申し上げるのが一番適切かと思います。一般的に人事交流がどうかということになれば、省庁間の人事交流というものが縦割り行政の弊害のは止めために必要だといったような御意見もあるわけでございまして、もちろん御指摘のように金融監督庁が大蔵省の職員の定期的な交流の場になるというようなことはあり得ないといいますか、望ましくないということはそのとおりだと思いますけれども、一般的に人事交流を全面的に否定するというのが本当にいいことなのかどうかというのはいろいろな観点からの検討が必要になるのではないかというふうに考える次第でございます。

それから、農林省管あるいは通産省管の金融機関についてのお尋ねがございましたが、この点については大蔵省からお答えする立場にございません。ただ、一言申し上げれば、この与党の合意の中で、農協系統金融、労働金融、ノンバンクなどを含めて一元化を図るけれども、農政、労政、通産行政の観点から、引き続き農林水産省、労働省、通産省と共管とするということが三党で明確に書かれておりますので、それに従って法案化されたものというふうに理解しております。

それから最後に、金融局が大蔵省に残るということでありますけれども、これは、これも三党の中で企画立案を担当するものとして仮称金融局が大蔵省に残る、大蔵省には金融局を置くということを与党においてお決めいただきました。それに基づいて今後検討を詰めていくことになると思いますけれども、ただ、今委員御指摘の省庁再編の中では、金融の企画立案というのも分離して、いわゆる完全な財政と金融の分離というような方向についてのお話がございました。私どもは、財政と金融が完全に分離してしまうというのはいかがなものかというふうに考えております。

まず、具体的にG7等の国際会議の場における

題、為替の問題を全部論ずるわけござります。そういう国益全体の観点から見たときに、我が国だけが金融については別の大臣ということで本当に通用するのかどうか。それから、そもそも銀行の検査・監督ということになれば、いろいろなお考えがあるかもしれませんけれども、通貨というものは、その考へた場合に、その安定を図るというのは

M.F.の任務の重複を減らさなければならない、そういうことで、世銀は構造調整及び部門別政策、I.M.F.はマクロ経済政策に専念してはどうかといふような提案がなされておりますが、今回設立をしようとしているこの中東・北アフリカ開発銀行の役割は明確になつていいのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(柳原英資君) 先生御指摘のように、いわゆる国際開発金融機関を含むブレトンウッズ

機関の役割の見直しというような議論が進んでおるのは事実でございます。そして、世銀グループ

とIMFグループの間では、今先生御指摘のように、マクロあるいは為替というようなことをIMFがやり、部門別の開発というようなことを世銀

グループがやるということになつておるわけでございます。また、国際開発金融機関そのものの中にも二種類の機関がござります。一つは全世界界を対象とする世界銀行あるいは第二世銀と呼ばれてゐるIDAというようなもの、もう一つは各地域を対象とするアジア開発銀行、米州開発銀行あるいはアフリカ開発銀行等の地域開発金融機関でございます。

今議論は、こういう世界的な開発を担当する世銀のような機関と地域開発金融機関、これが双方

方それそれのが役割を持って事業を続けるということは適切なことであろうということではございますけれども、当然そこにそれなりの役割分担がなければいけないというふうに考えられておるわけ

でございます。

域の開発ということを目的に設立されるわけですが、さりますけれども、まずアフリカ開発銀行といふ地元開発銀行などがまつて、そことの役割分担が

北アフリカ銀行がございまして、そのことの行員がございまして、どうするかというのが一つの議論でございます。特に北アフリカにつきましては、今度設立さ

れます中東開発銀行とアフリカ開発銀行のエリニアードがオーバーラップするわけでござりますけれども、基本的に役割分担としては、アフリカ開発銀行が例えば構造調整融資、そういうことを担当

方で、中東・北アフリカ経済協力開発銀行は、む

す。

しろ民間企業向けの投融資、民間インフラ、そういうものを担うために融資を行うと、こういったとで役割分担を定めたところでございます。

万円を計上するということをございますので、本当に慎重に事を運んでいただきかなきやいけないと

持ちます IMF、世銀等が中心に行う、そういうことになると思つております。

側面から資するというが、具体的にはどういうふうに資していくのかという説明が私は国民の皆さ

表題ですが、その五ページ目の「『締結の意義』」というのがございまして、協定を締結すること

○政府委員(柳原英資君) 異つか御質問がございましたので、順を追つてお答えさせていただきた  
く二点ござい。

現がございます。どういうことを言っているのか具体的によくわからないわけですが、ただ域内のノエア配分を見てみますと、董曲園が入つて、宜

道臣が入っていいし、ないだとかがいいし、おかしいし、ないかと、いう御指摘でござります。確かに、EU諸国のうちイタリー等は入つてございますればど

主要産油国が入っていない。これはこうした、今局長がおっしゃつておりましたが、特定地域にお

実はドイツ、フランス、イギリスもこういうものをつくろうと、金融支援をしようと、中東和平の

わけでございます。

ども、ドイツ、フランス等は伝統的にこの地域に無償の援助を相当しております。そういう経緯か

るを得ないんです。そして、そのシアにつきましては、アメリカが一一%というふうに一番大き

いう意見をかなり強く持っていたわけでございま  
す。また、アメリカあるいは日本等は、この譲許  
料と賃金二者よりはるか民間ニアフリードに付與

を二〇・シニア比率で一〇〇としますと、アメリカは二二〇、イタリアは五二という指数になるわけになりますが、一方で名目GDPの比率を日本

いろいろ議論をいたしました結果、アメリカ、日本型の意見が最終的に通つて、この開銀が設立さ

ので、こうした数値を比較する限りにおいては日本シェアは決して大きいとは言えないわけで

第五部 大藏委員会會議錄第六号

平成九年三月二十七日

參議院

ス、イギリス等は、当初からはこの開銀に参加しないということになつたわけでござりますけれども、フランス等はいずれこれに参加するんだといふことを言つておりますし、私どもとしては、時間がたてばこれらのEU諸国もこの開銀に参加してくるものというふうに期待しておるところでございます。

また、湾岸諸国でござりますけれども、サウジアラビア等の湾岸諸国はこの銀行に参加しております。これは、この地域の国々がこの中東、北アフリカ諸国支援の必要性について理解していません。これは、この地域の国々が既に支援のための金融機関、組織をみずから持つてゐるということでございまして、例えは湾岸諸国が持つている機関の中でイスラム開発銀行というのがございまして、これはイスラム地域を対象に民間セクターの支援をするというようなこと、あるいはアラブ経済社会開発基金、あるいはアラブ経済開発クウェート基金、あるいはサウジ基金といふことで、みずからそういう銀行なり基金を持つておりますので改めてこれに参加する必要がないと、そういうことで参加しなかつたという経緯がございます。

○益田洋介君

わかりました。

最後になりましたが、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案についてでございます。

世銀の総裁であるウォルフエンソンさんは、最近、先進工業国に援助疲れと援助嫌いというふうな政治の風が吹いているところに關しまして、ドイツは援助予算を一・五%減らした、との国の有権者も財政赤字の削減を求めて、国際開発協会、IDA、第二世銀の仕事である貧しい国への援助が八十七カ国への低利の援助資金の原資が集まるかどうかが深刻な問題になつて、アメリカの議会は当初約束していた九億三千五百ドルよりもはるかに少ない七億ドルしか増資に応じられないという姿勢であると。そして、やはり

この基金につきましても、ウォルフエンソン総裁自身が主張するように、IDA等の大胆な行政改革が実行されなければ今後の支出については国民は納得しないだろうと、このように述べておられます。ですが、我が國のこうした国際機関への大胆な行 政改革断行についてのお考えを大蔵大臣にお伺いして、質問を終えます。

○国務大臣(三塚博君) 大事な国民の税金を使うわけですから、ただいま御紹介にありましたとおり、先進国と言わば全体の国柄がそうなってきておりますが、我が國の国是、外交方針に従つて取り組んでいかなければならないと思っております。

ビッグバンが成功していくと思いますが、また御理解をいただき、御協力をいただきますけれども、民間会社も、不良債権の克服が徐々に進行しておる中で、本来の姿に戻りますとそれなりの働きをしてくれるあります。そういう場面にぜひとも一千二百兆の個人資産が活用されるようない金融システムをつくり上げてまいりたい。

○志苦裕君 座つたまままで失礼します。中東・北アフリカ開銀は、中東和平のプロセスからできてきた問題ですから、数世紀にわたる民族の対立、世界の火薬庫によく和平の機会がこれで訪れるとなれば非常に歓迎すべきことだと、こう思います。

ところで、この地域というのはかつてオイルダラードじやぶじやぶ潤つていた場所ですよ。援助しようかという先進国はそこから短期に金を借りて、逆に途上国に貸していったといきさつがありますね。オイルドラーの還元といつも歓迎されたわけがありますが。しかし、なかなか貧困の解消あるいは格差の解消には寄与しない。金があるんだが貧困の解決にはならない、格差の解消にならない、こういう問題をどのように評価、総括をするのか。それによって、これから金の

使い方も違つてくると思うんですよ。その辺についての日本の認識はどういう認識ですか。

○政府委員(柳原英資君) いわゆるオイルマネーと申しますのは、一度の石油危機によって産油国

が実は世界の金融市場に流れただいでござりますけれども、実は八〇年代に入りましたとして石油需要が低迷したこと等によつて中東諸国の経常収支はもう赤字ということになりまして、この十年あるいは十数年は、オイルマネーがどんどん中東諸国にたまつていくという状況はないわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、そこでたまつたオイルマネーが、その地域の開発あるいは貧困の解消というものに十分使われなかつたという事実はそのとおりだと思います。ただ、先ほども申し上げましたけれども、サウジとかクウェートとか、そういう国が若干の基金をつくり特にイスラム諸国等に対する援助というものに回していたことは事実でござりますけれども、今回この中東・北アフリカ開銀銀行ができることによってこの地域の貧困の削減あるいは開発というものの大きな進展が見られるのではないか、そういうことがあって、私どもこの開銀の設立に積極的に参加しておりますのでござります。

○志苦裕君 世銀それから世銀グループ、ODAも含めていいですが、一体日本は総額でどれぐらいいの提出なり資金協力をしていることになりますかね。例えば、IDAの一九六〇年ですか、それから第一次までの増資、この間にはもちろんIDAだけではなくて世銀も増資があつたんでしょ

う。その他の地域開発銀行も幾つかできまして、その都度出資、増資もあるようですが、この出資、拠出を含めて、一体我が国は総額どれくらいのものを出していますか。

○政府委員(柳原英資君) 我が国は、一九八七年

から資金還流計画というものを立てまして、六百五十億ドルを五年間の間に国際市場に還元すると

いうようなことを言ってまいつたわけでございます。また、その後資金協力計画というようなものもつくるおわけでござりますけれども、その

間の八七年以降の我々の資金還流の状況でござりますけれども、まず公的資金ということで輸銀基 金、世銀等の援助機関を通じたものが千二百億ドル。それから民間資金でござりますね、これは貿易保険、輸銀の保証等何らかの公的な支援を受けた民間資金協力が二百六十億ドル、バイのODAが六百億ドル、マルチの援助が六百億ドル、そつ

う形になつておるわけでございます。

○志苦裕君 それで、冒頭に聞いたことと関連するんですが、そういう産油国、この中東のようないくつかの市中で資金を調達してほどほどの金利で貸し付けるといふ、むしろそういうケースに似合ふ場所じやないんですか。

○政府委員(柳原英資君) これは設立の経緯のところでも若干述べさせていただきまして、けれども、まさに先生の御指摘のように、この地域は投資を中心として民間のインフラあるいは民間セクターを今後伸ばしていくといふことが非常に重要な要素であろう、そういうふうにアメリカ、日本等は考えたわけでございまして、そういうことで、金融のついた投融資をこの銀行を通じて提供していく、こういうことでございまして、我々は、もちろん出資という形で資本は提供いたしますけれども、この銀行自身がさらにも民間等から資金を調達して、その資金をこの地域の国々に貸していく、そういうことになつていくのではないかといふふうに思つております。

○志苦裕君 今、日米の話がありましたが、アメリカはこのイスラエル、ユダヤの問題には、場所は遠いんですけども、確かにいつでも積極的にかかわっていきたい。今度の場合も、アメリカのイニシアチブといふのが非常に大きいよくな気がします。若干それへの反発があつてヨーロッパの幾つかの国が横を向いておるという情報もないわけではありません



を出すときには、もう少し情報をつけたて提起するようにしてください。各国の議会があれだけの議論をして、日本だって貧乏のくせに無批判に議会が賛成するのも、何か不勉強のようで僕らも気が引けますよ、本当に。

○政府委員(柳原英資君) 御指摘のとおりでございまして、世界銀行あるいはIMFが、かなりアメリカ的な物の考え方あるいは欧米的な物の考え方で意見を押しつける傾向があるというような批判は、このところ特に強くなっているわけでございます。

私どもも日本の立場として、少しそういう欧米型モデルではなくて、違うモデルというものにも配慮しなければいけないじやないかというようなことを積極的に言つてまいりまして、そういう働きかけの結果として、例えは「東アジアの奇跡」というような本がつくられております。あるいは、アジアにはアジアなりのシステムがあつていじやないかという議論が非常に世界銀行の中などでも強くなつてしまひまして、今後ともそういう活動は積極的に進めてまいりたいといふふうに思つております。

また、情報の開示ということについてもおしゃるとおりでございまして、積極的な情報公開をやつていきたいというふうに思つております。世界銀行については東京事務所というのがございまますから、そこを通じて積極的な情報公開を行つていただきたいというふうに思つております。

○志苦裕君 先ほども同僚議員から質問がありましたが、世銀グループにも幾つかの窓口があつて、そのオーバーラップしているところをどうするんだろうという話がありました。日本で言うと開発銀行と北東公庫みたいなものですかね。そうですが、そういうふうにわかりやすく言つてください。

一問だけちょっとお伺いします。法案以外に聞だけ、済みません。日債銀が時折新聞種になつております、日本債券信用銀行。九二年の十二月八日の本委員会で、私は、日債銀が不良債権を小

さく見せるために不良債権飛ばし、あの当時は証券飛ばしという言葉がありましたので、をやつているんじゃないかと言つてだしました。少し説明を加えますと、日債銀が系列のタミー会社をつ

くつて、ペーパーカンパニーをつくってそこへ不良資産を、不良債権を移しかえる、それにはもちろん金は貸せる、そつしますとまだ延滞債権が発生しませんから、新しければ、したがつて、不良債権が姿は小さく見えます。そういうことをやつているんじゃないかといつて、当時の読売新聞の記事を示してお伺いしました。

そのときの答弁は、例によつて銀行の取引である第三者の取引にかかる事柄ですからコメントはできない。なお一般論で言えばそのような取引、すなわち担保不動産の売却はよく行われる行為だと。のどかな返事でしたけれども、だが、それから幾らもたないうちに、御存じ東京協和、安全の不良債権が問題になつて、さらに木津川へ、そして住専、六千八百五十億円と大あらしになつたんですが、当時からは随分と不良債権をめぐる景色も変わつたわけですが、今この段階で何が答弁の補足なり訂正がござりますか。

記事を示してお伺いしました。

そのときの答弁は、例によつて銀行の取引で

いうんですね。これはどういう機関なのかといふのを調べましたら、ジョン・ムーディーとかいう男が開発した方式なんだそうです。

なお、これは大蔵大臣に聞きますが、これに関する連をしてなんでしょうか、金融改革のときは早期処理というのが一つの目玉にされたわけで、何だかすごい怪しげな雰囲気ばかりそれで出ますが、どうなつて困るというんでありますか、与党の政調会長は金融債券を預金保険の対象にする、だから余り心配するなど言いたいのかどうかわかりませんが、そのような發言をしていましたが、金融債を預金保険の対象にするのか、与党政調会長の発言は、せっかくですが私に言わせれば、日債銀の後始末を予言してその先ぶれをしているよう気もしないでもないが、とかく評判のよくない銀行もしくは、そのような評判のよくない銀行

でありますし、政治絡みで評判がよくないんだ、この銀行は昔から。したがつて、どつこいそは簡単にいかぬということだけは、この機会に申し上げておきましょう。いかがですか。

○国務大臣(三塚博君) 評判悪いみたいなお話を簡単におきましょ。いかがですか。

○國務大臣(三塚博君) 評判悪いみたいなお話を簡単におきましょ。いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 当時、委員の方から今まで、御質問がございまして、御紹介いただきたい

この銀行は昔から。したがつて、どつこいそは簡単にいかぬということだけは、この機会に申し上げておきましょう。いかがですか。

○志苦裕君 どうもありがとうございました。

をいたしましたが、それは過去いろいろあつたかと思いますが、最近は非常に頭取始めいろいろ努力をされていると私どもは伺っております。

○志苦裕君 ちょっとと答弁足りないんですが、与党政調会長の発言には大蔵省は何らかの了解を与えているんですか。

○国務大臣(三塚博君) 政調会長は政調会長として、時折発言をします。連携は何もありません。

○志苦裕君 どうもありがとうございました。

それを今でも記憶しております。それはどういう

ります。

○小島慶三君 そういうことで、これから視点の置き方をそういうふうにしていただけば大変結構だと思うんですけれども、日本の歴史なんかを考えれば、日本は明治のときには技術と、それからいろんな教育とかそういう面で大変に外国の文物を受け入れた。しかし、余り金は受け入れなかつた。戦後の復興のときにはむしろ金を中心として受け入れて非常に早い復興を遂げた。しかし、その割にマイナスも大きかつたと思うんですね。それが今、環境問題としてクローズアップされているということで、それとのつき合いということでものをこれからも考えなきやなりませんし、今国会にも環境のアセスメント法案が出ておりますから、そういう方向でぎつちりとやはり環境と手を結んでいくという姿勢が必要だと思うんです。

今度の中東の新しい銀行の場合に、そういう視点が織り込まれておりますでしょうか。タイトルからいいますと、中東平和のためとがなんとかいうことがありますけれども、本当にこれが中東平和の具体的な国づくりとかそういうことのためになるのか。二階から目薬というふうな危険性もあると思うんですが、その辺についてはいかにお考えでしようか。

○政府委員(柳原英賀君) まず、中東和平というものを促進するために今度の開発銀行ができるわけでございますけれども、その中でやはり非常に重要な問題は、あの地域の貧困というものに対して積極的に取り組むということだと思います。その貧困を削減することによって平和を長期的に維持するということが一つの設立の大きな目的でござります。

また、環境につきましては、今度の協定の中の十五条というところで、「環境上の義務」ということを非常に明確に指摘しております。これは中東開銀のみならず国際開発金融機関の今大きな流れになつておりますけれども、開発ということをする場合には環境に対する配慮というのは大変重要であるということで、協定の十五条に明確に今まで

○小島慶三君 非常に中東というのは生態系の不安定なところでもありますし、そういう特段の配慮が必要だろうというふうに私は思います。ぜひそういう方向で新しく対応を進めていただけるようお願いをいたします。

それからもう一つ、ちょっと私わかりにくいであります。

ですから、これは先ほど来質問のありました方の問題点と重複するかもしれません、一つはこの銀行のテリトリーといいますか、そういうたるもののがちょっとわからんんですねけれども、この参加者を見ますと、サウジアラビアとかあるいは湾岸諸国、オマーンといったようなところは入っておりますんですね。だから、それはどうされるんでしようか、これからも説得を続けて一緒にやれども、それはどうされるんでしようか。この辺を伺いたい。

○政府委員(柳原英資君) これは、先ほどからも述べていますように、イスラエル、パレスチナの中東和平、そういうものがきっかけになってできました銀行でございます。そういう意味で中東と北アフリカというものがその範囲になつているわけでございます。

それで、御指摘のように湾岸諸国、サウジアラビア、クウェート等の湾岸諸国がこの銀行に加盟していないのでござりますけれども、これは湾岸諸国は、特にオイルマネーがたくさんあった時期で、そういうふうになるんでしようか。この辺を伺いたい。

○政府委員(柳原英資君) これは、先ほどからも述べていますように、イスラエル、パレスチナの中東和平、そういうものがきっかけになってできました銀行でございます。そういう意味で中東と北アフリカというものがその範囲になつているわけ

○小島慶三君 例えは、イランはいかがでしようか。  
○政府委員(柳原英資君) イランは入っておりません。将来ともに余り入る可能性はないというふうに考えております。  
○小島慶三君 そうしますと、中東問題にイランが影響力を持たないケースというのは恐らくないと思うんですけども、ちょっととその辺が不備ではないかということが一つでございます。  
それからもう一つ、今度の対象にはモロッコとかエジプトとかそういうところが入っておりますね。これは明らかにアフリカ開発銀行とは重複するのではないかと思われますが、その辺はいかがでしょうか。  
○政府委員(柳原英資君) 確かに、御指摘のように、この開発銀行一つで中東問題全部に対して抜本的な解決策というか、対策になるということでは必ずしもない。おっしゃるように、湾岸諸国とか、イラン、イラク等が入っていないということがあるのでござりますけれども、ただパレスチナ、イスラエルを初め北アフリカ諸国、あの地域の和平といふものにとってかなり重要な国々が含まれているということで、それなりの大きな意義はあるというふうに考えております。  
それから、重複の問題につきましては、確かにアフリカ開発銀行と北アフリカ諸国についてはカバレッジが重複するわけでござりますけれども、これについては機能で二つの機関を分けるということをやつております。中東開発銀行の方は民間を対象にした投融资というを中心によると、アフリカ開発銀行の方は構造調整融資とか、民間融資をやる、こういうことで機能的に二つのファンドセクションを分けているということをございます。

○小島慶三君 例えは、イランはいかがでしようか。  
○政府委員(柳原英資君) イランは入っておりません。将来ともに余り入る可能性はないというふうに考えております。  
○小島慶三君 そうしますと、中東問題にイランが影響力を持たないケースというのは恐らくないと思うんですけども、ちょっととその辺が不備ではないかということが一つでございます。  
それからもう一つ、今度の対象にはモロッコとかエジプトとかそういうところが入っておりますね。これは明らかにアフリカ開発銀行とは重複するのではないかと思われますが、その辺はいかがでしょうか。  
○政府委員(柳原英資君) 確かに、御指摘のように、この開発銀行一つで中東問題全部に対して抜本的な解決策というか、対策になるということでは必ずしもない。おっしゃるように、湾岸諸国とか、イラン、イラク等が入っていないということがあるのでござりますけれども、ただパレスチナ、イスラエルを初め北アフリカ諸国、あの地域の和平といふものにとってかなり重要な国々が含まれているということで、それなりの大きな意義はあるというふうに考えております。  
それから、重複の問題につきましては、確かにアフリカ開発銀行と北アフリカ諸国についてはカバレッジが重複するわけでござりますけれども、これについては機能で二つの機関を分けるということをやつております。中東開発銀行の方は民間を対象にした投融资というを中心やって、アフリカ開発銀行の方は構造調整融資とか、民間の融資をやる、こういうことで機能的に二つのファンクションを分けているということでござります。

一四

こういつた機関、組織を通じて進められるようになります。私は期待をかけております。

ていただきたいというふうに思っております。

毛司寮

た機関、組織を通じて進められるようになります。  
をかけております。

ていきたいというふうに思つております。  
○小島慶三君 それから、これは今件に関連して感する事でありますけれども、例えば世銀とか上部の国際金融機関を通じて金を出す易貸と

すから、国際機関に対する援助もバイの援助もつまく組み合わせて、そして有効に活用するといふことではないかというふうに感じております。

す。それから留保利益、いわゆる累積黒字と言つておりますけれども、日本円にして一兆九千三百億かなと思っております。もし違つていたら後が  
う正してくださひ。

は今才

た機関、組織を通じて進められるようになります。

○小島慶三君 それから、これは今件に関連して感ずることでありますけれども、例えば世銀とか上部の国際金融機関を通じて金を出す場合とか、上部の直委に二回間交歩で金を出すと云ふことがあります。

すから、国際機関に対する援助もバイの援助ももうまく組み合わせて、そして有効に活用するといふことではないかというふうに感じております。

○小島慶三君 これは最後の御質問になるかと思ひますが、先ほど来、こうふつて材政危機のもと

す。それから留保利益、いわゆる累積黒字と言つておりますけれども、日本円にして一兆九千三百億かなと思つております。もし違つていたら後から訂正してください。

そこで、先ほど来出でていますようご、これぞ

く、恐らくというか、そういうことに対してもあらゆる施策が向けられなければならないというのが現在の時点の要請だらうと思います。そういう時期に、あるいは財政局の方は直接そういうひつた財政問題にタッチしないことであるかも知れま

うな場合、ちよつと先ほどもそいつた御質問ございましてけれども、この点の優劣といふかそういう点はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

でも日本は国際的な役割を果たすという意味から、こういった仕組みが必要であるといふ話もあつりましたのですけれども、それはそれとしてわかつるんですけども、例えばどこの地域についての日本の出資は第一位であるとか、それから IMF

日本の黒字を持つているわけですから、財政再建、日本の大重な政策を考えたときに、もう少し出資の方に回してもいいんじゃないかなと私は実は考えていたわけです。そうすると、日本が今回は二千三百四億円ですか、出すわけですから。全部出せ

○政府委員(村原英資君) 確かに、御指摘のよう  
せんが、こういうふうな資金を次々と出していくく  
おられます。だから、全般として国際開発銀行に對  
する出資にも考えられることであります、なぜ  
この時期にそいつた金を出さなければいけない  
のかといふのが私の疑問でございます。そういう  
点についてわかりやすくお教えたければと思  
います。

いる水の問題ですね。ああいうふうなものに対する集中的に金を出すということは、大いに直接的な相手に対する外交的なインフルエンスとか、こういうものもあると思うんですけれども、しかし、全体の中東開発銀行の中で若干の金を出すというのでは、そういうたびプロジェクトに対して影響力というのはそう出てこないというふうに思ふんですけれども、薄くばらまいてしまう方がいいのか、それとも集中的に、例えば二国間でさ

についても第二位とかいうようなことで、かなり高い地位を占めているんですね。今、日本の実力は恐らくイタリー並みだと思うんですけれども。そういう点から見て、この際は多少対外的な、そういう意味のある出資でも抑えていくというのが本当じゃないかと私は思うんですけれども、いかがなものでございましょうか。

○國務大臣（三塚博君）　ただいま財政構造改革のいよいよ本番の審議に入ります。そういう中で、

い。とは言いませんけれども。  
先ほどの局長の答弁では、今回、随分IDAの方でもいろいろな面から出資はしておりますといふお答えがありましたけれども、具体的にそれは今回どのくらい全部で増資するのか、その全体の金額と、それからIDAの方として、どういうところからどのくらいの資金をつぎ込んでいるのか、その辺をちょっと具体的に説明してください。

に、日本のODAは絶対額では世界一位のレベルに達しておるわけでございます。九五年の数字でござりますけれども、日本がトップで百四十五億ドルというようなことでござりますけれども、たゞ日本のODAも、GNP対比で見ますとまだヨーロッパ諸国の方がGNP対比では大きいといふことで、例えはフランスなどはGNP対比で言いますと〇・五五%ということで、日本は〇・二八%でござりますから、欧州諸国は伝統的にかなりODAを多く出しているという事実はございま

き言ったような問題に集中して金を出すとか、そういうふうなことについての優劣、これはどううふうにお考えでしようか。

○政府委員(柳原英資君) バイの援助とマルチの援助どちらがいいかというのは、これは一概にどちらがいいというふうに言えない問題だとは私は思いますけれども、確かに国際開発金融機関に対する資金の提供については、額が二国間援助に比べて見えにくいということはあるわけでございま

す。

さて、国際開発金融機関を通じての要介護の幾つかの

聖域を設けないということでございまして、ODAといえどもまさにその中に入ります。量より質ということで九年度予算編成をしたつもりであります。が、やはり貴重な国民財産、税金を出します以上、そのことが有効でバイの関係も地域に対しても信頼が増すものでなければなりません。御提言は、私たちの基本的な方針と一致であります。○小島慶三君 若干時間が残っておりますが、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○政府委員(柳原英賀君) 先ほどの、純益及び留保利益でござりますけれども、九六年度の純益は約十二億ドル、九六年度末時点での留保利益は百六十一億ドルでございます。

○山口哲夫君 日本国にして。

○政府委員(柳原英賀君) 日本国にしますと、十二億ドル、千五百億円程度でござりますね。百六十億ドル、大体これは二兆弱ということでござります。

今回、おっしゃるよう、日本だけではなくて先進国の文政事務所は直ちに手でござります。

ただ、御指摘のように大変な財政危機でござりますから、ODAといえども聖域ではない、我々も効率的なODAの執行に心がけていかなければいけないというふうに思っております。ただ、マルチの機関に対するこういう資金の提供というのは比較的私ども効率のいい援助の仕方の一つではないかというふうには考えておりますけれども、先生御指摘のように、ODAといえども聖域ではないので、今後予算の執行については十分配慮し

カナ 国際開発機関を通じての援助の発展が  
メリットというのは、例えば地域全体の開発、メコン川流域なんということをやっておりますは  
れども、そういう場合にはなかなか二国間援助で  
それをうまく組織することができにくいために  
とがござりますので、そういう意味でのメリット  
があるというのが一つ。それからもう一つは、今  
はり国際機関の持つているいろんな形でのエキス  
パートイス、技術、そういうものを使うことがで  
きると、そういうメリットがあるわけございま

（つづき）おうす 二矢していかが聞いへんかとおもふ。全部終わったようなものですがれども、やめるわけにいきませんし、少し具体的に立ち入って質問をしてみたいと思います。

まず第一に、世界銀行の收支決算についてですけれども、九六年度の単年度の純益ですね。それと、これまでの累積留保利益、この正確な金額を教えてください。大ざっぱな数字なんですがれども、間違ひなければ、この単年度の純益はたしか日本円にして千五百億円くらいと踏んでおりま

の融資規模でござりますけれども、この  
うち約百億ドルを世銀グループの自己資金で賄う  
というふうにしておるわけでございます。その中  
で、世銀の留保利益につきましても、各年度の純  
益の発生状況を勘案しつつ総額十二億ドルの活用  
が目標とされております。世銀の九六年度、今申  
し上げました純益の中からも六億ドルがIDAに  
移転されたところでございます。

なお、留保利益の額につきましては、不測の事態に備えるための準備金が大きな部分を占めておりますので、世銀の融資規模等を勘案した場合に、健全な財務体質を維持するためには必要な水準ということになつておりますと逆に調達すべて吐き出すというわけにはいかないと。特に、世界銀行等は民間の市場で資金を調達いたしますので、こういうのを吐き出しますと逆に調達資金のコストが上がってしまうと、こういう問題もござりますので、おっしゃるよう、世銀あるいは国際開発金融機関の内部資金をできるだけ充當して、増資に当たつての各国の負担を減らそうということは、これはこのIDAだけではなく、いろんなところで努力しているところでござります。

○山口哲夫君 確認しますけれども、今回、自己資金は六億ドルですか。

○政府委員(神原英賀君) 六億ドルでございます。

○山口哲夫君 そうしますと、百六十一億の留保利益があるわけですね。百六十一億も累積黒字を持っているわけですね。そのうちの六億くらいともこれは「割や二割くらいは吐き出しても別に大勢にはほとんど影響ない」と思うんですが、そういうことを考えたことはありませんか。

それで、今局長がおっしゃるよう、信用関係からいきましても全部吐き出すということにはならないことはよくわかります。しかし、少なくともこれは「割や二割くらいは吐き出しても別に大勢にはほとんど影響ない」と思うんですが、そういうことを考えたことはありませんか。

○政府委員(神原英賀君) 確かに、九六年度の留保利益からは六億ドルIDAに移転されたということでございまして、九六年の留保利益は先ほど申し上げましたように十二億ドルということをございますから、この十二億ドルのうち半分を割いてIDAに移転をしたということをございます。

おっしゃるような視点というのは、当然私どもは持つておりまして、できるだけ内部資金で増資を補うということ、ただその際に国際開発金融機

関の市場における信用というものの傷がついてはならないということをございまして、例えば同様のケースがIMFで金を売却して増資に充てたらいいじゃないかというような議論がこのところ二、三年ずっとされておりますけれども、それも我々の、出資国の負担を減らすということと、IMFの市場における信用と、そのバランスをどううまくとるかということだということふうに考えております。

○山口哲夫君　いや、おっしゃることはわかりますよ、信用関係は。しかし、私が言っているのは、累積黒字が百六十一億ドルでしょう、そのうちの六億ドルだけでしょう、金額で比較すると。これじや余りにも少ないんじやないんですか。九六年度単年度で言えば約半分でしょけれども、全体からいくとちょっと少な過ぎないです。これをもう少し出していただければ、二千三百四億円の日本の出資が半分でも済むんじゃないんですか。そういうことを、どうして主張されませんでしたかということなんですよ。

○政府委員(柳原英資君)　おっしゃることは非常によくわかりますけれども、それぞれの機関がどの程度の留保、準備金を持っているかということに対しても大体の基準がございまして、世界銀行の場合には大体一四・二五%ということがほぼその妥当な基準であろうというふうに考えられておりまして、今大体そういう水準に達しているということでございます。

これが、また單年度の純益がどんどん上がつてくるようになればそれを当然使うということございますけれども、今健全性の維持ということだけで、持つておりますものを次々崩していくといふことは、先ほど申し上げましたよくな市場への信頼ということとの兼ね合いでなかなかできにくく、ということをございますけれども、御趣旨は非常によくわかりますので、私どもとしても市場での信頼を傷つけない範囲で、できるだけそれぞれの機関が持つている手金で増資等をやっていくとともに、よくわかりますので、私どもとしても市場での

○山口哲夫君 一四・二%という数字について、今結構ですけれども、その積算根拠を教えてください。実際に本当に一四・二%なのか。そして、一四・二%がどういう理由でそこにそういう数字がはじかれているのか。これは非常に微妙なこともあります。時間が恐ろくないでしよう、今すぐ出ないでしようから。

それで、先ほど来たくさんいい意見が出ていましたですね。中東和平に本当に貢献するんですとか、あるいは貸し出し地域の国民の生活に直接結びつくような形で我々は融資してほしいという気持ちはたくさん持っているわけですね。そういうことが、どうしてきちっと主張されてこないのかなど私なりに考えたんですけれども、先ほど来てお話を出しているように、上級職員の数というのが物すごく少ないのでね。私もこの資料を見て実はびっくりしたんです。日本とというのは大体二〇%も出しているわけですからね、出資額が。そうしたら二〇%くらい職員を出したっておかしくないんですけども、一番多いのはアメリカで二六%ですね、四千三百六人のうち。日本は八番目で二・三%、九十七名しかいないんですね。その間に、もう先ほど来出しているようにインドからフィリピンまでずっと入っているわけです。

さつき局長がおっしゃったように、随分難しい問題があつてなかなかそれが出てにくいんですけど。局長自身が行つたころには大変あつちの I.D.A の賃金もよかつたけれども、今だつたら逆転していきますという話ですね。しかし、だからといって日本からもずっと送らなくていいかといえば、私はそういうことにならないと思うんです。特に、大蔵省の職員の方々はできるだけ国際的な感覚を身につけていただきたいし、我々国会の意見といふものも、こういう国際機関の中で大いに反映させほしいんですよ。そのための、何らかの方法があるんじゃないんでしょうかね、どうですか。

○政府委員(柳原英資君) 午前中もそういうお話

がございまして、幾つか構造的な問題があるといふに申し上げましたけれども、先生のおしゃるところで、世界銀行等の国際機関での職員の数、特に上級職員の数をぜひふやしたいというふうに私ども非常に強く希望しております。そういうことで、実はこの一年、二年、これから先もできるだけそういうラインで日本の職員を探つてくれというよつなことを世銀に要望しております。特に上級ポストに探つてくれというよつなことを要望しております。

これは、いわば一つの国際政治の駆け引きみたいなところが一方であるのと、一方ではやはり上級職に向くような能力、資質を持っている人を充てなければいけないということをございまして、できるだけ先生のおっしゃるように上級職を探すべく我々としても努力をしたいと思っておりますし、例えば賃金が余り高くないとか、そういうことはあるわけではございますけれども、まあ生活のコストはむしろワシントンの方が東京より安いございますから、そういう意味でこそこのものは出るわけですが、そこそここのものい期間そういうところで働くという日本人ができるだけ多く出てきていただきたいと思っておりますし、我々もこのことの最大限の努力をするつもりでございます。

○山口哲夫君 意欲はわかるんですよ。失礼だけれども、言葉ではよくわかります、それは。しかし、それじや具体的にどういう手を打つたら今局長がおっしゃったようなことが実現できるのかなと。

例えば、賃金の差額を何とか面倒見たらどうですかといふ話をすれば、恐らくそれはIDAの方で余り好ましいんですけど、そういうひもつきの人はとおっしゃるでしょう。しかし、もう少し工夫してみたら、それは賃金だけで払わなくつていろんな出し方というのはあると思うんですよ。それはせつかく行ってもらうですから、生活だけはきちんと日本にいるときと同じように保障してあげるべきだと思います。そこをやっぱり知恵



いう文書も出しているわけですね。

私がこの問題を提起したのに対して、当時の林大蔵大臣は、役所の方にもっとともと勉強するようによく言つておきますと、こういう答弁がありました。私は率直に言つて、こういう実態についての調査が当時非常に不十分だと思いました。

その後、林大蔵大臣の指示に従つてよく勉強なされた結果、この実態をどのように把握しておられるか、こういう実態が改善しているといふのかどうなのか、お伺いします。

○政府委員(柳原英資君) 先生御指摘のように、世界銀行の構造調整融資、構造調整融資と申しますのは、持続的な経済成長達成のために経済構造全体を変えようと、こういう政策でございまして、例えば民営化とか輸入の自由化とか、そういう規制の緩和を含む構造改革をしようとするいう条件をつけた融資、これを構造調整融資と呼んでおるわけでございます。

ただ、この構造調整融資にはいろいろ批判がございまして、まずそういう条件が画一的過ぎやしないか、つまり歐米的なものを一方的に押し付けているんじゃないかと、こういう批判がございまして、それからまた、融資の条件が厳しく過ぎる、厳しい輸入の自由化とかそういう規制の緩和の政策等が貧困層に悪影響を与えるんじゃないかと、こういうような指摘があるわけでございます。この指摘の中にはかなり重要な示唆を含んだものもあるわけでございまして、これは大蔵省内でも勉強してまいりましたし、世界銀行自身がこの問題に相当積極的に取り組んできております。

例えば、現地事務所等を使って借入国との政策

対話を十分やるというようなことをやっておられますし、また今、世銀の総裁がやっている行政改革の一環として、地域の担当者はできるだけワシントンに常駐させないで地域に常駐させる、そういうようなことをして対話をより強めていくこと、それから、確かに構造政策とい

うのは規制の緩和等があるわけでございますが、

これはやはり社会的摩擦、コストが非常に高いわざでございますから、そういうものについてセーフティーネットをつくると、セーフティーネットの中で問題点を解消するための努力を世銀も積極的にしておりますし、私どもそれを積極的に支持していくたいと、そういうふうに考えております。

○吉岡吉典君 今、こういう問題について打開されているというお話をされども、最近出版された「世界銀行は地球を救えるか」という朝日選書がありますが、この本の中にも構造調整融資を受けた途上国に何がもたらされたかの豊富な資料がたくさん紹介されております。

その中には、例えばアフリカのジンバブエの例

を見ますと、コーリン・ストンマンというイギリスのヨーク大学の教授の研究ですけれども、アフリカの諸国の中でも世銀の構造調整融資を受け前、例えばジンバブエの経済は比較的うまくいっていたと。ところが、九〇年、九一年に構造調整融資を受け、通貨切り下げ、最低賃金制の廃止、価格統制の廃止、保健、教育の利用者負担実施など一連の経済政策パッケージを受け入れた。その結果、アフリカで最高水準を誇っていた保健、教育水準の記録を元も子もなくしてしまったと、こういうふうな例とかいろいろ書かれています。そして、日本の海外経済協力基金がまとめた文書の中にもこれは非常に問題があるといふことを幾つか挙げて書いているわけです。

こういう資料を見ると、最近出された本でもそういうことの指摘が続いているわけですね。しかも、格差は先ほどの数字でもあるよと聞く一方。私は、これはまだ解決していないし、根本的にこれまでのあり方を検討していかなければ、これが戦後世界で期待された形、役割を果たさないどころか、結果が貧困を招いたと言われるような

事態では根本的に問題があると思うんです。

こういう点で、私は、日本は世界銀行のこういう政策に、こういう援助方式にどういう態度を今後どるのか、世銀自身がこういうことをはつきりとまずかたたということを認めて本当に向かっているのかどうなのか、ちょっとお伺いし、もう時間も来るようですから、結論的に大臣の御意見もお伺いしたいと思います。

○政府委員(柳原英資君) 御指摘のような批判は大変強くなつております。一方で構造調整融資そのものは私ども重要なと思っております。経済構造、社会構造を大きく変えないとなかなか貧困というものを省くことはできないということでござりますけれども、構造調整融資がやはり歳出の大幅な削減とか、大幅な規制の緩和とか、そういうことが中心なものですから、非常にいろんな意味でのコストが高い。そのコストをどうやって削減していくかということが非常に重要な課題になつております。

実は、今度の世銀の総裁は非常に積極的で、そういう今までの問題点の指摘に積極的に耳を傾け、大きな改革をしていくことが非常に重要なことを現在やつておるところでございます。例えば、農村における雇用の拡大を推進するようなそういうプロジェクトをつくっていこうとか、最貧困層、そういうものに実際に確実に届くようなそういうプロジェクト、例えば医療とか保健とか教育、そういうものに重点を移していくことが、そういう努力を非常に積極的に始めております。

○委員長(松浦孝治君) 他に御発言もないようであります。

これから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。これより国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、国際通貨基金等への加盟措置法の一部改正案に反対の討論を行います。

本法案は、世界銀行に対する我が国の出資割合をふやすことに伴う追加出資を行うとともに、第二世銀の増資に伴う追加出資を行ふものであります。

途上国に対する経済援助において、国際開発機関は大きな役割が期待されています。しかし、世銀は戦後アメリカの世界戦略の一翼を担つて

九〇年代の初頭に行われました批判、対応が画一的であるという点については存じております。局長が言われましたその趣旨、まさに大事なポイントでありますから、国際会議等において総裁の新

しい観点の対応も出でるわけですから、サポートでありますから、吉岡吉典君 今、もう一つ議題になつております中東・北アフリカ開発銀行というのにしても、こういうことの根本的な転換なしに銀行をつくつただけでは決して本来果たさなくちゃならない目的を果たすことができないと思います。その点で、私は中東・北アフリカ開発銀行についても幾つか質問したかったんですけども、もう時間が来ましたので、これは世銀やIDAの問題と共通の考え方で進んだり、それからこの条件の中には明らかに民族自決権の尊重でなく、やはり条件をつけるというものがあるというように思います。

○吉岡吉典君 今、もう一つ議題になつております中東・北アフリカ開発銀行というのにしても、こういうことの根本的な転換なしに銀行をつくつただけでは決して本来果たさなくちゃならない目的を果たすことができないと思います。その点で、私は中東・北アフリカ開発銀行についても幾つか質問したかったんですけども、もう時間が来ましたので、これは世銀やIDAの問題と共通の考え方で進んだり、それからこの条件の中には明らかに民族自決権の尊重でなく、やはり条件をつけるというものがあるというように思います。



るとか等々のことが書かれておりますけれども、これについては総理大臣から大蔵大臣に対して要請があつて、三月三十一日に発表されるというふうに聞いているわけでござりますけれども、まず最初にその概要といいますか、スケルトンについて御説明をお願いいたします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。去る十八日に、担保不動産等の流動化を進め、不良債権問題の処理を促進し、市場活性化を図つていくことが大変重要な立場認識に立ちまして、総理大臣の方から大蔵大臣の方に御指示がございました。そこでは、大蔵省におきましては、昨年十月に担保不動産等関係連絡協議会を設置し検討してまいり、三月中旬に担保不動産等の流動化の総合対策を取りまとめてほしいと、いう御指示がございました。

したがいまして、今鋭意進めておりまして、今先生の御指摘のような虫食い、不整形の担保不動産をどうするかとかという問題について今至急詰めておるところでございます。

○清水達雄君 今のお話にちよととなつたのですけれども、その五百カ所で一千億円以上の土地の先行取得というふうなことが書いてありますけれども、こういうのを盛り込まれるのかどうか。それからこの取得のための資金ですね、公共用地先行取得債などを活用してやろうとしているのか、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今、鋭意検討しておりますところでございますが、今御指摘の先行取得債の活用をやるということ、それから箇所が何カ所か等については、今鋭意検討しているところでございます。

○清水達雄君 今のような事柄が、こういうことを推進するという発表の中に含まれるのかどうかというのが一つ。それからもう一つは、虫食い地をいわゆる整形化して有効利用ができるようにするという事柄でございますけれども、これは我々も以前から、こういうことをやつて有効に利用で

るとか等々のことが書かれておりますけれども、これについては総理大臣から大蔵大臣に対しても、建設省なんかもよくそういうふうに聞いてるわけでござりますけれども、まず最初にその概要といいますか、スケルトンについて御説明をお願いいたします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。去る十八日に、担保不動産等の流動化を進め、不良債権問題の処理を促進し、市場活性化を図つていくことが大変重要な立場認識に立ちまして、総理大臣の方から大蔵大臣の方に御指示がございました。そこでは、大蔵省におきましては、昨年十月に担保不動産等関係連絡協議会を設置し検討してまいり、三月中旬に担保不動産等の流動化の総合対策を取りまとめてほしいと、いう御指示がございました。

したがいまして、今鋭意進めておりまして、今先生の御指摘のような虫食い、不整形の担保不動産をどうするかとかという問題について今至急詰めておるところでございます。

○清水達雄君 今のお話にちよととなつたのですけれども、その五百カ所で一千億円以上の土地の先行取得というふうなことが書いてありますけれども、こういうのを盛り込まれるのかどうか。それからこの取得のための資金ですね、公共用地先行取得債などを活用してやろうとしているのか、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今、鋭意検討しておりますところでございますが、今御指摘の先行取得債の活用をやるということ、それから箇所が何カ所か等については、今鋭意検討しているところでございます。

○清水達雄君 今のような事柄が、こういうことを推進するという発表の中に含まれるのかどうかというのが一つ。それからもう一つは、虫食い地をいわゆる整形化して有効利用ができるようにするという事柄でございますけれども、これは我々も以前から、こういうことをやつて有効に利用で

るような形にしないとなかなか不良債権担保土地というは活用されないという心配をしておりま

して、建設省なんかもよくそういうふうに聞いてるわけでござります。

○政府委員(溝口善兵衛君) 国、地方を通じま

れども、やつと大蔵省と建設省とうまく連携がと

れて、こういうことが推進されるということを

やつたらどうかというふうに思つていていたんですけど

が、こういうのを進めるにはモデル的にある程度

円滑にこういうように進むぞというふうなことを

見せてやるということも非常に大事だろうと思ひます。

この新聞によりますと、七カ所を選定して官民

共同で有効利用するというようなことが書いてあ

りますけれども、この辺についてどんなことをお

考えになつておるのか、お伺いいたします。

○政府委員(山口公生君) 今、先生のお尋ねで、

先ほどの御指摘のような点が発表に含まれるかと

いう点については、含む予定で検討しております。

さらに、その虫食い、不整形の問題といふのは

大変重要な問題で、これがある意味ではちよつと

ネックになつてゐるといふのは御指摘のとおりで

ございまして、大蔵省、建設省、国土庁等関係者

が真剣に取り組んでおります。御指摘のよう

に、ただ抽象的なことを言うだけではなかなかそ

のイメージもわかないし、具体的にどういうふう

に進むかということを国民の皆様にもお示しする

ことができるといふふうな懸念がござりますので、御

指摘のように、具体的に典型的な例を幾つか選び

ます。そして、その有効利用策を官民合同で検討してい

ます。こういうふうな方向でやつておるところでございます。

○清水達雄君 次に、財政構造改革の問題に触

るといふことになるわけですね、そうすると。

○政府委員(溝口善兵衛君) 委員が引用されま

した経済審議会が昨年の十月シミュレーションをし

たわけございます。それは、今財政の仕組み

なり制度なりをそのまま放置した場合にどうなる

かといふ数字を示しておるわけございますけれ

ども、その数字は、私が先ほど申し上げましたよ

うに社会保障基金の黒字分を含んでおります。し

たがいまして、初年度の発射台は低くなつております。

○政府委員(溝口善兵衛君) 通常の一般会計でございますが、政府が財政再

建目標として掲げておりますGDP比3%以下で

できるだけ早く赤字を減らしたいといふ場合の

3%は一般政府、通常の一般会計でございますと

か、そういう部門の赤字でございます。

○清水達雄君 そうすると、平成九年度で五・

四%の赤字を三%に持つていただきたいということで

すね。

こういった財政改革の議論を今後やつていくに

当たりまして、現状がどうなつてゐるかといふ足

元を固めて、将来の展望につきましてもいろいろな

ケースの試算を提示して、そこで議論をしていか

なくては国民の理解を得られないし、我々検討す

る側もそういうものが必要なわけです。だから、

経済審議会のあいつた資料に任せずに、財政構

造改革会議できちんととしたものを、これは大蔵省

がつくるのかどうするのかよくわかりませんけれ

ども、そういうものをつくって、私は議論をすべ

きではないかといふふうわけでございま

す。その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(溝口善兵衛君) 委員が引用され、私

どもも長期的に財政の状況が非常に深刻であると

いう場合に、経済審議会が試算されたシミュレー

ションというのを一つの例示として引用したりは

いたしますが、その数字がベースになつてゐるわ

けではございません。ただ、大まかな傾向として

は、社会保障基金を含めましても、社会保障基金

の黒字は将来は減つてしまりますからそうち大差は

—

ないわけでござります。ということで、大まかな姿を見る場合にこういう例がござりますというふうにとて引用しているものでございまして、計画のところについてござつたことはございません。

○清水達雄君　だから、あれを私もさつと見まし  
たけれども、前提条件の置き方がよくわからなく

て、本当のところよくわからないのですよ、もつと詳しく聞かないと。しかし、そういうことではなくていろんな仕組みをこういうふうに変えるあるいは税がどうなるかというふうなことで、幾

つかの選択肢をつくって、その姿を見せるということが私は必要だろうと思うんです。そういうとをぜひ御検討いただきたいというふうに思うわけでございます。

とについて、評論家等は、いわゆる経済対策で債務がたまつたら悪いんだというような言い方をする人がかなりいたりするわけです。平成四年度から平成九年度までの六年間にどういうことをやったかというのを見てみると、減税特例公債を八兆円発行している。それから非常にバブルの崩壊後で景気が悪かったから、いわゆる特例公債を発行せざるを得なくなつた、これが十九兆円。それから経済対策で、いわゆる補正で建設国債を幾ら発行したかといつたら十七兆円あると。

結局 ハブル崩壊後の景気低迷とそれからやがて制のいわゆる直間比率を変えるといったふうな国債改革、こういうものに伴つて非常に多額の国債が発行されているわけです。だから、私はこれはある意味でいわば特異な現象であったというふうに思うんです。こういうことに余り振り回されはいけないというふうに思うので、そういう意味できつきも現状、足元をきちつと固めて、それ将来をしつかり展望してやらなければいけないのじやないかということを言つたわけでございます。

このことは、例えばOECDの「エコノミック・アウトルック」というので、国、地方の債務

残高というのが出でおりりますが、一九九三年は我が国の場合にGDPに対し六七・九%だったのです。それが一九九七年には九三・一%にまでさらばうに上がつてゐるわけです。ちょうど五年間に六七・九から九三・一まで上がつてゐる。一九九八年には九八・四になるとい

うような数字が載っていますけれども、そういうバブルの崩壊というのがいかに日本の経済社会に大きな影響を与えたかということだろうと私は思っています。

たから、そういうことを踏まえた上で、がんばり構造改革にならないよう、やつてていく必要があります。あるんじゃないかというふうに思つんですけど、ども、この点について大臣はどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(三塚博君) 今、次長から状況についてお話ししましたが、基本的な点は、なぜ機的かということになりますと、既に明示されおります国の一 般会計残高二百五十四兆、地方に入りますと四百七十六兆ということなんですね。これに清算事業団、どの程度の残になりますか。私の計算ですと二十兆を超えるんでしようと思ひます、精いっぱいやりました。林野特別会議等、これも何とかしなくちゃいけないと。三十、後のものが処理すべき債務として残っております。

御案内とのおり、さへき言へた合意を以て此の元利合計で相当な負担になりますし、我が国の一般会計予算で、御案内のとおり国債費は一六・七兆と、このようになるわけです。毎年これを支わなければなりませんし、歯どめがなく特例公債が発行される。建設国債も見合いで六十年で出ておりますが、財政から見れば借金がありますことは間違いございません。これも節度のない形で発行されることによつて、後世にツケを回すことは間違ひありません。ただ、財産が残るというあります。特例公債はとめども無い孫子の代借金を送り、それで現代がいい目を見るといふ

とに批判が後世出ることは間違いないわけでありますから、ここで歯どめをかけることによつて、全財政にするということであれば、先生方に大省が配りました財政の中期展望というのがあります。

つ、八ヵ年計画で二〇〇五年までゼロにする  
ういうことで計算をするとしましても、この場  
は諸改革を断行していきませんとそこまで行か  
いと、こういう計算が行われております。特に  
今回二〇〇五年を前倒しすることによって、前

三ヵ年集中期間、後期三ヵ年諸改革が終了する  
とする、それで二〇〇五年は完成と、こうい  
ことでやることによりまして、ようやく赤字公  
発行の体質から抜け出しができまして、借

がふえる構造がそこでストップになるだろ、つづこういう目標を掲げたことはそのとおりでござります。

よつて、景気が上がらなければ、その目標三五という名目経済成長率を達成できないのではいかという両院における議論がございました。しかし、需要を喚起してそれをやるということについては、議論は残つておりますけれども、從前式では逆に赤字が累積することになると、よつて、諸改革の断行をまずやり抜かなければならぬと。財政構造改革は赤字、借金体制からの脱却と、経済システム構造改革はまさに現代に通用する済事業体を、産業界をつくりかえていくと、こういうことでありますから、活性化していくことによって、東京市場が活性化するようになりますから、活性化への道にしよう、こういうことであります。水委員もおわかりのとおり、諸改革を断行して、財政の中期展望が示します懸念が確実に解消に向けて前進をしていくだろうと、こんなことがあります。

○清水達雄君 大臣がおっしゃいましたよう、それは国債だけではなくて、国有林野にも清算

業団にも相当な債務、処理しなければならない債務が残っている。そのほかの住宅金融公庫などについても、利子補給金は十分払えないで繰り延べで払わなきやならぬというようなことがあります。しかも、これから高齢化、少子化の進行ということを考えますと、これは財政再建は

どうしてもやらなきやならない経済が必死の覚悟でやっておられること、私はこれに水を差すつもりはありませんけれども、それはやらなきやならぬと思います。

ただ、増税なき財政再建ということを強調し過ぎるのは、おかしいというように私は思つております。そして、そんなことでうまくいへんだけうかが、そういうことで健全な財政再建になるんだろうかといふことを非常に思うわけでござります。

我が国の国民負担率というのは、非常に今低いわけですね、アメリカと並んだぐらいで、三七七%をそこらというふうなところで。ヨーロッパはもつと高いわけですから。中でも我が国の租税負担率が非常に低いわけですよ。先進各国の中では最低の負担率ですね。日本の場合は租税負担率が低くて貯蓄率は高くて、それで債務残高は大きいといふ、これは非常にアンバランスな構造であつて、本当はもつと租税負担率が高くなきややかしいんですよ。こういうことはなかなか政治家は言ひにくいし、だれもこんなことは言わないでありますけれども、バランス論として考へると、私は起金はもつとたくさんとらなきやならぬと思いますよ、各國との比較を見ますと。

そういう構造を持っているところに持つてきて、当面は消費税率を上げたばかりですから、さらに増税しますよなんということは言えないと田舎いますけれども、しかし、増税なき財政再建といいますけれども、しかし、増税なき財政再建とうよつなことを言って、国民の間にそういう認識を植えつけちゃうということは私は非常に危惧感がないというふうに思つてゐるわけございまして、我が国が抱えているそういう構造について、国民によく理解をしてもらつ努力をむしろしなきやないといふに私は思うんです。これは、大臣

の御発言がきょうの午前中もあったわけでござりますから、大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 御説でございますが、ボイントは六つの改革、すべて痛みが伴います。これをやることによつて、ぜひ新たな財政体質の日本をつくり上げていこうというのが橋本さんの基本的な方針、私もそれに全く同意でござりますので、全力を挙げて取り組んでおるところでござります。

全体があらわれればあらわれるほど、国民の皆様からいえばえらいことだなと。産業界の皆さんから、これは大変だなと。金融界の皆さん、ビッグバン、よくよく調べてみれば、これは死に物狂いの競争の中で、生き残りはどうなるのかなど、こういうことがあります。

それらについては、改革の方向に向かって全力を尽くすということ以外に道はないわけでございますが、そういう当面の苦しみを、これはお互に分かち合いながら新しい体質をつくることによって再生をさせようと、活性化させようという六改革を全面に押し立ててやらせていただいておりまますから、まずは歳出の改革と縮減に取り組まざるを得ないというのは財政構造改革の主管大臣である小生の果たさなければならぬ役目でございまして、大蔵事務方もこのことを基本に、一致して今全力を尽くしておるところでございます。

よつて、中長期的な税体系のあり方にについては、経済社会の構造変化を踏まえつつ、税制調査会や国会での論議を通じ、国民的な選択を求めていくべき課題であると、このように締めくくりをさせていただきたいと存じます。

○清水達雄君 アメリカの財政再建でも、いわゆる包括財政調整法という、九〇年の包括財政調整法、それから九三年の包括財政調整法、これを合計すると約一兆ドルの赤字削減ということになるわけですね。この中でも、歳入増加が約三千九百億ドルぐらいあるんですね。歳出削減の方が六千億ドルぐらいというふうなことで、やつ

ぱり一方で増税をし歳入を増加させながら歳出削減もするというふうなことをやつてゐるわけでございます。

我が国の場合に、そんなことを言つていたら歳出削減なんかなかできないよと、とにかくもうみんなで聖域なしでどんどん切つていくんだといふものにならないと実際にはできないから、今までの段階はあるいはそれでいいのかもしれませんけれども。やっぱりその辺は、お答えにありますように、バランスを見ながらうまくやっていくことが必要ではないかというふうに思うわけでござります。

それから、国民負担率の表現の中で、今度のこの財政構造改革の資料を見ましても、「国民負担率(財政赤字を含む)が五十%を超えない」とかいう表現を使つてゐるんですけれども、私はこれ非常におかしいなという気がするんですね。確かに、国民負担率という場合には、政府の財貨

サービスの国民に対する提供の量をあらわすといふ面があることはありますけれども、これはむろ財政支出率みたいな、国民に対して国民所得の中で何%ぐらゐを財政支出しているかという一つの指標として財政支出率みたいなものを考え、その中で今どれだけ国民が負担をしているか。そういう意味で国民負担率というのを使わないと、例えは財政赤字を含む国民負担率といつたら、現実には余り負担しないでほとんどが赤字という場合でも、国民負担率は非常に大きいですよというふうなことになつちゃうわけですよ、そつてしまふ。

だから、こういうことでは私は非常におかしい

と思うんだけれども、経済審議会の表現では、潜在的国民負担率というような表現をやつておりますけれども、何かこの辺ははつきりと、例えば財政支出し率と国民負担率というふうな対比をさせるべきかということもあわせて決定をされております。

○清水達雄君 アメリカの財政再建でも、いわゆる包括財政調整法という、九〇年の包括財政調整法、それから九三年の包括財政調整法、これを合計すると約一兆ドルの赤字削減ということになるわけですね。この中でも、歳入増加が約三千九百億ドルぐらいあるんですね。歳出削減の方が六千億ドルぐらいというふうなことで、やつ

いんじやないかなという気がするわけでござります。これは特にお答えは要りません。

それで、今度の改革を進めるに当たつて、三年

間、集中改革期間については「主要な経費について具体的な量的縮減目標を定める」というふうなことが書いてあるわけでござりますし、それから各項目別に見てみると、もつ全項目についてとにかく縮減をやるんだということが、あるいはその検討をするんだということが書いてあるわけござりますけれども、何かとにかくみんな削れると、一様な縮減の印象を非常に受けるわけですね。

私は、そういうことで本当にいいのかなと。アメリカの財政再建なんかを見ましても、中身を非常にきちんとやつて、ビジョンを示しながら、こういう世の中をつくっていくんだからこうしなきやならぬというふうなことをやつて、それで各項目別に縮減目標を決めながら包括財政調整法というのはやつてゐるわけですね。こういうことを見ましても、我が国の将来の望ましい姿を描いた改革、そういうことにしないと、夢もなければビジョンもない、何にもないと、ただ削ればいいのかということはうまくいかないんじゃないかなという感じがいたしますけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(薄口善兵衛君) 先般の財政構造改革会議で示された五原則の中に、一切の聖域なしに歳出の改革等縮減を行つていくということがうたわれております。みんなそういう見直しの対象になるわけですが、その際に、各分野ごとにどういう考え方で見直しをやつていくべきかということもあわせて決定をされております。

○清水達雄君 それで、経済政策という観点からひとつ見てみたいというふうに思つてすけれども、我が国から外国への資本の純輸出、これは对外資産の純増から対外負債の純増を引いたものでござりますけれども、これは平成七年度までの十八兆円ということでおこなつてございまして、我が国の場合には経済の供給力が非常に大きい。貯蓄率が高い。いわば非常に強い経済を持っている状況にあ

見直しをいたします。そういう中で、将来の姿をあわせて議論がされるというふうに理解しております。

るわけですね。

ところが、その供給力に見合いで、あるいは貯蓄に見合ったような、いわゆる内需拡大、国内の社会資本整備をするとか、あるいは内需振興をするとかいうことをやらないままに外国へ資本を流出させているというものが、我が国の現状であると思っています。これはどこの国もそうだと思いますけれども、ヨーロッパなんかでそれぞれ立派な町をつくっておりますけれども、これはその国の経済が繁榮して隆盛のときに、きちんととした町づくりをつくって、それがいま残つて、多少維持管理、維持修繕はもつとやればいいなと思われるところもあるけれども、骨格としてはすばらしいものができている。そういうものをやっぱり残す時期にあるわけですね。もうそろそろそれも終わりになりかけてきているのかなという感じがしますけれども。

そういうときに、国土づくりというか國づくりといふことをやらなきやならないんですよ。だから

そういう機会を逃してしまっては、こういったところも高まるという、私は経済政策としてはこれが正道ではないかと思うんですね。

ただ、もちろんそっぽはいつたって、赤字国債を出せば利息も払わなきやならぬ、償還もしなきやならぬ、これは六十年ではあるけれども、財政を圧迫する。しかし、これだけの貯蓄があり、しかも租税負担率は低いという、本当にこういう状況であつていいのかという感じもあわせてするわけをすれば、後は今の欧米先進国がやつていて、私は、公共投資について非常に批判が強いけれども、国づくりをする期間はそんなにもう長くはない。一たんこれは二十一世紀初頭ぐらいまでに概成をすれば、後は今の欧米先進国がやつていて、うなGDPに対する比率もだんだん下がつてくるということに当然なるわけですから、そういう考

え方でこの財政再建についても取り組んでいかなければなりません。

くちやいけないんじやないかなという感じがする

んですけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(鴻口善兵衛君) 社会資本の整備とい

うことにつきまして、長期的に見た場合あるいは

外國と比較した場合にどうだという委員の御指摘

は大変傾聴に値すると思うのでござりますけれども、そういうふうにしてお聞きしておりますだけ

れども、他方で財政の現状ということを見ます

と、建設支出の部分は建設公債で全額賄つてお

る。その上に収入が足りないので赤字公債を

七兆五千億、特例公債を出さざるを得ないという

ことは、国民負担をやさないで歳出の方を見

直すことによつてそのバランスを回復してくれよ

うのが今の意思でございますから、そういう

ことを踏まえて財政の運営を考えていくということになりますと、やはりあらゆる歳出につきましては、國債をやさないで歳出の方を見直すことによつてそのバランスを回復してくれようのが現実ではないかというふうに考えるわ

けでございます。

○清水達雄君 それは、公共投資は全部建設国債

でやるというふうになつたのはいつごろだったか

忘れましたけれども、昔は国債でやつていただけ

じやないんですね。なんだか金がなくなつてしま

て、もう税収は経常経費に充てる以外ない、もつ

て、赤字を出

すというふうなことは到底考えられない話であつ

て、これはバブル崩壊後の非常な景気の低迷の時

いたことが指摘されておるわけですが、それか

ら第一次石油ショックのときには、さらに家計貯

蓄率でいきますと二三%ぐらいまで高まつたん

ですが、これはインフレが高まりまして実質的な金

額ではなくつていくといふことも踏まえて全体と

ばかりそういうことでやつていかなきやならぬと思

いますけれども、いずれにしてもその税収等との

兼ね合いも考えながら、これは國のもう全く基本

設計の話ですから、慣性に流されるんじやなく

いたわけですが、その背景をいたしまして、經

済が安定成長へ移行したということで、かつての

高度成長のような所得がどんどん伸びるという状

況です。だから金融

資産の蓄積が非常に進んできて、それからインフ

レも安定してきたということでおこります。それ

から社会保障制度の整備も十分に進んできたと

いふことによって貯蓄率は徐々に下がつてきた

人口構成の影響ですけれども、高齢化によつ

て、政治家としてやっていかなくちやいけないん

じやないかなという感じが非常にするわけでござ

います。

それで、今後だんだん高齢化が進む等によりま

して貯蓄率がだんだん下がつていくと。これは、

実体経済的に公共投資なんかやろうにもそんなに

できなくなるということはもう容易に考えられる

わけですから、そこでマクロの貯蓄率が、經

企庁来ておりますね、五十年代初期には二〇%ぐ

らいあつたのが平成六、七年には一五%程度に落

ちていると、マクロの貯蓄率。それから、家計貯

蓄率も六十一年度以前は大体一五%から一六、

七%ぐらいまであつたんですね。ところが、六十

二年度以降が一三%台で安定しているというふう

に、最近は貯蓄率が落ちているような気がするん

ですけれども、このことについて経企庁はどうのよ

うな分析、解析をしておられるか、お伺いしたい

と思います。

○説明員(古川彰君) マクロの貯蓄率の御質問で

すけれども、貯蓄率をそもそも決定する要因とい

うこと、一般的に私どもは、所得がどうである

か、それから人口構成、年齢構成がどうである

か、それから資産の状態、インフレの動向と、そ

れから社会保障制度がどれだけ整備され信頼さ

れているかといったことによつて決まってくると考

えております。

高度成長期に貯蓄率が御指摘のように高かつた

わけですから、この背景といたしましては、

所得の増加率が非常に高く貯蓄ができやすかつた

と、それから人口構成が非常に若かったというこ

とがございます。それから、社会保障制度が未成

熟であつて人々の信頼がまだ十分でなかつたと

いふことが指摘されておるわけですが、それか

ら第一次石油ショックのときには、さらには家計貯

蓄率でいきますと二三%ぐらいまで高まつたん

ですが、これはインフレが高まりまして実質的な金

額ではなくつていくといふことも踏まえて全体と

ばかりそういうことでやつていかなきやならぬと思

います。

○清水達雄君 というふうなことで、今後の我が

國の経済力、特に貯蓄の面、それが投資に結びつ

くわけですから、だんだんと高齢化によつて

力が弱くなつていくといふことも踏まえて全体と

ばかりそういうことでやつていかなきやならぬと思

しての検討をしていく必要があるんじやないかとうふうに思うわけでございます。

それで、ちょっと具体的の問題なんですかけれども、道路整備のための特定財源、これについて一般財源化をすべきであるというふうな議論がこれが前からも時々あるわけでございまして、今回も構造改革の基本的考え方の中にも、特定財源については見直し等の検討をするというようなことが書いてあるわけでございますけれども、これに

については、三月十四日の参議院本会議の總理答弁で、これは本岡先生の質問でござりますけれども、本岡先生は、道路特定財源は一般財源化すべきではないかというふうなお話をあつたわけでござります。それに対して總理は、道路等の特定財源について一般財源化すべきではないかという御意見をいただきましたが、特定財源制度は、それが資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向を持つことから見て、その妥当性について常に見直していくべきものではございますけれども、道路整備事業などにつきましては、施設の利用者による施設の整備費用の負担という受益者負担の理念に基づいて特定財源制度によつて事業を実施することにつきましては、現時点では私は合理性があると考えております。

経緯等も考えて主税局としてどんなふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(尾原榮夫君) 特定財源制度について申し上げますと、特定される公共サービスの受益と負担の関係に密接な対応関係がある場合には税率としても一定の合理性があるということかと思います。それが資源の適正な配分をゆがめ、あるいは財政硬直化の傾向を招いているか、これについては常に吟味していくかなきやならないというのが基本的な考え方かと思ひます。

先ほど暫定税率と本則税率の話がございましたが、これまでにはそれぞれ道路の事業の五ヵ年計画を定めまして、それとの関連において税率はどうあるべきかという議論がなされてきたものと承知しております。

○清水達雄君 今度は、いわゆる資金運用部、財政投融資の問題、時間も余りありませんから、もう多くは割けませんけれども、資金運用部資金で財政投融資をやることにつきまして大変な今いろいろ議論が行われておるわけでございます。

現実にも、例えば住宅金融公庫であるとか年金福祉事業団などは平成七年度ぐらいで恐らく十兆円ぐらいたずつの繰り上げ償還があつたりしたわけですね。非常に高い資金コストの金が返ってきてしまつて、それぞれは資金運用部に返すわけにいかぬも

ものを持っていると思います。  
それからもう一つは、特殊法人改革を進めることで、今幾つかの公団、事業団についてがつておりますけれども、政府系金融機関をするかということ是非常に大きいわけですけれども、この両方を合わせると、政府系金融機関と公団、事業団合わせると百八十兆から百九十兆ぐらいの金が行っているわけです。だからこれが、途がかなり縮小をされてくるということもあります。そうなってくると、今郵便貯金について民営化とかいろんな議論が行われているけれども、そんな議論をしなくともそのニーズの方から縮小というか、改革を余儀なくされるという感じがするんです。こういう点につきまして、理財局として、今私が言ったようなことを想定して、今後どんな状況になることを想定しながらの改革を考えようとするのか。今こうありますなんということはとても言える話じゃありませんけれども、感想的な話でも結構ですの、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(伏屋和彦君) 様お答えいたします。

今、委員の御指摘は、この金融情勢の中で今財政投融資をどう考えていくかとか、いま一つ特殊法人改革の中で財政投融資をどう考えていい

場原理と調和した制度であると私どもは考えていいわけでございます。  
そうはいいましても、九年度の財政投融資計画の編成におきましても、さらにその調和を一層促進するためにも、例えは資金運用部から対象となる公庫とか公團等に対する資金の融通条件についてつきまして、これはいろいろ多様化とか彈力化を図る努力を講じてあるところでございます。  
いずれにいたしましても、市場との関係でいきますと、財政投融資は民間では実施困難な大規模な超長期のプロジェクトなどの財政政策を金融的手法によって行う仕組みでございますが、今後ともその財政政策として関与すること、そのものがまだ適切な分野につきましては、これはそれに対する適切な手段、手法を用いまして市場原理との調和に努めていかなければならぬ、努めてまいりたいと考えております。  
二番目の、先ほど委員が言われました特殊法人の改革が進むとそこがしほんでいくではないかという話でございますが、それとの関連での財政投融資でございますが、特殊法人の改革の結果として、仮にある特殊法人が民営化されることとなりますと、これはその法人は制度上、この財政投融資の対象から除外されることになるわけでござります。

○政府委員(溝口善兵衛君) 委員が御指摘になりました繪理答弁のふうに、大蔵省も理解をしております。

○清水達雄君 それで、尾原さんもお見えでござりますので、一つ伺いますけれども、道路特定財源につきましては大体、本則税率の倍の暫定税率を今課しているわけですね。仮にもしこれを一般財源化するというようなことになりますと、二倍にもなるような暫定税率をやる根拠がなくなるといいますか、維持できなくなるんじやないかといふうにも思つんですけれども、この点は過去の

のだから、またそれを使って融資すると、それで利子補給金が非常にかさむ等々の問題もあるわけでございまして、そういうことがあるわけでございます。それから、もともと資金運用部資金といふのは郵便貯金等を使っておりますから、短期資金とかあるいはユーロ債とか、いろんな都市銀行なんかだったら金が川の流れのように流れている、その上に長期資金だって利子や何かを決められるというふうな構造になつてていると思うんだけれども、いわゆる単細胞なわけですね、資金運用部というのは。だから、非常に今後金融市場の競争が激化してくると、なかなかこれ資金運用部の中は変えられないんじないかと。弾力的な運用がなかなか非常にできにくいくらい、そういう

か、全体としての今後の財政投融資の姿といふところだろうと思ひます。

最初の、金融情勢の中での話でござります。財政投融資につきましては、その中心でございます資金運用部が郵便貯金、年金等からの預託による金利でござります預託金利、これを現在長年に亘る表面利率を基準として設定しているわけですが、単純というかわかりやすいと委員もおっしゃいましたのですが、貸し出しの方はそれと並んで貸出金利である財投金利を設定しているわけですが、この預託金利、貸出金利ともに、言いましたような国債の表面利率と運動していくわけでございますので、その意味では基本的には

いづれにいたしましても、特殊法人の改革につきましては、これは特殊法人それぞれの抱つていい政策そのものあり方のまゝ問題があるわけで、その意味では財政投融資の対象となつてゐるとか否かにかかわらず、ますもつて政策的な必要性の観点からそれは取り組むべき課題であると考えておりますが、九年度も、その意味では財政投融資計画の編成に当たつてスリム化とか、それから対象の機関の除外とか、対象事業の除外、民業補完の徹底という意味から図つておるわけでござりますが、特殊法人の改革が行われた場合には、しかもそれが財政投融資の対象となつていてる場合には、その結果を踏まえましてやはり有償資金の活用が適切な分野に極めて重点的に、効率的に

図つていかなきやならない、そういう意味で全体として、先ほど言わされましたいろいろ原資の問題も含めまして今資金運用審議会の懇談会で幅広く議論をいただいて、まさにこれから真摯に取り組んでいかなきやならない課題だと思っておりま

す。

○清水達雄君 私は、政策的に必要な分野については資金運用部からの財政投融资というのではこれは絶対必要だと思っておるわけです。しかし、例えば住宅金融公庫みたいに、あれは段階金利制をとりましたから十年間は金利が固定されます。しかし、十一年目以降、あるいは長いのは三十五年までありますけれども、その間二十五年間も固定の金利でやるということについてはかなり疑問を感じるんですよ。今のように金利が安ければいいですから、金利が高くなつたときにそれをやつていつたらまた繰り上げ償還云々ということな議論に当然なつてくるわけです。だから、十年ごとぐらに金利を見直すとかいうぐらいの弾力化は考えるべきじやないのかなという感じがするわけでございます。

○委員長(松浦孝治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として糸井満治君が選任されました。

○海野義孝君 平成会の海野でございます。

大蔵大臣を初めとしまして大蔵省の関係の各局の皆様方、大変ありがとうございます。

清水先生専門家でいらっしゃいまして、その後私が出るというのはいさか場違いな感じがしますけれども、私がお聞きしたいということにつきまして清水先生の方からもかなり突つ込んだ御質問がありましたので、その辺は一応省きました

話をさせていただこうと思います。

まず第一点は、平成九年度の一般会計予算につ

りますけれども、この中にはいわゆる厚生年金特別会計に本来八千億円繰り入れるべきものをわずか八百億円にとどめて、七千二百億円は繰り入れできなかつたと。この分を一般歳出に加えてみますと、何と三・二%増ということになるわけであ

りまして、つまり、これは四十五兆円の隠れ借金

話

をさせていただこうと思ひます。さて、私が一番重要な点はいわゆる財政構造改革という、まさに財政再建という総理的な締めといふような感じで私としましてはお聞きしたい、このように思います。九年度の一般予

算につきましては、いろいろと問題含みではあります、私が一番重要な点はいわゆる

いたものとの絡みでのスタートの年の予算編成ということでありまして、そういう意味で大変御苦労もおありであったと思ひますし、これがうまく平成十年度以降の予算編成あるいは財政再建と

いうことが私は大事ではないかと思うのです。そのことからいいますと、大蔵大臣がプライマリーバランスがされたとよくおっしゃっていますけれども、私はまことにこれは一過性のものになるのではないか、このように思うわけでございま

す。

平成九年度の一般予算案でございますけれども、全体的には三%の伸びになつてゐるわけでござります。その中で義務的な経費、いわゆる国債費それから地方交付税、こういったものを除いた

ところを期待いたしまして、ちょっと時間はありますけれども、ここで終わらせていただきます。

○委員長(松浦孝治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として糸井満治君が選任されました。

○海野義孝君 平成会の海野でございます。

大蔵大臣を初めとしまして大蔵省の関係の各局の皆様方、大変ありがとうございます。

清水先生専門家でいらっしゃいまして、その後私が出るというのはいさか場違いな感じがしますけれども、私がお聞きしたいということにつきまして清水先生の方からもかなり突つ込んだ御質問がありましたので、その辺は一応省きました

りますけれども、この中にはいわゆる厚生年金特別会計に本来八千億円繰り入れるべきものをわずか八百億円にとどめて、七千二百億円は繰り入れできなかつたと。この分を一般歳出に加えてみますと、何と三・二%増ということになるわけですが、これが隠れ借金になります。そこで、このように思ひますと、大蔵大臣がプライマリーバランスが始めた結果、プライマリーバランスが初めてございました。そこから、必要なものは必要なものとして計上してやりました結果、プライマリーバランスが初めてございました。このことは平成十

年度において達成をした。このことは平成十年の予算編成の基本的ベースでござりますから、このベースは平成十にも確実に受け継がれていく、また受け継いでいかなければなりません。そういう点で、今後、財政構造改革企画委員会において、真剣な検討を進めることによって最終的に決定をしていかなければならぬ、こう思つておるところです。

○海野義孝君 ありがとうございます。

ちょっとともう一点、その点につけ加えて申し上げたいと思います。平成九年度税収は約六兆四千億円強増収になるわけでありますけれども、これはいただいた資料を以前読んだことがありますけれども、それによりますと消費税増税及び所得・住民税の特別減税の打ち切り、こういったものが五兆円、残りの一・四兆円が税の自然増収である、こういうように読めたわけです。

この一兆四千億円の税の自然増収というのは前年

の税収に比べますと二・八%増ということでありまして、これは政府の経済見通しである名目の三・一%、実質の一・九%、税収ですから名目で

いいわけですけれども、その名目の三・一%に比べても平成九年度の税の自然増収が二・八%増というの、私の今までの見通し計算等では大体GDP名目に対して一・一%の乗数効果があるわけですから、その面から見ると名目の成長三・一に比べても自然増収が二・八%というのは下回つてゐる。この点、四月以降のいろいろな負担がかかつてくる中での、特に個人消費を中心とした景

気に対する一時的かもわかりませんが悪影響等によって、平成十年度の予算編成におけるいわゆる税収見積もり等を出していく場合に大変これがポイントになつてくると私は思うんです。

そういう意味で、プライマリー・バランスという面は来年も維持しなくてはならない、平成十年も維持しなくてはならないとおっしゃいましたけれども、片や国債費はなお残がどんどんふえていくわけですから、これはふえていく形です

○海野義恵君 今おっしゃつたとおりでございまして、平成十年度の予算編成に対しては、先般総理がおっしゃつたようなまさに画期的といいますか、六つの大改革も私は至難のわざだと思いますけれども、さらにそついた中で、財政構造改革という中の五つのルールという問題、これはもう既にいろいろなところでこれに対してもコメントが出ておりますけれども、なかなかこれもまた大変なことであろうと。

判がありましたが、御批判は激励と受けとめるところまで着実に今前進をしております。六月にはそれぞれの中間取りまとめとして出てくるはずでござりますし、財政構造改革はただいま申し上げたとおり、そして金融システム改革はそれぞれの金融商品のあり方等について真剣な論議が関係審議会で行われております。これも六月中には取りまとめとして御報告をいただくことになつておるわけであります。

お触れになつておりますけれども、大蔵大臣の財政構造改革に関する御認識と、あわせて時間の関係で財政投融資の問題についてお聞きしたい、こう思います。財政構造改革の問題、最近政府当局におかれましても、今一般会計予算の審議中でありますけれども、第二の予算と言われる財政投融資につきまして、いわゆる特殊法人の問題あるいは官業の民営化の問題等々についても最近は踏み込んだ議論が始まつております、そういう意味からいいますと、この常会の始まつた一月下旬こ

は一概に皆をとれりと済むるかによつて決まつてくるという問題ですから、平成九年のようになつた幅な増税あるいは減税打ち切り等による負担によってプライマリーバランスが一時に達成されたということを財政再建の、来年度以降の二十一世紀に向けての見通しの中でお使いになるということは余り得策ではない、私はこのように思うんですけれども、いかがでしようか。

○政府委員(溝口善兵衛君) 確かに、九年度はプライマリーバランスが達成されました。その先どうなるかということにつきましては、財政の中期展望というのを一月にお示しをいたしたわけでございます。

この辺先ほど清水先生か、いわゆる財政重建と社会資本整備との兼ね合いの問題等について大変深みのある御質問をされておりました。私も、やはりその辺の議論というのは、本来であれば避けて通れないのに、今はひたすら歳出削減歳出削減というような大合唱だけ起こっているということは、国民にとってみれば、平成九年は相当な負担を国民もするわけですから、今後景気がよくなっていく中でやはり改革も進めていくつもりで、特に経済構造改革などはその効果が出てくることによって雇用もふえていく、成長率も上がっていくということが、片方では国民には期待があると思いますけれども、どうもその辺が、平

経済構造システムも、まさにこれは大改造でござりますから、本件についても関係局中心に頑張つておるところでございます。リストラを断行し、新時代にふさわしい、また雇用を確実に創出できる経済構造、産業構造というものを、今ビッチを上げてそれぞれの政府官庁が相提携しながら取り組んでおるわけでござりますから、財政の手法をまたずして確実に一・九という政府目標のところには行くであろうと。

そこで、財政構造改革という問題、これは大きな問題でありまして、今私は具体的には平成九年度の予算、単年度の予算の中でもまさに財政構造改革について思い切ったことをやろうという面が、国民の負担なりあるいは平成九年の景気に悪影響を及ぼすのではないかということを懸念しますけれども、そういうた意味で財政構造改革といふのは、私は予算の単年度的な問題ということよりもっと大きな、五年、十年と、いわゆる長期の公共事業基本計画じやありませんけれども、まさに中長期的に取り組んでいく財政再建計画でな

も、成長率が三・五%の場合は、歳出等を自然体で見込み、投資的経費は横ばい程度に見込んで、税収は過去の弹性性値等から推計いたしますと、要調整額は四兆円ぐらいになるということござります。成長率が一・七五%ですと四・五兆円に要調整額が見込まれるということでございまして、そういう意味で十年度どうするか、どうなるかとい

成十年度の予算編成に対しでは、まさに日本ベンチミズム的な、そういうことを再び海外から声を大にして言われるんじやないかということを、私は大変心配するわけでござりますけれども、大臣、その辺の御所見をお願いします。

ありますか、金融的な手法というものもあるでありますし、そういうことどもの中で取り進めていくことがありますと、金融システムがなるほど経済の血液としてここまで変わったかということになりますと、全体を押し上げる下支えになるのではないですか。こんなことで取り組んでまいり、私のところにおいでになるそれぞれの、主としてアメリカが多いであります。

くではありません。大蔵大臣の御認識をお伺いします。

もう一つ、財政投融資についてお聞きしたいのは、財政投融資の規模は平成九年度は四・五%増の五十一兆円余、こういうふうになるわけでありますけれども、これは政府予算の一般歳出ですね、先ほどの四十数兆円、これを上回っており、しかも五年財政投融資の規模は肥大化の一途をた

うことは、これからどういう歳出削減をやつていいかにかかっているわけだというふうに考えておられます。

そういう意味で、先般の財政構造改革会議で、十年度は一般歳出をマイナスにするようにやつていいこうということが申し合わされ、これからは各分野の歳出の見直しを企画委員会で行っていくと、いうふうな段取りになつていてるわけでございま

我が国の六改革、教育改革も入れるとそうですが、教育改革はこの国をどう思うかと、この国に対する思い入れ、また国民としての感情、伝統と文化と言つていいくんでしょうか、つらいときはみんなで助け合いながらこの国の伝統と文化をつかりと守り後世に伝えるという意味で大変大事だと思ひます。

経済的な財政的な五つの計画は、いろいろ御批

いのであります。そのことを申し上げ理解を求めておるところであります。

○海野義孝君　どうもありがとうございました。

大麥、史上壮大なる実験に挑戦していくわけで、私どもも含めてその成功を当然期待するし、また努力をしてなくてはならない、こう思います。

次に、いわゆる財政構造改革について先ほども

どつて いる とい うこ とで ござ います。 し かも、 そ  
の 中身 を見 ますと、 五十一兆円 の中で 一般財投  
は 三十九兆円、 これも 実は 使 い道 をも てあ ますよ う  
な 時代 に今 人 つてき て いる。 その 結果、 平成八年  
度 に 比べま して 一般財投 は 三% 減 と い う ような こ  
と になつて おり ます。 一般会計予算 が この ように  
すんなり どん どん 減 つてい けば 言 うこ とは ないん  
ですけれども、 不本意ながら 財投 について は、

般財投が3%減ということは、使いたい道がなくて減つていくということあります。しかし、驚くことは、さらにこの中でいわゆる財政投融資の中の資金運用事業これが五十一兆円から三十九兆円を除きますから十二兆円、これは何と四〇%もふえているということです。いまして、我が国のマクロ経済、産業等を広く見ましても、今時四〇%も伸びるようなものはまずそんじよそこらにはないわけあります。ひとところの携帯電話の年間の伸びであるとか、液晶の伸びであるとか、あるいはパソコンの成長のまさにピークのころの伸びにはそういうものはありますけれども、要するにいわゆる公的資金システムに組み込まれている財投にこういったものがあるということ自体、今はこの問題は議論されるようになりますからいいわけありますけれども、一般会計予算の問題に血道を上げているというようしたことよりも、もっとトータル的にこの財政投融資の問題、きょうは時間がありませんからお聞きしませんけれども、ひいては地方行政、財政の問題等々を考えると、私は財政構造再建五百一兆円、来年度末の一般財政、これについては切り口は幾らでもあると、このように思つわけであります。

○國務大臣(三塚博君) お答えします。

ただいまの今後の財投、財政構造改革会議に対する認識等、考え方、決心という意味の御質問でございますが、ロングで取り組むという基本的命題もわかります。しかしながら、期限を切つてしまひませんと、役所の機構、政治の機構、経済の機構、こういうものを総合判断してみました場合、転換期をどこに置くか。こういうことで二〇五年という計画を最終的に決めたわけでござい

ますから、二〇〇五年に財政構造改革、その名のとて基本方針を立てたわけであります。

一般の五原則は、その中でも国会の論議等を含めまして、二〇〇五年までのんびりやるのかといふ御批判もございました。やるなら鉄は熱いうちに打て、こういうこともございました。よって、六ヵ年の中でも前三ヵ年は集中的な改革期間として、同時に後半の三ヵ年を完成のめどとしてやり抜くこと。もちろん集中的な期間でありまして歳入歳出の問題だけではなく、全体の期間を見直しながらこれに対応し、ベストな道を追い求めて進めなければならぬ、こういうことでございます。

いろいろ、マスコミ的にある意味で激励を超えて

ればならない、こういうことでございます。

いろいろ、マスコミ的にある意味で激励を超えて

ればならない、こういうことでございます。

そういうことで、今後も引き続き全力を尽くし

て見直してまいりますし、特に役目が終わつたと

いう判定が出れば、それはやはりやめていくとい

う決心をしていかなければならぬことでございま

して、転換期において金融システムの大改革が行

われるなかでありますから、維持しなければな

らない財投計画、金融というものは、大規模長期

プロジェクトという問題は民間金融機関がそれを

おやりいただくのであれば話は別ですが、

○政府委員(伏屋和彦君) 今ちょっと突然の御質問なので、資料は今取り寄せますが、今言われました預託の利子の話は、これはまさに見積もりでございまして、先ほどからも御説明いたしておりますように、実際預けていた場合には十年利付国債の表面利率、それを基準としており、その都度その都度預託金利を設定しておりますので、これはあくまで見積もりであるでございますので、これはあくまで見積もりであるでございます。ことは御理解いただきたいと思います。数字は、ちょっとと今取り寄せますので。

○海野義孝君 次に、大蔵大臣にお願いします。かねてよりもさんざんお聞きしていますし、新聞報道等でもされていらっしゃいますので、ひとつ簡単に、私に対しても対して発言の時間を与える思ひやりをひとつよろしくお願いします。

○國務大臣(三塚博君) わかりました。

○海野義孝君 金融制度改革、いわゆる日本版のビッグバン、これのスケジュールにつきまして、本當は六大改革全部、二〇〇五年にかけての年別スケジュールをお聞きしたいんですが、そうはいきませんから、金融制度改革に絞りまして、今後の進め方、具体的にはこういう法案をいつごろつくるとか、いつごろこういった制度を取り込むとか、いつごろ法律改正する、税制改正する、そういったタイムテーブルをお差し支えのない範囲でひとつ教えていただきたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、基本的には関係審議会において二〇〇一年までに改革が完了するプランをできる限り早急に取りまとめていただくこととしております。

まず外為法、御案内のとおりフロントランナーとして今国会に提出いたしたところであります。

さらに、証券審査会、金融制度調査会、保険審議会におきましても、本年六月まで報告を取りまとめる

よう議論が進められておるところでございます。

六月までに、二〇〇一年までに金融システム改革が完了するプランの全貌が見えてくる、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、本改革は遅くとも二

〇〇一年までに完了するという明確な期限を示しております。各方面においても精力的な検討が行

われておりますし、結論を得られたものから速やかに実施してまいる、こういうことにいたしま

す。

○海野義孝君 国金局長、お見えですので、一、

二、教えていただきたいんですけど、今大蔵

大臣がおっしゃった来年の四月、今回常会に出て

いるわけですねども、外為法を改止するという

ことで、ほぼ実質的には外為関係管理については

完全自由化に近いということになるんですけどどう

なるかということを少し簡単に教えていただき

たい。

いわゆる一般の庶民はこんなことができるとい

か、あるいは国同士とか金融機関ではこういうこ

とができるとか、あるいは今のドル円ペースとい

うのはすさまじくレートが変わってしまうのかと

か、いろいろな面をちょっとお願いします。

○政府委員(橋原英賀君) 先生御指摘のように、

今回の外為法改正は完全自由化でございます。で

すから、国境を越えた取引、通貨を越えた取引が

全面的に自由になるということござりますから、具体的には例えば日本の居住者が海外に預金

口座を自由に持つことができるようになる、ある

いは海外の金融機関と自由に取引することができるようになるということ、それからもう一つは国

内自由にドルなりボンドなり Franc を売買する

ことができるということでございまして、例えば

ドルショップのようなものをつくることも可能でございます。ドルで価格を表示して、実際にドル

を受け取つて物を売るというようなことも可能でございますし、それから両替商というのもなくな

りますので、町の中、例えばコンビニエンススト

アとかスーパーマーケットで円をドルにかえると

は為替に関するコストが大きく削減されるという

ことはになるのではないかというふうに思つております。

○政府委員(橋原英賀君) 御指摘の点でございま

すけれども、今回は完全自由化でございますけれ

ども、今まで全く自由化してなかつたということ

ではございませんので、そういう意味で全く規制

しているところから全く自由になる、そういう状

況ではないので、若干その点についてマスコミ等

で誤解があるというふうに考えております。

例えば海外預金、全部自由になるわけござい

ますけれども、今まででも外貨建ての預金につき

ましては投資用と、大きな金額、外国で預金する

ことは大体投資用でござりますけれども、投資用に限っては二億円まで自由に預金ができるということになつております。各方面においても精力的な検討が行

われておりますし、結論を得られたものから速やかに実施してまいる、こういうことにいたしま

す。

○海野義孝君 国金局長、お見えですので、一、

二、教えていただきたいんですけど、今大蔵

大臣がおっしゃった来年の四月、今回常会に出て

いるわけですねども、外為法を改止するという

ことで、ほぼ実質的には外為関係管理については

完全自由化に近いということになるんですけどどう

なるかということを少し簡単に教えていただき

たい。

いわゆる一般の庶民はこんなことができるとい

か、あるいは国同士とか金融機関ではこういうこ

とができるとか、あるいは今のドル円ペースとい

うのはすさまじくレートが変わってしまうのかと

か、いろいろな面をちょっとお願いします。

○政府委員(橋原英賀君) 先生御指摘のように、

今回の外為法改正は完全自由化でございます。で

すから、国境を越えた取引、通貨を越えた取引が

全面的に自由になるということござりますから、具体的には例えば日本の居住者が海外に預金

口座を自由に持つことができるようになる、ある

いは海外の金融機関と自由に取引することができるようになるということ、それからもう一つは国

内自由にドルなりボンドなり Franc を売買する

ことができるということです。ドルで価格を表示して、実際にドル

を受け取つて物を売るというようなことも可能でございます。ドルショップのようなものつくることも可能でございます。

○政府委員(橋原英賀君) 御指摘の点でございま

すけれども、今は完全自由化でございますけれ

ども、今まで全く自由化してなかつたということ

ではございませんので、そういう意味で全く規制

しているところから全く自由になる、そういう状

況ではないので、若干その点についてマスコミ等

で誤解があるというふうに考えております。

例えば海外預金、全部自由になるわけござい

ますけれども、今まででも外貨建ての預金につき

ましては投資用と、大きな金額、外国で預金する

ことは大体投資用でござりますけれども、投資用に限っては二億円まで自由に預金ができるということになつております。各方面においても精力的な検討が行

われておりますし、結論を得られたものから速やかに実施してまいる、こういうことにいたしま

す。

○海野義孝君 国金局長、お見えですので、一、

二、教えていただきたいんですけど、今大蔵

大臣がおっしゃった来年の四月、今回常会に出て

いるわけですねども、外為法を改止するという

ことで、ほぼ実質的には外為関係管理については

完全自由化に近いということになるんですけどどう

なるかということを少し簡単に教えていただき

たい。

いわゆる一般の庶民はこんなことができるとい

か、あるいは国同士とか金融機関ではこういうこ

とができるとか、あるいは今のドル円ペースとい

うのはすさまじくレートが変わってしまうのかと

か、いろいろな面をちょっとお願いします。

○政府委員(橋原英賀君) 先生御指摘のように、

今回の外為法改正は完全自由化でございます。で

すから、国境を越えた取引、通貨を越えた取引が

全面的に自由になるということござりますから、具体的には例えば日本の居住者が海外に預金

口座を自由に持つことができるようになる、ある

いは海外の金融機関と自由に取引することができるようになるということ、それからもう一つは国

内自由にドルなりボンドなり Franc を売買する

ことができるということです。ドルショップのよう

なものつくることも可能でございます。

○政府委員(橋原英賀君) 御指摘の点でございま

すけれども、今は完全自由化でございますけれ

ども、今まで全く自由化してなかつたということ

ではございませんので、そういう意味で全く規制

しているところから全く自由になる、そういう状

況ではないので、若干その点についてマスコミ等

で誤解があるというふうに考えております。

例えば海外預金、全部自由になるわけござい

ますけれども、今まででも外貨建ての預金につき

ましては投資用と、大きな金額、外国で預金する

ことは大体投資用でござりますけれども、投資用に限っては二億円まで自由に預金ができるということになつております。各方面においても精力的な検討が行

われておりますし、結論を得られたものから速やかに実施してまいる、こういうことにいたしま

す。

○海野義孝君 国金局長、お見えですので、一、

二、教えていただきたいんですけど、今大蔵

大臣がおっしゃった来年の四月、今回常会に出て

いるわけですねども、外為法を改止するという

ことで、ほぼ実質的には外為関係管理については

完全自由化に近いということになるんですけどどう

なるかということを少し簡単に教えていただき

たい。

いわゆる一般の庶民はこんなことができるとい

か、あるいは国同士とか金融機関ではこういうこ

とができるとか、あるいは今のドル円ペースとい

うのはすさまじくレートが変わってしまうのかと

か、いろいろな面をちょっとお願いします。

○政府委員(橋原英賀君) 先生御指摘のように、

今回の外為法改正は完全自由化でございます。で

すから、国境を越えた取引、通貨を越えた取引が

全面的に自由になるということござりますから、具体的には例えば日本の居住者が海外に預金

口座を自由に持つことができるようになる、ある

いは海外の金融機関と自由に取引することができるようになるということ、それからもう一つは国

内自由にドルなりボンドなり Franc を売買する

ことができるということです。ドルショップのよう

なものつくることも可能でございます。

○政府委員(橋原英賀君) 御指摘の点でございま

すけれども、今は完全自由化でございますけれ

ども、今まで全く自由化してなかつたということ

ではございませんので、そういう意味で全く規制

しているところから全く自由になる、そういう状

況ではないので、若干その点についてマスコミ等

で誤解があるというふうに考えております。

例えば海外預金、全部自由になるわけござい

ますけれども、今まででも外貨建ての預金につき

ましては投資用と、大きな金額、外国で預金する

ことは大体投資用でござりますけれども、投資用に限っては二億円まで自由に預金ができる

ことがあります。そこで、この問題について、

まず外為法、御案内のとおりフロントランナー

として今国会に提出いたしたところであります。

さらに、証取審査会、金融制度調査会、保険審議会に

おきましても、本年六月まで報告を取りまとめる

としております。

まず外為法、御案内のとおりフロントランナー

として今国会に提出いたしたところであります。

さらに、証取審査会、金融制度調査会、保険審議会に

おきましても、本年六月まで報告を取りまとめる

ゆだねた金融行政というかそういうものを進めいくようになる。これはまさにグローバルスタンダードということなんだと思いますけれども、その場合に今の財投などのような郵貯あるいは簡保、あるいは国民年金等々のこういったものが、いわゆる公的金融というか資金でそれども、それが今の制度だと入り口の場合はそういったもののが自分勝手にやるわけで、これはどこがコントロールするわけでもないわけですね。金は彼らでも集まつちやうという問題。

ところが、片や今国内の一般民間金融機関では

大変な、いわゆる不良債権の処理等々の問題もあるし、来年の四月からのいわゆる早期是正措置と

いうこと等を考えると、おそれと危ないところに金は貸し出しきれないといふような貸し渋りの現象がある。ところが、そういった公的な資金と苦労されているということです。

そして、さらにお口では事業団、公団、公庫等々いわゆる特殊法人等を含めた、あるいは政府系の金融機関、こういったところがそういった資金を運用する。こうしたことになつて、これはもう膨大なストックになつてきていて、残を抱えているということですけれども、その公的な金融システムは入り口、中間、出口が市場原理に基づいて動いているわけじやないわけですね。それがそれぞの段階で勝手に動いているということなんで、これがもし今後ビッグバンになつたときに、まさに日本がフリー、フェア、そしてグローバルということを標榜していったときに、たどころにこの問題がやはり海外からも大変な日本に対する厳しいあれになつてくるということは火を見るよりも明らかだろうと、こう思ふんですね。

そういう意味で、銀行局長それから理財局長に、こういつた金融制度改革の推進上において、公的金融システムというものが今の中場原理が働

かないようなこんなシステムでいいのかと私は言つていられないわけです。それは今までつていかもわからぬ。むろ銀行なんかよりもかなりコストは低いらしいですから、賃金も低いし。だから、そういう意味じや私は必ずしも小泉さん

の言うことが正論とも思つていませんけれども。

これは、むろこれからまさに論議をしていく

問題であると思いますが、今のそいつたビッグ

バンという問題、大変大きな問題でありますか

ら、そのスケジュールの中でどこかでこれがかみ

合わなくなつてくるという問題が出てくると思いま

す。

その辺について、どのようにお考えになつてい

るか、あるいはどのよう今後対応されていく

か、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘の点につ

きましては、銀行局長としての立場から答えるの

か、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘の点につ

きましては、銀行局長としての立場から答えるの

か、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたしました。

今、銀行局長が答えましたいわゆる日本版ビッ

グバン、金融システム改革、これは先ほど委員も

言されましたよな、いわゆる日本の金融市場を

国際市場として復権するように金融市場を活性化

させるための改革であるわけでございますが、他

方、そこで委員の言われた財政投融資との関係と

いた公的な金融の存在というものがこのビッグ

バンとのかかわりを持つてることは重々承知し

ておりますけれども、ただそれがあるからといつ

て私どもが頭に置いておりますのは、こう

いった公的な金融の存在というものがこのビッグ

バンとのかかわりを持つてることは重々承知し

ておりますけれども、ただそれがあるからといつ

て民間におけるビッグバンの改革をおくらせるこ

とは若干性格が異なるものだと考えておるわけで

す。しかしながら、財政投融資につきまして、や

は困難な大規模かつ超長期プロジェクトの実施な

どのいわゆる財政政策を金融的な手法により行う

ものでございまして、今回の金融市場の活性化策

とは若干性格が異なるものだと考えておるわけで

す。しかしながら、財政投融資につきまして、や

はり改革を推進するという基本的な考え方のものと

して民間に於けるビッグバンの改革をおくらせると

いうわけにはいかない。これはまた海外との市場

間の競争の問題もありますし、それから日本の民

間の金融機関が力強くなつていただく必要があ

ります。これは、国民のためにぜひそう頑張つてもら

わなきやいけない、そのためのシステムづくりで

もありますので、まずは公的な金融のいろいろな

諸問題はあるものの、それはそれとして民間の方

のビッグバンの構想をどんどん進めていくといふ

ことが日本全体のためにもいいのではないかと思

います。

そのときに、先生がおっしゃいますように、市

場メカニズムが非常に働くようになるわけですか

ら、そうすると公的な金融のあり方ということが

当然その対比でもあるいはそのかかわりでも問

題になつてくることは容易に想像されるわけでござ

いますが、それにつきましては総理も国会の御答弁で、国がどのような機能を果たすべきなのかというようなことも含めて聖域なく検討が今後行われるというふうにおっしゃっておりますし、その辺は、やはり国の経済システムというのはそれぞれ関連しておりますので、一つだけが突出して改革が進むというものでもないと思いますので、そいつたところはバランスがとられた形で行われていくものであろうというふうに思つておるわけでござります。

結果として、仮に原資に余裕が生じてしまつた

ような場合には、これは国債等へ運用されまして

金融市場に結局は還流されしていくことにな

るわけでござりますが、いずれにいたしまして

も、これらの問題全体を含めまして、先ほどもお

答えましたが、まさに広く専門家の意見を聞き

ながらこれから本格的な検討、研究を進めていか

なきやならない課題だと考えております。

○海野義孝君 それでは、つい最近、私も院の参

考人の質疑に時間をいたして御質問させていた

だいたときには、ある総合研究所の理事長がおつ

しゃつたんだすけれども、いわゆる今回のビッグ

バンというの、これはとにかくいろいろな犠牲

を払つてもやらなくちゃならないんだと。まさ

に、サツチャヤさんの八六年の本家のビッグバン

じやありませんけれども、我が国にとってみても

大きいくらい国家存亡のかかっている問題である

というお話でありました。私も全く同感であります。

ですから、相当厳しくこれは取り組んでいか

ないといけない。まさに総理の五つの原則も、退

路を断つたそいつた思い切ったまさに大作業で

あります。そういうことで、その理事長が

おっしゃっていたのは、日本の金融の再生という

には三つのポイントがあるということを言われた

わけです。一つは規制緩和の問題、それからもう

一点はいわゆるグローバルスタンダードの問題、

もう一点は高コスト構造の是正の問題ということ

をおっしゃいました。

他方、その出口の方の話でございますが、これ

は各年度の財政投融資の計画で公団、事業団等のそれぞの資金需要、それからいろんな社会経済情勢等に基づいて決定されているわけでございまして、その意味では、まさにその規模は郵便貯金等の原資の伸びとは全く独立して決められているわけでございます。

そこで、その出口の方の話でございますが、これ

は、むろこれからまさに論議をしていく

問題であると思いますが、今のそいつたビッグ

バンという問題、大変大きな問題でありますか

ら、そのスケジュールの中でどこかでこれがかみ

合わなくなつてくるという問題が出てくると思いま

す。

その辺について、どのようにお考えになつてい

るか、あるいはどのよう今後対応されていく

か、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘の点につ

きましては、銀行局長としての立場から答えるの

か、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたしました。

今、銀行局長が答えましたいわゆる日本版ビッ

グバン、金融システム改革、これは先ほど委員も

言されましたよな、いわゆる日本の金融市場を

国際市場として復権するように金融市場を活性化

させるための改革であるわけでございますが、他

方、そこで委員の言われた財政投融資との関係と

いた公的な金融の存在というものがこのビッグ

バンとのかかわりを持つてすることは重々承知し

ておりますけれども、ただそれがあるからといつ

て民間におけるビッグバンの改革をおくらせると

いうわけにはいかない。これはまた海外との市場

間の競争の問題もありますし、それから日本の民

間の金融機関が力強くなつていただく必要があ

ります。これは、国民のためにぜひそう頑張つてもら

わなきやいけない、そのためのシステムづくりで

もありますので、まずは公的な金融のいろいろな

諸問題はあるものの、それはそれとして民間の方

のビッグバンの構想をどんどん進めていくといふ

ことが日本全体のためにもいいのではないかと思

います。

緩和という問題はあるんですが、我が国の、戦後だけでもいいんですけれども、いわゆる銀行が日本金融市場に新規参入してきた例があるかどうか、これを一点教えていただきたいと思います。これまでですね。例えば、つい数年前に子会社方式で銀行が信託とか証券とか保険とかいうのを経営するというのがあります、いわゆる銀行そのものの、戦後、大蔵省の金融行政でしようけれども、認可業務でしようけれども、新規に国内にそういうた銀行の参入を認めた例はありますか。結論だけで結構です。

○海野義丈君 次に、銀行局長にお聞きします。いわゆる規制緩和ということを、ビッグバンといふものを進める中では我が国の金融界も思い切つて規制緩和をやるべきだということで、日本の例えはビッグの超一流の民間企業、これは非金融会社でありますけれども、シャバン・プレミアムは全くつかない、むしろおまけがつくような超優良企業が日本にも三十社ぐらいあるんじやないかと私は思つんすけれども、こういつたところに銀行業務の免許を与えるというよくなお考へはあらせんか。

思いますけれども、超一流企業になつたというのと、それはそれだけの関係があつて築かれてきているというので、絶大なる内外での信用というのはあるかと思うんです。

そういうことを考えると、国内の来年早期は正措置でおびえる云々よりも、むしろそういうたる超一流企業、ちょうど今独禁法の問題で純粹持ち株会社なんというのも考えられるわけでありますから、御承知のようにアメリカあたりはGEの傘下に巨大な一流の銀行もあるわけですから、そういうことを考えたら同じようなことを日本もやらなくてはいけない、日本がそれをやることにならざつてはならない

兆円ベースぐらいで毎月金が海外へどんどん逃避しているという時代ですから。  
そういうことを考えたら、このビッグバンというの、スケジュール闘争という背後にある国民のそういう心情とか、あるいは外資の日本に対する攻撃のそういうありようとか、広くそういうた めのを考えないと、ただひたすらスケジュール闘争をやつたら、この間もある大学の教授が言つて いましたけれども、二十一世紀の入り口で達成したと思ったら、ほかの海外の一流のそういった金融機関は十二年先を行つていると。つまりそれ

確な資料を持っておりませんが、少なくとも最も最近は先生のおっしゃつたような外銀が信託で入つてくるというような例はあつたと思いますが、いわゆる典型的な例で、例えば都銀のようなものが出てくるというのはなかつたと思っております。

○海野義幸君 国全局長にお聞きしますけれども、またぞろ最近ジャパン・プレミアム〇・一%くらいになつてきたということですけれども、現在我が国の金融機関でジャパン・プレミアムの対象となつてない銀行が、名前は要りませんけれども、何行あるか。今言われているのは、我が国には都銀あるいは長信、信託等で二十行あると言

方も十分成り立つと思いますが、ただ銀行の場合はかなり自己資本比率のような厳しい規制がございまして、特に海外で活躍するところはBIS規制によって八%以上の非常に高い自己資本を求めるわけでございます。しかも、八%で十分かからないわけでございます。しかも、八%で十分かというと、いやもう一〇%要るんだというようなこともあります。したがいまして、資本を相当注入しなきゃいけないということ、やはり銀行というものは信用でございますので、かなり取引関係等が長い歴史でもって培われないと、すぐ立ち上げられるかどうかということは難しい問題だと思います。

私は、そのぐらい発想を豊かにしていかない  
せん。  
銀行局長に結論をどうこうということではあります  
じやない、このように思います。これは、ここで  
そこで働いている人だけはイギリス人がふえた  
と、こんなことになりかねない。これは証券だけ  
証券だけでありますけれども、要するに家を貰  
しちやつて、まるつきり外の資本が經營をして、  
は、これは口ではピッグバンと言つても、スクエア  
ジユールはできてもなかなか結果的には、今の  
ちょうどイギリスのピッグバン後の、イギリスは  
いと日本がなれることにこだわっていま  
でのよくな漸進主義の金融行政をやつていたのである  
れど

は、今回日本が一九八五年秋のいわゆる円・ドル委員会が設置されたプラザ合意のあのときから今まで、いわゆる協和信組、安全信組、あるいは兵銀、木津信、あるいは大和銀行の不祥事問題、こういったことをずっとそのまま漸進主義の中で放置してきたということも含めて、海外にキヤッチアップするということはちょっとやそつとじやできないという状況ですから、そういう意味でも思い切った改革ということを考えていただきたいといけない。

外為も自由化されるわけですから、個人の一千二百兆円は私はむしろ国内の財政再建に使ってもらいたいぐらいですけれども、いや自分のことは

○政府委員(神原英資君) ジャパン・プレミアム  
といふ概念の定義でござりますけれども、これは  
一般的に日本の銀行がそのプレミアムを払わな  
きやいけないということでございますので、最も  
評価の高い銀行でもジャパン・プレミアムを払つ  
ておるということでございます。

○海野義孝君 それは、多少のあれはあるわけで  
すよね。

○政府委員(神原英資君) そのプレミアムの大  
小はあると思います。今ちょっと手元に、どの個別  
銀行がどのくらいのプレミアムという資料を持つ  
ております。

ただ、御指摘のように、金融界に外から例ええば資本の形で資本参加、あるいは買収というふうな形で入つてこられるということは今後あり得るんじゃないかという気はするわけでございます。  
○海野義孝君 今の点で、私はそういつたまさに完全な自由競争になるとなれば、我が国の今までの護送船団方式の金融行政の中では、いえ、トツヅク企業、トツヅクと言われたよんなところも、確かに今我が国の金融機関の中では、大手で見ましてもニューヨークにDRで上場しているのはたしか一行しかないはずでして、その点から見ましても、日本の一流の民間の第一次産業の企業といふのは相当ニューヨークにも上場しているわけですがございまして、そういった面、それはもちろん今おっしゃったような比較できない部分があるかと

と、世界がやつていていいことを日本がやれと言つてゐるわけじやありませんので、世界に一気に進んでゐる。ただ、私が気に入らないのは、できるところからやるというのがひつかかるんです。できるところからとというのはどういうことかといふと、反対されないようなところからやると。そういう面からいふと、私は金融制度改革は、一千二百兆円のお金は別に、国内の超低金利でまさに元本が利息を生まないわけですから、それだったらむしろ海外へどんどん出ていければいい。今のそちら辺の外資系の銀行では、定期預金だと普通預金なんかの勧誘は物すごいわけです、四%、五%と、問題は為替でしょうけれども。そういうことを考えると、意外に国民の方が賢い。現に今、年率十五

自分で守る、自己責任だなんということで、預金もそれこそペイオフは、二十一世紀の入り口といふのが前倒しになつたんじやたまつたものではない。どうも預金保険機構も日銀もそんなに金はないそうもない、しかも預金保険率をさらに上げるなんといつたら、それは御免だというような銀行が今出始めている。自由化という時代に預金保険制度はおかしいんじゃないかということを言ひ出しているところもあるぐらいなわけであります。

時間が来ましたので、最後に一言、大蔵大臣に金融制度改革の取り組みについて、お伺いします。

○國務大臣(三塚博君) 先ほども申し上げました、六月までに三審議会が取りまとめるというこ

卷之三

とで議論が行われておりますから、まさに二〇〇一年までには金融システムの改革が完了するというプランの全貌がそれによつて見えてくるわけでございまして、基本的なものはそのときからスタートを切るよう、改正が必要であれば来年度国会を目指して準備に入ることになりますし、法律の要らないものについてはさらに議論を深めて決定をするといふこともあるであります。しかし、許認可の中でいろいろと研究をされて、大蔵省の中でそのことも整理をされつつありますから、それらも見ながら二〇〇一年完了と。基本が進みますと、全体がピックバンに向かって流れるわけでありますから、時流をしっかりと見詰めながら頑張つていかなければならぬ、こう思いますが。

○海野義孝君 ありがとうございます。  
○鈴木和美君 私は、きょうは納税者番号について主張的にお伺いしようと思つておつたんですが、同僚の志苦議員の質問の中で、先般二十一日に発表になりました米国のムーディーズの発表の問題、志苦先生が時間が少なくてさわやかに質問したよう、その答えがさわやかな答えになつておるようで大変心配でございます。

というのは、銀行局長は、日債銀については今はそれなりにリストラをやつていますよ、大丈夫なんですというお答えです。それから大蔵大臣は、党の政調会長は政府と違つんだから、それは時々いろんなことを言いますよと言つて終わつているんです、志苦さんの質問で。私は、これは大変楽観的なお話しやないのかなと実は思つんです。

そこで改めてお聞きいたしますが、この日債銀について金融債不適格といふようにムーディーズが認定したということは、一体日本の金融業を預かる大蔵省として、本当にこの格付というものは不適格だというような意味を持つていて、この表の改めての認識をお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) この委員会の場におきまして、特定の銀行のお話を余り申し上げるのも

いかがかと思いますし、またムーディーズ自体が民間の調査会社でござりますので、これにつけて断で出しているものでございますので、これにございましては、ちょっと当局の方で正式に、これは正しいとか間違つているとか、こういう評価をすべきだとかいうのは適切ではないのではないかと申します。

確かに、ムーディーズの理由を見ますと、不良債権の額に比して体力が云々というようなことを言つておるようでございます。それに対して銀行の方も、今生懸命リストラ策を練つてしているときに、その中身も聞かないでどうだろかというよう反論をしているやに新聞等では伺つております。

そういうたぐいのものでございまして、各金融機関、ほとんどすべて大手になりますところといった格付機関、これはムーディーズだけじゃございません、S&Pとかいろいろございます。日本にも格付会社があります。それいろいろな自己の判断で、これくらいの格だ、格付だということがで出しております。それを上げたり下げたりしていくということもございます。この点については、当局から余りそれについてお話し申し上げては、非常にこります。それをまたとんとんと上げたり、また時によつてはそれをまたとんとんと上げるわけでございます。

○鈴木和美君 先ほどの、海野先生のお話しやございませんけれども、これから国際金融の中で日本の銀行が不適格問題によっていくといふことには変わりないわけでございます。

したがいまして、私どもとしては、昔非常に格付が高かつた日本の銀行が不適格問題によってだんだん下げられていった、それでこういった非常に話題になるような銀行が出現してきたということについては、やはり我々としましても不適債権問題のこれから早期脱却といふことに一生懸命になつていかざるを得ないという認識は持つておるわけでございます。

加えて、金融債につきましていろいろ御議論がされておりますが、金融債を発行しております金融機関というのは、預金を受け入れている機関とは違まして、比較的特定されているわけでござります。興銀、長銀、日債銀、農林中金、商工中金、全信連、それから東京銀行が出ておりましたので東京三菱と、七つの銀行でございます。

その七つの銀行の議論でございますので、一般論として保護する保護しないというよりは、そう

す。こういうようなものは、やっぱりアナウンス効果として私は大変影響力を持つと思うんですねが、それが一つ。もう一つは、何も日債銀だけのことを問題にしているのではなくて、私が思うには、各種銀行の金融債というものについて一体どういうふうに考えたらいいのか。つまり、今までの日本の政策は、金融債について非常に不透明、そういう状態になつてゐるからと、いうような基礎的な判断で、こういう格付が行われているというようによるべきなんじゃないかと私は思つんです。その点いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 格付につきましては、確かに単に数字、格付が公表されるというだけではなくて、先生がおっしゃいましたように、それによって調達の金利が決まつてくるというような意味で、かなり重要なものでございます。したがいまして、非常にこれは無視できないものであることは事実でございますが、ただ性格としては、あくまで私が申し上げたように、いろんなたくさんの機関の中の一つの意見ということであることには変わりないわけでございます。

今、巷間言われている中では、それこそ財投から、資金運用部資金から日債銀の金融債を買つているという話もあります。そういうような話を聞くと、片方、山崎さんに至つては、個人の預金者が保護の立場でやつていて、団体とか機関投資家にはそんなことはやらないという発言も行われているわけです。けれども、他方、よく調べてみると運用部資金から支えをやつておけるわけです。そういう現実があるわけでございまして、これはいずれにしても公的資金というようなもの、公的資金という範囲はどういうことかという議論はあるかもしれませんけれども、下支えするために、これはいずれ手を入れなきやらぬような状態が私は来るんじゃないかと思つてゐるんですよ。そういうときには、住専の問題ではないけれども、銀行がそれリストラをやつています、改善策をやつしていますとよく言つてゐるんだし、銀行の職員は一般的のサラリーマンから見たら、ちょっとぐらい下げたつてまだ高いですよ。

いつた金融機関がそれぞれ健全性を保つていくこと、いうことで、すなわち金融債全体の信認が高まる。そうしますと、その発行金利も比較的低く資本調達ができるということでありますので、保護する保護しないという破綻を前提とした議論よりは、そういった個々の銀行が健全性を維持するということをまず考えるべきではないかというのが基本的なスタンスでございます。

○鈴木和美君 私、これをきょうはそんなに議論するつもりはなかつたんですけど、しかし、今のお金の中でも私はまだ問題点を抱えています。なぜかというと、金融債といつものはそれぞれ商品として一生懸命やつていることは事実です。けれども、それが思うように売れなかつたらどうなりますか。

今、巷間言われている中では、それこそ財投から、資金運用部資金から日債銀の金融債を買つているという話もあります。そういうような話を聞くと、片方、山崎さんに至つては、個人の預金者が保護の立場でやつていて、団体とか機関投資家にはそんなことはやらないという発言も行われているわけです。けれども、他方、よく調べてみると運用部資金から支えをやつておけるわけです。そういう現実があるわけでございまして、これはいずれにしても公的資金というようなもの、公的資金という範囲はどういうことかという議論はあるかもしれませんけれども、下支えするために、これはいずれ手を入れなきやらぬような状態が私は来るんじゃないかと思つてゐるんですよ。そういうときには、住専の問題ではないけれども、銀行がそれリストラをやつています、改善策をやつしていますとよく言つてゐるんだし、銀行の職員は一般的のサラリーマンから見たら、ちょっとぐらい下げたつてまだ高いですよ。

そういうような状況にあるときに、公的資金を

入れるというときは、本当に銀行そのものが確実なるそれこそ健全策をやっているのか、そのことを大蔵省銀行局はどの程度までつかんでいるのかということを私は知りたいんです。全部でなくたっていいんですけれども、知っている範囲で結構。しかし、そこそこには力を入れてもらいたい、調査の段階には。そこだけはお願ひしながら、ちょっと聞かせてください。

○政府委員(山口公生君) 個別の銀行、それぞれ相当なりストラに取り組んでおりますし、とりわけいろいろと問題にされがちな銀行はさらに思い切った措置に取り組んでおることは事実でございます。

それで、一般論として金融機関の給与がどうとか賞与がどうとかいう議論はありますが、個別銀行のリストラの話と一般論としての金融機関のリストラ状況云々という話はやはり性格が若干違うのではないか、非常に調子のいい銀行の給料がいかかといつて金融機関全体が努力していないと言ふべきものではないんだろうと思います。だから、リストラというのはあくまで、全体の問題でありますけれども、個々の銀行が判断すべきものだと思いますけれども、申し上げますと、まず具体的に、かなり今銀行も力を入れておりますので、思ったほどのデータをお示しきれないかもしれませんのが、例えで申し上げますと、まず店舗を五年度ぐらいいからすと減らしております。それから新規の採用は、私の手元に今、平成四年度が一万六千三百人採つておったんですが、平成八年度は六千二百人と半分以下に抑えています。それから職員数も、銀行は都銀、長信銀、信託で二十万人は優に超えておりました。これがいよいよ切っております。それから、個別銀行の例で幾つか拾つてみましたら、まず役員賞与を全額カットとか、それから店舗の統廃合を大幅にする、それから人員を削減する、そういうことがいろいろ個々の銀行ごとに出てきております。したがいまして、その銀行の経営状況によりま

して非常に厳しくやつておるところもござります。報酬を返上してまでやつてあるということでもあります。そういうところは、やはり私どもとしては評価をしてあげるべきだと思いますし、さらなるリストラをやついただきたいということです。強く要請しているわけでございます。

昔はともすれば、信用機関でございますので、外見をよくしておかなければいけないというところに物すごく銀行は気を使つたんです。ところが、これだけディスクローズをしていかなきゃいけない、真実を知らせていかなければ本当に信用されないということになりますと、自分がどれだけ努力をしているか見せる方がむしろ評価をされてきていると。今度の決算の予想見込みでも、いろいろ思い切つて、もう赤字を出してでも不良債権を償却しますという方が評価されるんです。昔は赤字決算すると預金がどんどん逃げた。そういう時代ではなくなつてきていているということでございます。

したがつて、今はリストラはプラスに評価され

ます。

○政府委員(尾原榮夫君) お答えいたします。

○政府委員(尾原榮夫君) 納税者番号制度につきましては、かねて税制調査会においても検討が続けられております。

検討すべき問題点といたしましては、一つは、この納税者番号となるべき番号といふのはいろんな要件を満たさなければなりません。この番号をどうするのかといふのがございます。

それから、何といいましても大きな問題といたしましてプライバシーの問題をどう考えるのか、

さらに民間行政のコストをどう考えるのかといふのがございます。民間行政のコストといった場合に、いわゆるコンピューターに幾らかかるかとい

うような話もござりますけれども、実はこの納税者番号制度を仮に行うということになりますと、

ほとんどの国民の方が預金をするときに子供さん

に至るまで番号を提示しなきやならない、そのよ

うなコストから、さらには金融機関はそれを受け

とめましてきちっと名寄せをするというようなと

ころまで出てまいります。あるいは、民間の会社

でござりますると、まさにそれにそれが番号によつて従業員の管理の問題が出てくるというようなこ

ともござります。いずれにいたしましても、民間

行政のコストをどう考えるのか、さらには経済取

引の影響をどう考えるのかといふ問題がございま

す。

そこで、今の状況でございますが、これからこ

ういう残された問題につきましてさらに検討を深

めてまいりたいと思っておりますけれども、同時に、この納税者番号制度といいますのは、先ほど

一例を挙げましたが、國民生活に非常に影響が及

んでまいります。例えば、納税者番号制度が一部

の脱税をするような悪い人のためのものだという

ものではないわけございまして、みんなに関与

していくものでござりますから、どのような仕組

みで、どのような目的で、また納税者番号制度を導入する場合の考え方として三つの類型を考えておるわけございますが、私ども國民の方に理解

してもらうということがありますあわせて重要な作業

だと思っております。

それで、「納税者番号制度をあなたはどう考

えますか?」というようなパンフレットをつくり

まして……

○政府委員(尾原榮夫君) 失礼しました。

○政府委員(尾原榮夫君) 紳士も申し上げておりますのが、一方に

おいていろんな国民の方に、公平のためには國民

の方々もそれなりの手間をかけていただきなけれ

ばならない、そこを認識していただくということ

もあわせて重要でございまして、私どもの意見を

言えといふれば、それは便利な制度というわけでござりますけれども、正確に申し上げますと、や

はり國民の間で広く議論をしてもらお必要のある

問題ではなかろうか、こういうふうに思つて

いるところでござります。

○政府委員(尾原榮夫君) 私も、もうそろそろ環境が整つた

のではないかという理解に立つてゐるんです。な

ぜかと申し上げますと、それは先ほど番号の問題

も出ましたが、アメリカみたいに年金番号にする

のか、住民台帳を主体にした住民基本台帳の制度

にするというヨーロッパ型にするのか、そういう

問題もありますけれども、自治省は自治省で住民

台帳番号制度を、これは平成十一年度から導入す

るというんでしよう。

片一方、今度は労働省は労働省で考えておる

し、平成元年二月に税務等行政分野における共通

番号制度に関する関係省庁連絡検討会議というのがあるんですが、ここではそれぞれが検討されておつて、税務以外についても年金、年金以外の社会保障、輸出入通関手続等の問題、労働行政、運転免許などについてもそれぞれ番号をつけました。そういうようなところまで来ているんです。だから、それは環境的にはそろそろやつてもいいんじゃないのかなというように私は思っているんだけれども、いかがですか、環境的に。

○政府委員(尾原榮夫君) 今、委員御指摘のように、かつては国民総背番号制というような議論もございましたが、まさに情報化の流れとともにこのようなことに対するアレルギーとでもいいましょうか、問題点も国民の間では少なくなっています。

いることも事実のようにも思います。

ただ、今申し上げましたように、プライバシーの問題一つとりましても、我々にとってと申し上げましたが、集中的にそういう納税者番号制度で

情報が国税当局に集まる。国税当局には、いわば

税務をやっていく上でプライバシーの問題という

のはある程度犠牲にしてもらわにやいかぬと思いま

すけれども、やはり国民の意識の中には莫大な

情報が集まるなどをどうするかという漠然たる不

安もまた残っていることも事実だと思います。

それからさらに、どうしても取引の都度に番号

なら番号を民間の間でも示すことになってまいり

ます。そうなりますと、民間の金融機関あるいは

そういう金融機関に限らず、それをキーワードに

して民間に莫大な情報データがたまりはせぬか、

またたまたとしてもそれをどう考えるのかとい

う問題もあるように思います。

長々となりましたが、番号に対するアレルギー

は昔よりは減っていると思いますが、なお検討すべき問題が多いということを申し上げさせていた

だときたいと思います。

○鈴木和美君 大臣、答弁は要りませんけれども、ぜひ大臣に承知しておいてもらいたいんです

が、今お話しのようなプライバシーの問題、これ

は大変大きい問題であることは事実だと思うんで

す。でも、昭和六十三年に制定されたものがある

んです。行政機関の保有する電子計算機処理に係

る個人情報の保護に関する法律というのがあるん

です。六十三年ですよ、これによって一生懸命今

やっているはずなんです。しかし、今情報化時代

だから、なかなか決定的に結論が出せないという

問題はあるかもしれませんけれども、この法律を

つくって、今になつてもまだプライバシーの問題

はと言つてはいるのではそれは話にならぬと思うん

です。だから、これは問題はあるということは私

も重々承知しているんですけども、このところを早くクリアするような議論を進めてほしいと思つて

それから、もう一つの問題は、納税者番号がで

きると海外との取引の関係というのも、これも確

かに問題点はあると思うんです。しかし、これは

やはり税の問題として解決すればいいんであつ

て、それはそれなりに私はクリアできると思うん

です。そういう意味から、ぜひ頭に置いていただきたいと思っています。

そこで、先ほどのコストの問題、これをちょっと

もう少し詳しく聞かせてください。納税者番号

を導入した場合に行政庁が必要なコストは、あと

は人員が何人だとか、さらに納税者はどのような

コストを払うのかというような点について、これ

は簡単でいいですから聞かせてください。

○政府委員(尾原榮夫君) コストは三つあるかと

思いますが、一つは、納税者自身が有形無形の番号

を提示するコスト、それからもう一つ、民間の企

業においては、例えばソフトを直さなきやならない

いうコストが生ずるか。私どもこれを検討して

まいりますと、初期コストが六百八十億円で経常コストとして二百三十億円か、ランニングで

五百十億円ぐらいか、このよだいイメージでござります。あるいは総合課税ということになつてまいりますと、初期コストが六百八十億円で経常コストが二千百十億円ぐらいかかるてくるかと

いうような試算がございますが、後ほどお届けしたいと思っております。

○鈴木和美君 もう一つは、今国税局が検討して

いるという中に、今のお話と一致するのかどうか

わかりませんけれども、KSKというものが検討さ

れていました。国税総合管理ということで、納税

者のデータを一元的に集約管理するため、全国

の税務署をコンピューターで一元的に結ぶKSK

システムというものが検討されている。これを導入

する計画があると聞いています。同時に、こ

れと納税者番号制度というのはどういうふうに関連するのか。

○政府委員(堀田隆夫君) 纳税者番号制度は、税

務署、国税当局に提出されます提出書類に納税者

番号が打たれておりまして、その納税者番号でい

ます。でも、微妙に数字は違つてまいりますけれども、

納税者番号制度導入時の初期コスト、あるいは年

間の経常的運用経費だけについて申し上げます

と数百億円以上という試算を我々は得ております。

○鈴木和美君 数百億円というのは、何が数百億円ですか、ちょっと。

○政府委員(尾原榮夫君) 失礼いたしました。

三つの類型と申し上げましたが、後でまた資料

を届けさせていただきたいと思っております。現在

いろいろな法定資料が出ております。それを税

務の機械化、効率化のためにある業務を全部電

算化してしまう、制度は変えずに電算化するとい

うのが一つ。それからもう一つが、総合課税を実

施する場合にどうか。それからもう一つが、相続

税等の資産課税に利用する場合はどうかとい

うことで電算関係のコストを計算いたしました。

そういたしますと、例えば最初の機械化、効率

化のため、これも磁気テープがどのぐらい提出

割合が変わるかで試算が変わつてしまりますが、

そこで電算関係のコストを計算いたしました。

そういたしますと、例え最初の機械化、効率

化のため、これも磁気テープがどのぐらい提出

割合が変わるかで試算が変わつてしまりますが、

初期コストとして二百三十億円か、ランニングで

五百十億円ぐらいか、このよだいイメージでござります。あるいは総合課税ということになつて

まいりますと、初期コストが六百八十億円で経常

コストとして二百三十億円か、ランニングで

五百十億円ぐらいか、このよだいイメージでござ

ります。あるいは総合課税ということになつて

まいりますと、初期コストが六百八十億円で経常

わゆる名寄せをするということに一つの重点があると思いますけれども、今やつておりますKSシステムと申しますのは、今の国税庁が使っておりますほかのADPシステムと同じように、名寄せは住所と氏名によつてやつてあるといつてございます。したがつて、そこは別であるといつてございます。

ただ、納税者番号制度が導入されるということになりますれば、その納税者番号を使って名寄せをするということは十分可能になるわけござります。ただ、それはそのときにまたシステムの見直しをする、再構築をするということになると、また別の局面を迎えるということでござります。

○鈴木和美君 その点はよくわかりました。

時間ですから結論にしまづけれども、この納税者番号というものを考へるときには、やはり今まで大きな問題はプライバシーの問題だと思つてござります。それから、これを入れたときに、経済的なもので資金のシフトがどこまでどういうふうにならぬかといつて分析がよくできないと、入れてみたもののさつぱり税が入らないというよなことになつちやいかぬので、そういう問題点があることは重々承知してゐます。

けれども、平成九年度の税制調査会においても、もうそろいんじやないのかという結論

みたいものを出して、それを国民的に理解をしてもらひう啓蒙宣伝が必要だと、いつことが結語になつてゐますね。税制調査会は調査結果を出してゐるわけです。けれども、やはりまだ啓蒙とかそれらう啓蒙がないために、それはみんな番号つけさせられて税金取られるのは嫌だというのは当たり前なのでございまして、そういう意味からすると、啓蒙とかそういう普及活動に十分留意していただきまして、私は個人的には早急にこれを導入する方向で固めてもううなことがじやないかなと思いますが、大臣の所見を伺つて、終わりたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 今、段々のお話を承つて、終わりました。審議官が言われましたようなこと

で、また委員御指摘のよな効果性の問題、もちろん基本的な問題があるようありますから、御意見を承りましたので、今後の対応はすべてを見て対応します。

○鈴木和美君 終わります。

○小島慶三君 私、予算委員もやつておるんですけれども、いよいよあしたで結論を出すという段階まで詰まつてしまひました。参議院に送付されましてから余り時間もなかつたわけであります。が、各党からのいろんな議論で私ども完全に政府原案を納得したというわけではございませんが、一般的には世論の喚起にはかなりの役に立つたのではないかといつうふうに思つております。そうなりますと、あとはこの九年度予算の執行という二とでどのようになつていかれるのか、その問題が最大の課題になるといつうふうに思つております。

それで、先般、政府としては公債依存度の削減の目標を繰り上げるといふ、これは内閣の御決定でござりますが、それは後でお伺いしますが、そぞうふうにお決めいただいたわけであります。が、これは内閣の御決定といつうふうに承知してよろしいんでしょうか。まず、大蔵大臣に伺いたいと思います。

○政府委員(溝口善兵衛君) 国、地方を通じます財政赤字を対GDPで3%以下にする。それから脱却する、こういふ目標につきましては、昨年十二月の閣議におきましては、引きだけ早期に達成をするということで閣議決定がなされました。これは閣議決定です。

今般なされましたのは、政府・与党の首脳の方々が参加をされております財政構造改革会議での決定でござります。その中身は、先ほどの二〇〇五年までに達成する、できるだけ早期に達成するというふうに閣議では決定されておつたわけでござりますけれども、その早期といふめどを二〇〇三年にしますということをこの会議で決めたわ

けでございます。閣議という手続はまだ経ていなければございます。閣議という手続はまだ経ていなければございます。

それで、二〇〇三年の意味は二つございまして、一つは、今申し上げましたように、数値目標の方をできるだけ早くとることで二〇〇三年にいたしますと同時に、財政の健全性を確保するための構造改革を早期に達成する、そのための歳出各般にわたる制度改革を実現するめどとして二〇〇三年といふうな決定をしたわけでございます。

以上でございます。

○小島慶三君 そうしますと、それは政府・与党両方の意思の統一ということであろうかと思います。ただ、これは希望であるのか、あるいはある程度の目安、腰だめであるのか、それとも政府の計画意思であるのか、その辺のところがちょっとどうかといつたものはどういうふうにお考へのか。それから、毎年同じよう

伐に、政府の計画意思であるとするならば、方針を堅持しながら全力を尽くしてやり抜こうと、こういうことになります。

○政府委員(溝口善兵衛君) それで、委員の質問の中に、前倒しをどういうふうにしてやるのか、各論をどういうふうにやっていくのかといつう御質問があつたかと思うんですが……

○小島慶三君 ちょっと聞こえないんですけど、

○政府委員(溝口善兵衛君) 委員の御質問の中、前倒しをどういうふうにやっていくのか、各論をどういうふうにやっていくのかといつう御質問がございました。その点、ちょっと補足させていただきます。

前倒しの点につきましては、今世紀の残り三年間を集中改革期間といたしまして、主要な経費について具体的な量的削減目標を定め、必要な分野につきましては制度改革を早期に断行することによりまして、次の三年間でその効果が発現し両者合わせて二〇〇三年までに財政構造改革の達成を期すといつうふうになつております。

それから、あと分野ごとにつきましては、社会不退転の決心、そういうことの中で今回の構造改革に関する五原則が決定をされました。これを決定するに当たりまして、三黨の責任者との懇談がわれました、本件はどこに明確な意思があるのか、政府の意思かと、こういふことであります。そのまま言わせていただきますと、橋本首相の不退転の決心、そういうことの中で今回の構造改革に関する五原則が決定をされました。これを決

定するに当たりまして、三黨の責任者との懇談が前日ございまして、そこで三黨の責任者から思い切つたことをできるだけ前倒しでやらなければならぬといつう決意が述べられたこともございまして、その意思ますますかたと、こういふこと

で、先般のこの発表の閣僚懇談会、長時間、二時間近くやりましたが、その会議において、私が座



金融機関の仕事としてははじまらないものであろうかと存じます。

私どもは、この国民金融公庫法第一條に盛られました趣旨を体しまして、小規模零細企業に対する貸し付け等に今後とも精進してまいりたいと存じます。

○参考人(吉野良彦君) 開発銀行の吉野でござります。

申し上げるまでもないわけでございますが、私ども、いわゆる政策金融機関でございます。金融という手法を通じて国の政策遂行の一手段という役割、その一端を担わせていただいているわけでございますが、私どもの銀行につきましてやや敷衍して申しますと、国民经济的大変必要性の高い分野あるいはプロジェクト、そうではあるが同時に投資資金の回収に極めて長い期間を要するとか、あるいはリスクの判断について非常に困難を伴うとか、あるいはまた収益性が非常に低いとかいうような理由で、なかなか一般の民間の金融ではカバーし切れないそういう分野あるいはプロジェクトにつきまして、私どもはいわば長期の安定的な資金を供給するということで、いわば決して競争しないで民間金融を補完し、あるいは誘導をしていくという仕事をさせていただいているわけでございます。

今お話しの民営化の是非いかんということでございますが、先ほど来お話しございましたように、党あるいは政府におきましていろいろこれらも御議論があるういう状況のもとで、私のようない立場にある者が申し上げるのはやはかられる点はございますが、お尋ねでございますので申し上げますと、ただいま申し上げましたような私どもの仕事の基本的な性格から申しまして、いわば競争原理のもとで互いにより大きいといいますか、より高い収益を求めて競争し合う民間企業というような形態は、もともとないものではないかというふうに考える次第でございます。

言いかえますと、仮に民営化をされるということになりますと、今私どもがやつておりますリス

ク補完あるいは収益補完、あるいは期間補完などがあります。

もちろん、私ども、行政改革の重要性というものは政府の中においてます一員として極めて重要なものという認識をいたしております。ただ、私ども開発銀行につきましては、御高承かと存じます

が、実は一昨年、ちょうど二年前でございますが、二年前の春、やはりこの行政改革問題に関連をいたしまして種々与党三党の間におきまして御議論がございました。最終的な与党三党の決定といたしまして、日本開発銀行の簡素合理化についてという文書が取りまとめられました。

その内容は、要するにいわゆる私どもの本来の役割でござります民間金融の補完に徹しろと。そのため、一時バブル崩壊後のいろいろな景気対策の要請で私どもの融資規模がかなり急速に拡大をした時期がございますが、そういうたいわば一

種異例の拡大分を勘案して今後その融資規模の圧縮に努める。それからまた、融資の対象なりある

いは、私どもはいわゆる協調融資でござりますの民間銀行と協調する比率をいろいろ勘案してやつておりますが、協調融資の比率を引き下げる

というような方向で最終的な御方針が決定をされました。

私ども、それ以来、もう既に二年になりますが、毎年度予算編成の過程におきまして関係の政

府御当局とともに十分に協議を重ねまして、融資規模の圧縮それから融資対象の見直し等々努力を続けているところでございまして、今後ともそういう

た態度で取り組んでまいるのが私どものあるべき筋道ではなかろうか、こういうふうに考えているところでございます。

○参考人(保田博君) 日本輸出入銀行の保田でござります。

日本輸出入銀行は、御承知のように、民間の金

融機関が市場原理に基づきまして融資をするといったようなことでは必要な資金が十分に確保す

ることでできないような種類の国際的な資金供給の分野におきまして、輸銀法の第一條にあります言葉をかりますならば、民間金融を補完し奨励をするということを目的として設立されたものでございます。

我が国経済の安定と発展ということのためには、外国との貿易あるいは投資といったようなものを促進いたしますとともに、開発途上国あるいはまた市場経済移行国に対する資金協力等を通じまして、世界経済の持続的な成長に寄与することが必要でもございます。そしてまた、これらを支

えるための国際的な資金供給につきましては、その性格からいたしまして民間金融機関の活動のみでは対応が困難である、融資量を把握することが困難であるということのために輸銀の政策金融による補完が必要であるというふうに考えておりま

す。

多少、具体的に御説明をさせていただきたいと思ひます。

○委員長(松浦孝治君) 時間がないから、少し

○参考人(保田博君) 輸銀が融資の対象としておられます例えは輸出でござりますが、これは工場の施設とか機械あるいは発電設備といったようなプラント類の輸出でござりますとか、あるいは日本国が必要とします石油、石炭、鉄鉱石、銅鉱石といつたような資源の開発輸入、さらには日本国のお企業の海外進出といったような国際的な貿易・投資活動がござりますし、あるいはまた開発途上国等に対する資金協力につきまして、例えは受け入れ国の、あるいはその周辺での戦乱、内乱あるいはまた通貨制度の急激な変更といったようなわゆるカントリーリスクあるいはまたその他日本が伴うものでござりますし、また一つ一つの融資の額も大きくかつ長期を要するものでございま

す。

○説明員(瀧野欣彌君) 地方債についてのお尋ねでございます。

平成九年度におきます地方債につきましては、地方消費税の税収が平年度化しないことに対応するために臨時税収取てん債という特別の地方債を発行いたしましたり、あるいは地方財源が非常に

巨額の不足を来しておりますが、これを補てんするために財源対策債の発行をする、こういうよう

なことがございまして、地方債依存度につきましては、平成八年度よりは下がりますけれども、一三・九%と極めて高い水準になつておるわけでございます。

そしてまた、これらのプロジェクトを実施するに当たりましては、相手国とのいろいろな交渉、

あるいは各国の日本輸出入銀行と同様な立場にあります輸出入銀行等との協調、折衝、あるいはまた物によりましてはIMF、世銀といった国際的な金融機関との協調、交渉といったようなことも必要であります。

それらの仕事を、民間金融機関が行うというにはやはり限界もあるうかということでございまして、我々としては公的金融機関としての輸銀の役割はなお大きいものがある。民営化にはいささかなじむところが多くないというふうに考えております。

○小島慶三君 時間がなくなりましたので、いろいろ政策金融のメカニズムということについてもちょっと御議論したかったんですけども、これは後刻に譲りまして、また適当な機会がありましたらお三方からそれぞれお話を賜りたいと思います。

それで、私の最後の質問でございますが、これについては自治省の方にお伺いしたいと思っております。というのは、地方債というものが一般の国債と同じようにどんどんふえていくということで、この歯どめがないような気がしておるわけでございまして。そういう点で、地方債のこれから歯どめといいますか、そういう点についてのお考えが何かございましたら承りますが、この質問を終わりたいと思います。

○小島慶三君 時間がなくなりましたので、いろいろ政策金融のメカニズムということについてもちょっと御議論したかったんですけども、これは後刻に譲りまして、また適当な機会がありましたらお三方からそれぞれお話を賜りたいと思います。

度末の見込みでございますが、借入金残高も百四十七兆円ということでございます。個別の団体を見ましても、我々危機ライン、危険ラインと見ております公債負担が一五%を超えるような団体が全体の約四五%ということで、非常に財政の硬直化を懸念しておるところでございます。

こうしたことから、平成九年度の地方財政計画におきましては、地方の一般歳出を〇・九%ということで圧縮をいたしまして、借入金に対しまして、依存度を引き下げるというようなことで財政の健全化に留意してきたわけでございますが、特にお尋ねの地方債につきましては、臨時地方整備事業に係る地方債というようなものにつきまして、平成八年度までは一〇〇%充当というようなことをしておりますだけれども、そいつた充当率を引き下げるというようなことなどによりまして、地方債の発行額を前年度に比較いたしまして八千三百億円強縮減をいたしたところでございます。

もとより、こういった取り組みは財政健全化の第一歩というふうに考えております。今後、国、地方合わせまして財政赤字を対GDP比三%にするようにしていくんだ、こういうことでございます。今後、地方債の発行額の抑制、重要な課題です。今後、財政構造改革会議におきましても財政構造に踏み込みました財政再建方策について検討されるわけでございますが、我々、各地方団体に対しましてより一層徹底した行政改革の取り組みを求めるとともに、国、地方を通じます行政の簡素効率化の方策を講じまして財政健全化に全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○吉岡吉典君 大蔵大臣 四月一日から消費税の税率をあなた方は引き上げようとしていますけれども、私はきょうもそれを中止してもらいたいということを申し上げたいと思います。そして、このところ連続してここで言わせていただきましたけれども、やるべきことはむだを省くこと、あるのところ連続してここで言わせていただきましたのは不公平な税制を正すことだということをきようも申し上げたいと思います。

政府は、聖域なき財政支出の見直しということをおっしゃっており、大蔵大臣はこの間ここで私の質問に対しても、軍事費もその見直しの対象であり、それは正面装備も定員もまた在日米軍経費も当然検討対象だとおっしゃいました。そこで、きょうは在日米軍経費に関して、こういうものは少なくともやめてもらいたいということを指摘しまして、大臣の意見をお伺いしたいと思います。

今、日本が負担している在日米軍経費というのは世界でも有名で、アメリカでも最も日本は優等生だということがしばしば論議になつております。アメリカ本国に置くよりも日本に置いた方が安上がりだという議論さえあるほどであります。私が持っております九六年度の資料では、米側負担、日本側負担合わせた在日米軍経費は九千七百億円、そのうち日本側負担が六千三百八十九億円、実に六六%が日本側負担、日本側負担と米側負担の比率は二対一ぐらいになつているという、こういう数字もあります。

こういう状態、特に日本の負担の中には、安保条約に基づく地位協定ではアメリカが負担することになつていてるそういうものまで負担している。それが新しい予算案では三千七百三十七億円ですか、に上つてます。金丸さんがかつて、これは条約上の根拠は何かということを問われて、思いやりりであるということを言われて以来、思いやり予算と言われるようになつております。

私は、在日米軍経費全体、とりわけ少なくともこの思いやり負担というふうなものは今や検討し直すべきときではないかと思います。アメリカの財政赤字を考慮して思いやりと言つていましたのが、今日日本の公債依存度は二一・六%、アメリカは七・七%です。日本が借金してアメリカに思ひやりをやるという時代ではなくなつたと思ひますが、こういうことを検討し直すというわけにはいかないものですが、大臣。

資料配付

週から企画委員会が週二回精力的に開かれ、五月中旬に結論を出します。それを踏まえながら今後に対応をすることになります。

○吉岡吉典君 それでは、きょう私は、そこでぜひ検討の対象にしてもらいたいテーマにちょっとどよくなつたと思いますので、これから幾つかただしていきたいと思いますが、時間の節約とわかりやすくするために資料を配付いたします。これは防衛施設局から私がいだいたものでありますので、私の勝手な資料ではございません。

(資料配付)

○吉岡吉典君 思いやりというの、安保条約に基づく地位協定上の日本の義務のない、アメリカが負担することになっているものでしかれども、やはりこれは中身から見ても検討し直すべきだと思います。

ちょうど七年前ですか、予算委員会ですけれども、我が党の吉川春子議員が思いやり予算の中身を質問して大変話題になつたことがありますけれども、これを見ますと、まず資料の一、提供施設整備において整備している施設、昭和五十四年度から平成九年度予算案までのものがここにずっと、これ項目だけあります、六十二項目に及んでおります。この六十二項目というのは、これは隊舎から航空機のシェルター、運動施設、学校、教会、クラブあるいは滑走路の移設費といろんな項目があります。クラブって何だろうか、七年前の論議では、よくわからぬけれどもお酒なんかを飲むところではありますんかという答弁が七年前には行われております。

私は、日米安保条約が必要だという政府の立場に立つても、こういうことまで乏しい金から出して、世界最大の財政危機だという時期に必要なのがかどうなのか。酒を飲むところと安保はどういう関係があるのか、教会と極東の安定といかなる関係があるのか、こういうことを私は考える対象は、いよいよあさつてからですか、始まる協議では当然なるだろうと思いますが……(来週ですか。)と呼ぶ者あり) 来週ですか。これはいかがです。

か。まず防衛施設庁に、そういう六十二項目にわたる日本側の思いやりの負担があつたと、これは事実としてお認めいただけますか。

○説明員(米岡修一君) 整備項目につきましては、当方が整理している項目によりますと六十二項目ということで、本体着工ベースで昭和五十四年度から整備しているということは事実でござります。

○吉岡吉典君 それでは、もうちょっと進めて、また大臣の意見をお伺いするとして、隊舎がありますね。これを見ますと、七年 前吉川議員が取り上げたときの数字では平成元年度百三十棟でした。それが今度の資料を見ますと百八十三棟にふえております。私どもはこういう経費だけはやめるようにと強く求めましたが、どんどんふえて今百八十三棟になつて いる。経費は幾らぐらいかかっていますか。

○説明員(米岡修一君) 昭和五十四年度から平成九年度予算案までに提供施設整備により整備している隊舎の金額でございますが、契約ベースでは千七百二十五億円、歳出予算額ベースでは千六百十八億円でござります。

○吉岡吉典君 こういう隊舎があります。隊舎のほかに家族住宅というのがあります。これもこの七年間に六千三百七十五戸から一万三百十六戸にふえております。七年間に一・六三倍というようになるとんどん隊舎をつくってやつて いる。これの予算は幾らですか。

○説明員(米岡修一君) 昭和五十四年度から平成九年度予算までに提供施設整備により整備している家族住宅に要した経費でございますが、契約ベースで約四千六百三十四億円、歳出予算額ベースでは約四千三百九十九億円でございます。

○吉岡吉典君 住宅の中で、私が、吉川議員が質問して以来この七年間、いろんな機会に問い合わせても納得得る答えがもらえないのが、資料にある司令官の住宅の間取り図なんです。これをみると、浴室が三つあるんです。大臣の家、浴室が三つあるか知りませんけれども、なぜ浴室が三

つもある住宅をつくるなくちやいかぬか。私は、外務省に聞いたり防衛庁に聞いたり施設庁に聞いたり七年間繰り返しましたけれども、だれに聞いても納得できる答弁はいただけません。七年前の答弁は、アメリカ国防総省からもらった見取り図にそなっているので、それに沿つたまでだという答弁でした。今答弁してもそういうことになるんじやないかなと思いますけれども、いかがですか。

○説明員(米岡修一君) 提供施設整備で建設しています司令官用の家族住宅は、米側の基準に基づいて整備しているものでござります。浴室の数につきましては米国の基準に基づいて整備しているものでございまして、米軍人の生活形態、文化、体格等を考慮して決定されているものと考えております。

○吉岡吉典君 いや、米軍は浴室が三つなきや生

活ができないのかどうかという米国の生活習慣についてだれも納得できる答えをしてくれないと

思ふります。私はこういうことを続けていたん

じゃ、これは借金しながら、アメリカの三倍です

よ、公債依存度。その国がそういうことを向

こうから言わるとおりのものを、しかも安保条

約の義務外の負担をしなくちやいかぬのかどうな

のか。大臣、やっぱりやらなきやいかぬと思いま

すか。

○國務大臣(三塚博君) お風呂の件を聞いておりま

して、司令官三バスというのはいわゆる米軍の基準だと思うんですね、司令官、将軍でございま

すから、ということかなと。そのほかの将校、兵

隊さんはそんなことはありませんから、司令官と

いう意味なんでしょう。

○吉岡吉典君 この思いやりの中には、今言つた

ようなものから航空機のシェルターあるいは滑走路の移設費といふふうなものまで含まれております。されども、私はこれももう一つ、大臣によく考えて、来週からの検討でこれは論議してもらいたいんですが、資料の五です。

「制服等貸与対象品目一覧」というのがあるんです。大きい項目を読んでみましょう。エプロン類、帽子類、手袋類、それから靴類、シャツ類、ジャケット類、作業衣類、ズボン類、防寒衣類といふふうになつて、ネクタイ類。この前も話題になつたものですが、ちようネクタイ、こ

ういうふうなものに至るまで提供されているわけ

です。こういうのが百一品目もあるとこの資料に

は書かれております。

私は、これを読んでみても、ジャケットと安保、ちようネクタイと安保、一体いかなるかかわりがあるのか。借金してこういうものを提供しなくちやいかぬということが、いかにも日本がいかがんなことをやらされたときを示す

ものだとしか思えません。一体、ネクタイ何本、

幾らぐらい経費かけて提供しているんですか、施

設庁。

○説明員(加藤双君) 従業員の制服等につきましては、従業員が職務に当たりまして任意の福利厚生の一環として、作業上の安全管理それから衛生管理それから品位、儀礼等の観点から貸与しているものでござります。

○吉岡吉典君 数とか額を聞いたんだよ、私は

ネクタイ、ちようネクタイ何本、経費幾らという

ことを聞いているんだ。

○説明員(加藤双君) ちようネクタイは平成七年度百四十個でござります。それからネクタイですが、千七百個でございます。

○吉岡吉典君 経費は。

十四万。それからネクタイ類は百三十万でござります。

○吉岡吉典君 私が、こういう問題を取り上げた

のは、やはりこうことをきちっと先に見直す

つもりでいたしましても、今後とも

米安全保障の観点と財政事情等を踏まえながら、適切に対処をしてまいりたいと思います。

○吉岡吉典君 この思いやりの中には、今言つた

と。アメリカが財政赤字で日本に泣きついてきた

ときに思いやりだということでお金丸さんが思いついた。それにも我々はもちろん反対しましたよ。

しかし、今や状況が変わって日本が世界で最も深刻な財政危機にあるというときに、こういうのが何ら見直しされないまま次々積み重ねてきていくんです。これから、来週からじや遅いんです。

よ、今までやっておかなくちゃならなかつた。私はこの前も言いましたけれども、こういうことをやつてから消費税の税率は決めるというのが約束だつたんですよ。それをやらないでこういうふうになつていて。

私は、大臣に、この米軍事費については正面装備も定員も在日米軍経費も聖域なく見直しを

やるとおっしゃった。そのためにも、これが実態ですよということを考えていただこうと思って、

きょうはお土産の資料とあわせて質問させていた

だきました。大臣の御意見を、もう一度お伺いします。

○國務大臣(三塚博君) 個々の問題は初めて承

たところでござります。いずれにしましても、安

全保障の観点と厳しい財政事情の観点から適正に

対処をしてまいります。

○吉岡吉典君 最後に、こういうことを踏まえて

の質問ですが、こういう見直しをやらないまま消

費税の税率5%が決定された。この間の参考人の

意見を聞いてみると、税調のメンバーの人が二け

たになる必要があるという答弁もなさつていて、

このことを見ると、5%への税率引き上げが結局

は二けたへの第一歩ということになりますね。

そういう心配をするものであります。

消費税の税率が二けたになりますと、これは直

接税、間接税、大体五分五分になりますね。そ

う

ことを見ると、5%への税率引き上げが結局

本的な考え方から、今後企画委員会において議論が行われるものと承知しております。

いずれにいたしましても、防衛関係費につきましては、財政構造改革会議におきまして、防衛力整備については我が国の安全保障上の観点と経済財政事情等を勘案し、節度ある整備を行うことが必要との観点から、基本的な考え方が示されています。

○山口哲夫君 来年度予算案を組むに当たつての腹構えがまず大事だと思うんです。確かに、その会議の結果を見て、少なくとも総理の方針としては聖域を設けないで歳出も削減するということをございまして、これを実行しようとすれば間違いなく前年対比マイナスになります。したがって、総額としては前年対比マイナスを腹構えとしてお持ちだと思うんですけれども、防衛庁としての考えを聞かせてください。

○政府委員(佐藤謙君) 私どもといたしましては、先ほど申しましたように、財政構造改革会議におきます基本的な考え方、これに沿いまして検討をしてまいりたいと、かように存じております。財政構造改革会議におきまして、我が国のお金保障上の観点と経済財政事情等を踏まえて節度ある整備を行ふと、こういうお考え方を示されておりますので、そういう考え方を踏まえて真剣に検討をしてまいりたい、かように存じます。

○山口哲夫君 いすれにしても、これは前年対比マイナスの予算になることは間違いないと私は思つております。そなうなりますと、この主要な正面装備、この分を削除しない限り前年対比マイナスにはならないと思うわけですね。その点、正面装備についても削減をしていかなければならぬ、そういう腹構えはござりますでしょうか。

○政府委員(秋山昌廣君) 一昨年、新しい防衛大綱がつくられたわけでございますけれども、その

防衛大綱の一つの考え方として合理化、効率化、コンパクト化という方針が出されております。部隊編成あるいは装備品につきまして、この新しい防衛大綱の別表に旧防衛大綱の別表と違ったコンパクト化した形のものが示されておりまして、それが沿つて現在、五カ年間の中期防衛力整備計画

といふものが纏り込まれた形の大綱でござりますが、それに従つてできた中期防に従いまして、諸外国の技術的水準の動向に対応し得るよう、現在老朽設備の更新、近代化ということを基本として必要な正面装備を積み上げて毎年予算要求をしているところです。

○山口哲夫君 そこで、少し具体的な問題で質問します。正面装備の一つとして九〇式戦車というのがあります。これはソ連が大変大型の戦車をつくつたことに対抗してつくつたものでござります。それで大変大きいのですから、これを北海道、私北海道出身で、北海道に輸送するのに上に分けて輸送して北海道で組み立てなければなりません。現在、ソ連威脅論がもうなくなつて、それで大変いいものですから、私はこれ以上にこの戦車が一体必要なのかどうか。私は、当然この戦車は防衛庁の中にももうそろそろ戦車は必要がないという声もあるというふうに聞いております。

○政府委員(佐藤謙君) 先生御案内のように、防衛廳が調達いたします装備品、これは生産、調達に長期を要するものが多くございます。したがいまして、財政法上も継続費あるいは国庫債務負担行為という制度によりまして契約権限あるいは支出権限をいただいてその調達を行ふ、こういう仕組みになつてゐるところでございます。

○政府委員(秋山昌廣君)

冷戦が終えんしたといふべきでないと思いますけれども、どうでしようか。

○政府委員(秋山昌廣君)

うことは事実であろうかと思います。

我が国の防衛の基本的な考え方といたしまして、特定の脅威を見積もつて、そしてそれに対抗し得る防衛力を整備するという考え方をとつていてございまして、そういう意味で我が国が侵略された場合の陸海空自衛隊の防衛力を整備しておるところでございます。

そういう意味におきまして、陸上自衛隊における戦車の整備というものは我々必須と考えております。

○山口哲夫君 基盤的防衛力整備というよく使う言葉ですけれども、しかし今もお話をあつたように、日本に侵略してくる國がないという考え方で立つた場合に、これに対抗する武器は必要はないだろうと思うんですね。兵器はさつき言つたように、九〇式戦車というのは明らかに北海道を中心してソ連が侵入したときに備えるためのものだというふうに、私内閣委におつたときに議論をしたことがあります。そういう点では、私はこれは今後どうしても廃止をしてもらいたいものだと、このことを強く要求をいたしております。

そこで、以前にも議論したことがあるんですけど、防衛庁の予算の組み方というのは後年度負担が物すごく多くなるんですね。例えば、今回F1の後継機と言われるF2支援戦闘機、これは八機こしと発注することにしております。恐らくられた戦車だと私どもは認識をいたしておりました。これはあくまでも対ソ連との関係でつくられた戦車だと私どもは認識をいたしておりません。現在、ソ連威脅論がもうなくなつて、それで大きなこととはゼロですね。それで、十数台の戦車を発注するわけです。ですから、少し財政的に麻痺されているんじゃないですかということを防衛庁に申し上げたことがあります。そのように後年度負担が次から次へとふえてくるわけです。

そこで、まず継続費について申し上げてみたいと思います。継続費というのは、第二次世界大戦

ばならない、兵器をふやさなければならないといふことで設けたのがこの継続費ですね。しかし、戦後、平和な民主国家日本としてはこの継続費は廃止したはずです。それが昭和三十年からまた復活をしてくるわけですね。

それで、これは具体的には護衛艦と潜水艦に限つて継続費ということになつてゐるわけですが、それでも、この継続費を見ますと、来年度平成十年度の支払い額というのは千八百九十億円、ことしは一千四百四億円、もう黙つていても来年はことしよりも四百九十億も多いわけですね。こういう継続費をどんどんやられたのでは、これから財政再建をやろうとしても、毎年支出することがもう決まつてゐるわけですから、これでは防衛費を削減できないと私は思うんです。

そういうことを考えた場合に、この機会に継続費はやめると、百歩譲つてですよ、後年度負担であつても債務負担行為に回していく。債務負担行為に回しますと、当然これは財政支出がもうできないという場合には、財政再建しなければならないのでもうよつと待つてもらいたいという場合には、これは当然その年その年によつて決定していくものですから、そういう点では継り延べであります。これはあくまでも対ソ連との関係でつくられた戦車だと私どもは認識をいたしておりました。これはあくまでも対ソ連との関係でつくられた戦車だと私どもは認識をいたしておりません。現在、ソ連威脅論がもうなくなつて、それで大きなこととはゼロですね。それで、十数台の戦車を発注するわけです。ですから、少し財政的に麻痺しているんじゃないですかということを防衛庁に申し上げたことがあります。そのように後年度負担が次から次へとふえてくるわけです。

そこで、まず継続費について申し上げてみたいと思います。継続費というのは、第二次世界大戦のときに、どうしても急激に武器をふやさなければなりません。それがいつまでやさなければならぬのかどうか。私は、当然この戦車は防衛庁の中にももうそろそろ戦車は必要がないという声もあるというふうに聞いております。

○政府委員(秋山昌廣君)

この機会に、この九〇式戦車の新しい発注は行なうべきでないと思いますけれども、どうでしようか。

○政府委員(秋山昌廣君)

のに対して、国庫債務負担行為の場合ですと初年度に全部の契約をしなければならないと、こういう制度的な違いもございます。

そういたしますと、護衛艦のように、一遍に契約をせずに船体であるとかあるいは機関であるとか、それに載つけるいろんな武器等につきまして契約をする時期がそれぞれ異なつてくるものがございます。このようにやはり製造工程が長くしかも複雑だという場合には、国庫債務負担行為ではなくて継続費でやはり対応せざるを得ないのではないかなど、かように私は思います。

○山口哲夫君 今お話をあつたように、債務負担行為というのは初年度において何年か分を全部総額を確定させる、これはそのとおりだと思つんであります。しかし、支払いについては毎年議会で決定をす。ですから私は、防衛庁に、それではF2のこれまでの年度ごとの支払いを示してくださいと言つても、それは毎年国会で決めるんですから出されわけにはいきません、こういうことになるわけです。しかし、継続費だけは毎年きちっと決まって出されているわけです。ですから、そういうことを考えたときに、国会できちつと財政との関連の中でも支出ができるような形をとるために、私はやっぱり債務負担行為を行つた方がいいだらうと思うんです。そのことを強く要請をしておきたいと思います。

さて、そこで、どうも正面装備を削れないといふのは別なところに何か理由があるんではないか。例えば、九〇式戦車なんというのは、さつきも言つたように、防衛庁の中でさえもう要らないだろうなど、自民党的防衛族と言われる方々の中にも、やっぱり戦車は要らぬだらうなというふうな声があつたということを私は新聞で読んだことがあります。そんなように、それでも何でそんなに発注しなければいけないんだろうかな、調達しなければいけないんだろうかと考えたとき、防衛産業との関係があるのかなという、そういう感じもいたしました。

これもかつて何か雑誌で間違ひなくあつたと思ふ。うんでもすけれども、防衛庁の幹部の方が防衛産業のことも頭に入れるながら考へないわけにはいきませんというような話が出てきたことがあります。

そこで私は、そういう考え方で見るときに、この新防衛計画の中で、防衛関連メーカー一百三十一社が日本防衛装備工業会といつのをつくつておりますけれども、経団連と一緒にになって、昨年の五月、武器輸出三原則の見直しを求める提言を発表しているわけですね。

ですから、そういうことを見ると、経済界の方は、多くの兵器をつくらせてもらつた方がそれは企業としては利益が上がるわけですからそういう考え方方に立つてしまふけれども、しかし私どもとしては、こういうことで防衛産業との関連の中でのこれからの中長期などを考へられたんではまつたものではないと思うわけですね。その辺についてどうですか。

○政府委員(秋山昌廣君) 先ほど申し上げましたけれども、陸海空自衛隊の力で我が國の防衛を行ふという考え方に基づいて、これは防衛大綱でも「我が國が保有すべき防衛力の内容」につきまして、それぞれその自衛隊に分けて記述してあるわけでございます。

そして、その別表の大綱に部隊編成と同時に、例えば陸上自衛隊でござりますと、「主要装備」として「戦車約九百両」、「主要特科装備約九百門」あるいは「約九百門/両」といったような記述があるわけをございまして、我々としては陸上の自衛力を確保するために戦車はこれは必須の装備品であるというふうに考えておりまして、この戦車について取得をやめるというわけにはまいらないと考えております。

○山口哲夫君 防衛産業との関係。

○政府委員(秋山昌廣君) 防衛大綱には、「防衛力の整備、維持及び運用における留意事項」といふ項目がございまして、その項目の中で「装備品等の整備に当たつては」ということいろいろ書いてあります。そこに「その際、適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配意す

る」という留意事項として書いてあります。

我々は、一国の防衛を確保するに当たりまして、その防衛の装備なし武器を生産ないし整備する防衛産業の基礎を維持するということは、一つ重要なポイントであると認識しております。

○山口哲夫君 その防衛産業の基礎を維持できるようにという、その考え方方が私は非常に問題があると思うんです。

アメリカのアイゼンハワー大統領が、こういう名言を吐いたことがあります。産軍複合体がアメリカの民主主義を崩壊させだらうと。要するに、防衛産業と軍隊との癒着ということについて非常に心配をして述べたことだと思うんです。私も、日本でそういうことになつては大変なことになります。余り軍事産業の維持、基礎の整備なんということを考えるのではなくして、まず日本の防衛力を、崩れるところはきつと削っていくとすることをしつかりやついただきたいということを強く要求しております。

次は、SACOの問題です。沖縄行動委員会、この関連経費をどうして防衛予算と別枠でなければならぬのかといふことです。これまで駐留軍の経費についてはすべて防衛費の中で支出をしていたはずです。ところが、昨年の、八年度の補正予算からこれが別枠になつております。これは明らかに、防衛費を一緒にしておきますと今までの既存の防衛費を削らざるを得なくなる、そういう配慮からやつたんじゃないかとさえ思われますけれども、どうでしょうか。

○山口哲夫君 防衛産業との関係。

○政府委員(佐藤謙君) 今、先生お尋ねのSACO関連経費でござりますけれども、その取り扱いにつきましては、概算要求段階での閣議了解におきまして、予算編成過程で重点的に検討、こういふふうにされ、昨年の十二月一日に出されたSACO最終報告、これに盛り込まれた措置の実施促進に関する閣議決定が行われたことを踏まえまして、政府として、十二月の三日でございましたが、閣議決定が行われまして、「政府全体が協力して、あらゆる努力を行つていくことが必要」であり、これを「的確かつ迅速に実施するた

め、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずること」とされているところでございます。

○山口哲夫君 大臣にお願いしておきたいんですけれども、せっかくGDPの1%を防衛費が切つてしましましたね。しかし、このアメリカの駐留軍経費を別枠にしておきますと、今後普天間基地を海上基地にしようという今動きがありますね、これは数千億から約一兆円くらいかかるだろうと言えている。これを別枠でやっていきますと、そのままいくと思うんです。しかし、防衛費の中に今までと同じように入れれば、これはもう1%を超えてしまいますよ。しかし、1%で抑えなければならぬといふ方針がある以上は、その中でどうしたって抑えていかなければならないと思うんです。これは防衛費を大幅に引き上げるためにどうしてもこれは分けたと、私は思うんです。

ぜひ、これは枠内において、防衛費の枠内でやつていただきたいということを強くお願いしておきたいと思いますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(溝口善兵衛君) SACO関連経費の九年度補正予算の扱いについて、ちょっと補足をさせていただきます。

いわゆるSACO関連経費につきましては、沖縄に関する特別行動委員会最終報告が出来まして、昨年十二月三日に最終報告に盛り込まれた措置の実施促進に関する閣議決定が行われたことを踏まえ、八年度補正予算及び九年度予算において、その同報告に盛り込まれた措置を実施するために防衛関係費として所要額を計上しているところでございます。つまり、防衛関係費の中に含まれていざいます。つまり、防衛関係費の中に含まれていざいます。

○山口哲夫君 それは、今までの防衛予算、駐留軍経費というのは、すべて防衛費の予算として組

んだわけでしょ、自衛隊関係の経費として。しかし、今回は別枠として組んでいるじゃないですか。

○政府委員(溝口善兵衛君) SACO 経費が一つのまとまりとしてではござりますけれども、防衛関係費の一部を構成していることは間違いございません。防衛関係費の一部でございます、中でござります。

○山口哲夫君 全体に言えばそうかもしれないけれども、全然違います。大臣、最後にどうでしょ

うか。

○國務大臣(三塚博君) ただいま本年度補正と本年度、九年度予算ですね、これについてはまだ

ま答弁のとおりでござります。そういうことで、このところは御理解しておいてください。

○委員長(松浦孝治君) 以上をもちまして、委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

〔参照〕

平成九年度一般会計歳入予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入

歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算

に関する説明  
平成九年度一般会計歳出予算並びに大蔵省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申します。

まず、一般会計歳入予算額は七十七兆三千九百億四百万円でありますと、二兆二千八百五十億八千額に比較いたします。

万円の増加となつております。

以下、歳入予算額のうち主な事項につきまし

て、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は五十七兆八千二十億円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、六兆四千五百七十億円の増加となつております。

この予算額は、現行法による租税及び印紙收入見込額五十七兆九千三百三十億円から、平成九年度の税制改正による減収見込額一千百十億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものをお示し上げま

す。

まず、所得税につきましては、住宅取得促進税制の見直しによる減収額を見込んだ上で、二十兆八千八百二十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、租税特別措置の整理合

理化等による増収額を見込んだ上で、十四兆四千三百二十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、税率の改正に伴う影響等を勘案した上で、九兆八千三百三十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税二兆四千六百十億円、酒税二兆六百三十億円、たばこ税一兆六百二十億円、揮発油税一兆九千五百六十億円、関税一兆九百三十億円、印紙収入二兆百九十一億円及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、五十七兆八千二十億円となつております。

第二に、雑収入は二兆五千二百一億四千三百万円でありますと、一千七百十九億四千三百万円の増加となつております。

この収入のうち主なものは、日本銀行納付金三千八百八十九億円、日本中央競馬会納付金四千五百四十三億二千四百万円、特別会計受入金一兆一千八百六十五億六千五百万円等であります。

第三に、公債金は十六兆七千七十億円でありますと、これを前年度当初予算額

と、四兆二千二百一十億円の減少となつております。

この公債金のうち、九兆二千三百七十億円は建設公債の発行によることとし、残余の七兆四千七百億円は、特例公債の発行によることといたします。

なお、特例公債の発行につきましては、別途、執行の特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いいたしております。

最後に、前年度剰余金受入は百七十八億七千四百万円となつております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は十八兆七千四百八十八億八千八百万円でありますと、二千六百十二億九千百万円の減少となつております。

これは、緊急金融安定化資金が六千八百五十億円減少しましたが、他方、国債費が四千二百七十億三千百万円増加したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別会計に繰入につきましては一千七百十五億四千百万円を計上いたしましたが、この経費は、無利子貸付け等の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく産業投資特別会計への繰入れに必要なものであります。

第二に、国債費につきましては十六兆八千三億二千九百万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還及び利子等の支払並びにこれらの債務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、中小企業信用保険公庫等二機関に対し一般会計から出資するため必要な経費として四千六十億円を計上いたしておりますが、その内訳は、中小企業信用保険公

庫九十五億円、海外経済協力基金三千八百六十億円であります。

第四に、経済協力費につきましては五百五億円を計上いたしておりますが、この経費は、国際開発金融機関を通じて供与する発展途上に対する経済協力等に必要なものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三十五億円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、造幣局特別会計におきましては、歳入一千百七億五千六百万円、歳出一千五十三億八千百万円、差引き六十三億七千六百万円の歳入超過となつております。

次に、印刷局特別会計におきましては、歳入一千百七十九億九千七百万円となつております。

次に、當省所管の特別会計におきましては、歳入一千五百九十九億九千七百万円となつております。

まず、造幣局特別会計におきましては、歳入一千五百九十九億九千七百万円となつております。

次に、當省所管の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたくと存じます。

まず、国民金融公庫におきましては、収入四千十五億九千四百万円、支出四千二百十億一千八百円、差引き百九十四億二千四百万円の支出超過となつております。

次に、當省所管の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたくと存じます。

このほか、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたくと存じます。

以上、當省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。